

第5期障がい者計画

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画



平成 30 年 3 月

はじめに

本市では、平成27年3月に「第4期障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、「障がいのある人が地域社会の中で自分らしく生きる」ことを基本に、関係施策に取り組んでまいりました。

その後、障がい者の権利擁護の推進、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援、障がい児支援のニーズの多様化など、福祉施策は複雑多岐にわたってきております。

このような障がい福祉を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、基本理念を「健康で安心して暮らすことができるまちづくり」とし、「第5期障がい者計画」、「第5期障がい福祉計画」を、さらに、障がい児福祉サービス等の提供体制を整備し、事業の円滑な実施を確保するため、新たに「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

今後は、子どもから老年期までのライフステージに合わせた継続した支援体制の構築を目指し、各事業者や関係機関と連携しながら、障がいのある方もない方も、みんなの笑顔が輝き、希望が持てるよう、100年先を見据えた共生社会の実現のため、本計画を着実に推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力をいただきました「南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で貴重なご意見をいただきました多くの市民、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

南相馬市長 門馬和夫

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 国計画の主な内容	6
(1)第4次障害者基本計画について	6
(2)第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について	7
3 計画の位置付け	9
4 計画の期間	11
5 計画の策定体制	12
(1)市民協働での仕組みづくり	12
(2)障がい福祉に関するアンケート調査の実施	13
(3)関係団体ヒアリング調査の実施	13
(4)パブリックコメント等の住民意見の聴取	14
第2章 障がい者をとりまく現状	15
1 障がい者等の推移	17
(1)人口・世帯数の推移	17
(2)障がい者等の状況	18
(3)就労の状況	24
(4)健診の状況	25
(5)就学の状況	26
2 障がい福祉に関するアンケート調査結果	28
(1)権利擁護について	28
(2)障がい福祉サービスについて	30
(3)療育・保育・教育について	32
(4)地域生活について	34
(5)保健・医療サービスについて	36
(6)就労について	37
(7)市内の生活環境について	39
(8)災害時の避難について	41
3 関係団体ヒアリング調査結果	43
(1)障がい者雇用について	43
(2)地域生活への移行について	43
(3)災害時の避難について	43
(4)障がいのある子どもとその家族への支援について	44
(5)その他	44
第3章 計画の基本理念と体系	45
1 基本理念	47
2 計画の基本目標及び基本施策	48
3 計画の体系	50

第4章 障がい者計画の施策の展開	53
1 権利擁護・合理的配慮の推進	55
(1)障がいのある人に対する市民の理解促進	55
(2)差別解消・虐待防止・権利擁護の充実	56
(3)経済的安定施策の周知	58
2 障がいのある人への支援の充実	59
(1)障がいのある人への支援施策の普及	59
(2)相談体制の充実	59
(3)日常生活を支えるサービスの充実	60
(4)福祉を担う人材の確保・養成	61
(5)発達障がい者への支援	62
(6)障がいのある人の高齢化への対応	62
3 障がいのある子どもへの支援の充実	63
(1)障がいのある子どもへの支援	63
(2)障がいのある子どもの親への支援	64
(3)切れ目のない支援体制の構築	64
(4)保育・教育・医療との連携	65
(5)発達障がい児への支援	67
4 地域における支援体制の充実	68
(1)地域自立支援協議会の運営の強化	68
(2)障がい者関係団体との連携強化	68
(3)地域における交流の推進	70
(4)地域移行・地域定着支援の充実	71
(5)地域生活支援拠点等の整備	72
5 保健・医療サービスの充実	74
(1)健康づくりの推進	74
(2)保健・医療との連携	74
(3)心の健康の充実	75
6 社会参加の促進と自立への支援	77
(1)障がいのある人の雇用(就労)の場の確保	77
(2)就労定着に向けた支援	78
(3)スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実	79
7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進	81
(1)やさしいまちづくりの推進	81
(2)障がいのある人の生活の場の確保	82
(3)防犯対策の推進	83
(4)情報提供の充実	84
8 地震からの復興と災害対策の推進	85
(1)震災からの復興	85
(2)災害対策	86

第5章 障がい福祉計画の事業の展開	89
1 成果目標の設定.....	91
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	91
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	92
(3)地域生活支援拠点等の整備.....	92
(4)福祉施設から一般就労への移行	93
2 自立支援給付事業の推進.....	95
(1)訪問系サービス.....	96
(2)日中活動系サービス.....	98
(3)居住系サービス.....	104
(4)相談支援.....	106
3 地域生活支援事業の実施.....	108
(1)理解促進研修・啓発事業.....	108
(2)相談支援事業	108
(3)コミュニケーション支援事業.....	110
(4)日常生活用具給付等事業	111
(5)移動支援事業	112
(6)地域活動支援センター機能強化事業.....	113
(7)訪問入浴サービス事業.....	114
(8)日中一時支援事業	114
(9)社会参加促進事業	115
第6章 障がい児福祉計画の事業の展開	117
1 成果目標の設定.....	119
(1)障害児支援の提供体制の整備等	119
2 障害児通所及び障害児相談の周知と事業の充実.....	120
(1)児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援.....	121
(2)障害児相談支援	123
(3)医療的ケア児調整コーディネーター配置人数	124
(4)子ども・子育ての支援等における体制整備	124
第7章 計画の推進	125
第8章 資料編.....	129
1 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会共同設置要綱	131
2 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会委員名簿	134
3 計画策定の経緯	137

<「障がい」の表記について>

障害の「害」という漢字が、マイナスのイメージを受け好ましくないという意見があるため、本計画では、法令用語、施策名称、固有名詞を除いて、ひらがな表記にしています。

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

国では、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを見て、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」が施行され、また、平成28年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号）」の一部施行、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法平成28年法律第29号）」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号）」の施行等、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

さらに、平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」が公布され、平成30年4月からの施行となりました。この法律では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るために環境整備等を行うことを目的としています。

平成29年3月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、地域共生社会の実現のための規定の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援の提供体制の計画的な整備、発達障害者支援の一層の充実が示されています。

平成29年4月に示された「障害者基本計画（第4次）の策定に当たっての基本的考え方」においては、各分野に共通する横断的視点として、障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障害特性等に配慮したきめ細かい支援、性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援、P D C Aサイクル等を通じた実効性ある取組の推進が示されています。

本市では、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とした「第4期 障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、国の制度改正、障がいのある人の震災後の生活や置かれている環境と社会経済情勢の変化等を踏まえて、障がい者施策の推進を計画的に図ってきました。

このたび、「第4期 障がい者計画・障がい福祉計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針を踏まえて「第5期 障がい者計画」「第5期 障がい福祉計画」を策定することといたしました。

なお、今般の児童福祉法の改正に基づき、「第1期 障がい児福祉計画」を一体的に策定することとします。

[障がい者制度改革の動向]

平成18年4月～「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等



平成19年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名（※平成26年1月批准）

- 障がい者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利等を保障、障がいに基づく差別を禁止



平成22年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成 22 年 12 月の
「障害者制度改革推進会議」
にて「障害者制度改革の推進の
ための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」等の一部改正

- 公布日（平成 22 年 12 月 10 日）施行
・発達障害が障害者自立支援法の対象になることの明確化
- 平成 23 年 10 月 1 日施行
・グループホーム利用の助成
- 平成 24 年 4 月 1 日施行
・応能負担原則への見直し
・支給決定プロセスの見直し

平成 23 年 8 月成立
「障害者基本法」改正

- 公布日（8 月 5 日）施行
一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

平成 24 年 6 月成立（平成 25 年 4 月施行）
「障害者総合支援法」制定

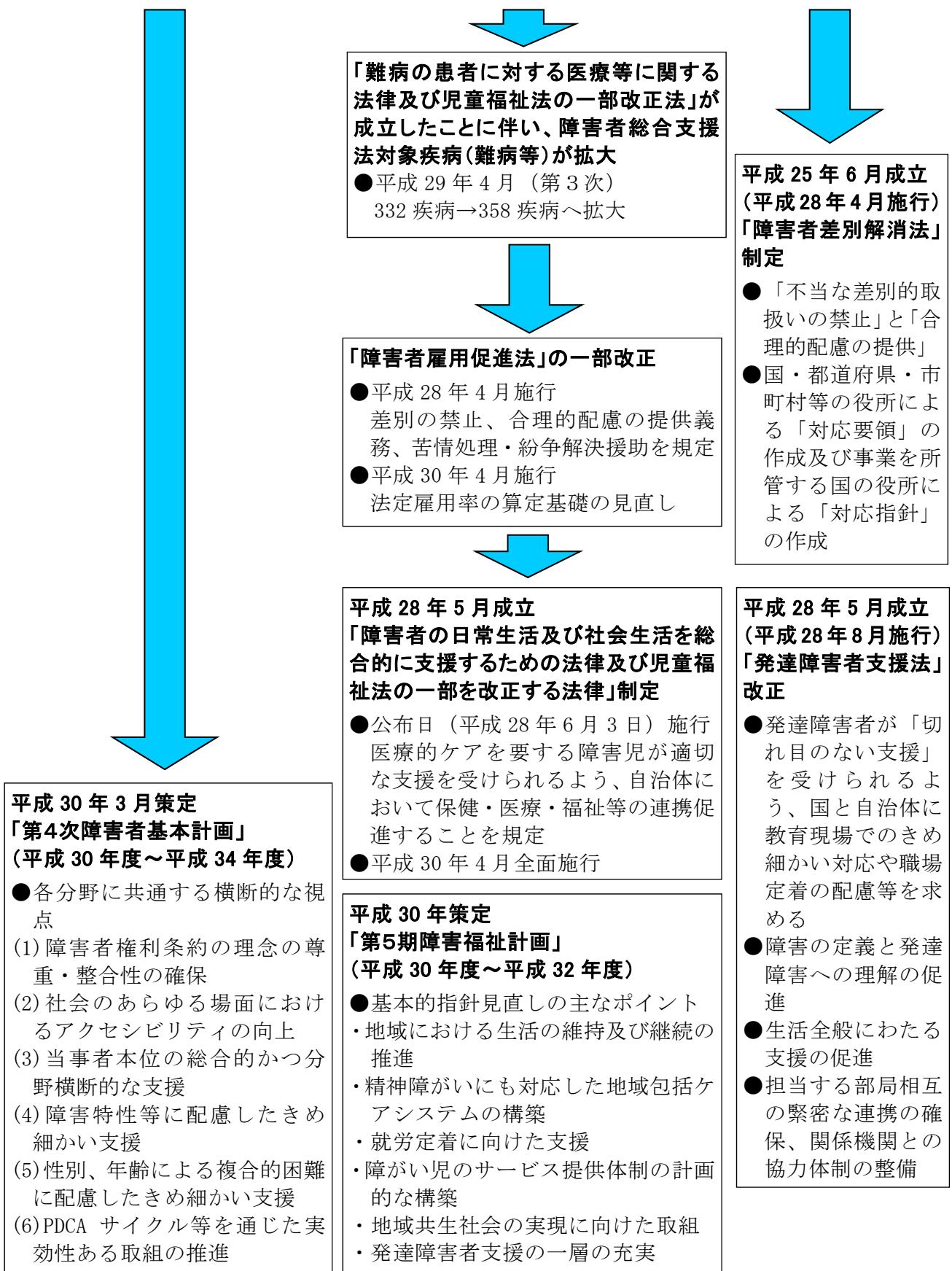
- 社会モデルに基づく理念の具体化
- ケアホームとグループホームの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援等
- 地域生活支援事業の追加

平成 25 年 9 月閣議決定
「第3次障害者基本計画」
(平成 25 年度～平成 29 年度)

- 5 年計画に変更
- 基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障害者の自己決定の尊重）
- 安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の分野追加

[障がい者制度改革の動向の続き]

共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准へ(平成 26 年 2 月 19 日～)



2 国計画の主な内容

(1) 第4次障害者基本計画について

障害者基本計画(第4次)の策定に当たっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画(第4次)の位置付け

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成30(2018)年度から34(2022)年度までの5年間

2. 障害者基本計画(第4次)の背景

背景①：障害者権利条約の批准⇒分野横断的な課題と指摘される性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性確保が必要
背景②：障害者差別解消法の施行⇒差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、アクセシビリティの一層の向上が必要
背景③：2020東京パラリンピックの開催決定⇒先進的な取組を世界に示せるよう、世界の範となる障害者施策の実現が必要

課題①：アクセシビリティの向上

- 社会的障壁の除去のため、障害者のアクセシビリティ向上の環境整備が重要
- 社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れることを通じ、社会全体で強力に取組を推進

課題②：性別、年齢による複合的困難への配慮

- 障害のある女性や障害のある子供は複合的困難な状況に置かれる場合がある
- 複合的困難に直面する障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障害者施策を策定・実施

課題③：統計・PDCAサイクルの充実

- “Evidence Based Policy”的観点から障害当事者の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要
- PDCAサイクルを構築・着実に実行し、障害者施策の不断の見直しを行っていく

3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

(5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援

(6) PDCAサイクル等を通じた実効性ある取組の推進

4. 命の大切さ等に係る国民の理解促進

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害者と障害のない者が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、国民の理解促進に努める。

各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

7. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

3. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

9. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子供に対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

(2) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について

- 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針（平成29年3月告示）
平成30～平成32年度の3年間の計画を策定するにあたって参考すべき基準。

地域共生社会の実現に向けた取組

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

障害児支援の提供体制の計画的な整備

障害児支援の提供体制の確保

発達障害者支援の一層の充実

発達障害者支援地域協議会の設置

成果目標の見直し・障害児支援に係る目標設定

[主なポイント]

○ 地域共生社会の実現のための規定の整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進する。

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定める。

→ 平成32年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会等保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置（広域設置も可）。

○ 障害児支援の提供体制の計画的な整備

①地域支援体制の構築

・児童発達支援センター（児童福祉法）の専門機能を強化し、地域における中核的な支援施設として位置付ける

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

③地域社会への参加・地域による支えあいの推進

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

・重症心身障害児　　・医療的ケア児*

・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児

・虐待を受けた障害児

*医療的ケア児：経管栄養・人工吸引等何らかの医療的な配慮が必要な子ども

⑤障害児相談支援の提供体制の確保

○ 発達障害者支援の一層の充実

・都道府県及び指定都市は、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置を進める。

・発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会の設置に努める。

新規サービス（市町村対応）

・自立生活援助
(施設やグループホームを利用していた人を対象とする定期巡回や随時対応サービス)

・就労定着支援

・居宅訪問型児童発達支援

●障害福祉サービス等の成果目標の見直し

福祉施設から地域生活への移行促進	<p>【移行者の増加】 →平成 28 年度末時点の施設入所者の 9 %以上を地域生活へ移行</p> <p>【入所者の削減】 →平成 28 年度末時点の施設入所者の 2 %以上を削減 ※ 4 期計画目標の未達成分は積み上げが求められる</p>
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>【協議の場の設置】 市町村ごとに協議会やその専門部会等保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する（広域設置も可）</p> <p>【精神病床における早期退院率】（都道府県） →入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、6 か月時点 84%以上、1 年時点 90%以上</p> <p>【在院期間 1 年以上の長期在院者数の減少】（都道府県） →65 歳未満、65 歳以上それぞれの目標値を国が提示する推計式により設定</p>
地域生活支援拠点等の整備	障害者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性の確保、サービス拠点整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能）
福祉施設から一般就労への移行促進	<p>【移行者の増加】 →平成 28 年度実績の 1.5 倍以上</p> <p>【就労移行支援事業の利用者の増加】 →平成 28 年度末の実績から 2 割以上増加</p> <p>【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】 →利用者の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上に</p> <p>【就労定着支援】 →支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上に</p>

●障害児支援に係る目標の設定

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する（圏域設置も可） ・全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築（児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等）
重症心身障害児を支援する事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する（圏域設置も可）
医療的ケア児のための協議の場の設置	平成 30 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する（圏域設置も可）

3 計画の位置付け

障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき策定する市町村障害者計画であり、障がい者施策全般の基本的方向性・目標を総合的に定める計画です。

第5期障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）」第88条に基づき策定する市町村障害福祉計画であり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定める計画です。

第1期障がい児福祉計画は、「児童福祉法」の一部改正により、同法第33条の20に基づき新たに策定する市町村障害児福祉計画であり、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定める計画です。市町村障害児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20第6項及び「障害者総合支援法」第88条第6項の規定により、市町村障害福祉計画と一体に策定することができる計画であるとされていることから、第5期障がい福祉計画と一体的に策定するものとします。

○障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。

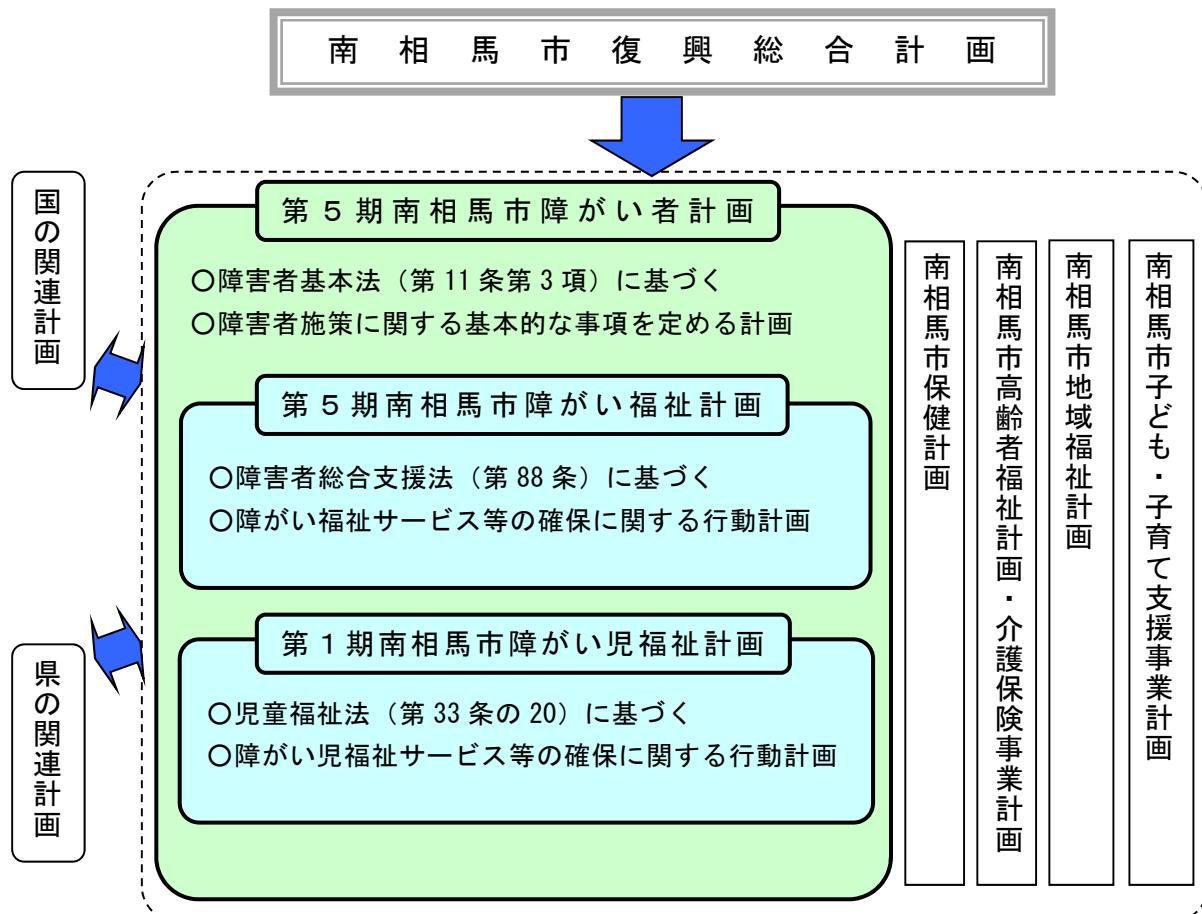
○障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めるものとする。

○児童福祉法 第33条の20第1項

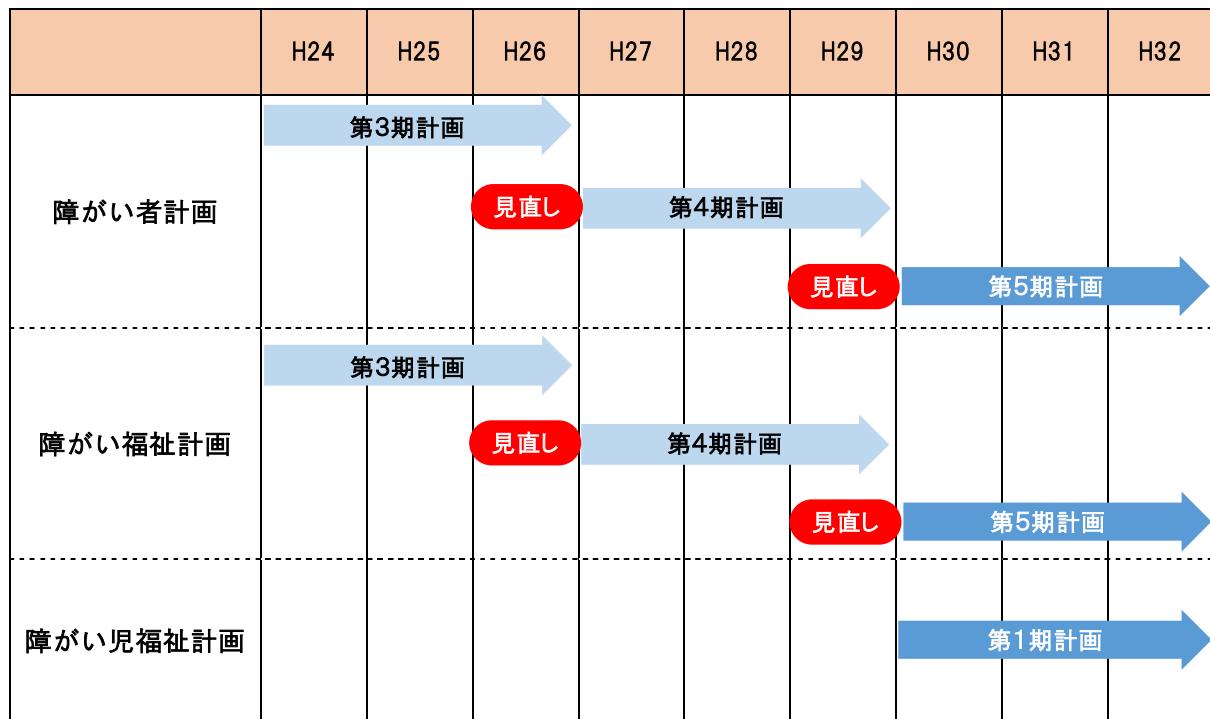
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）を定めるものとする。

本計画は、障がいのある人が自立した生活のもと安心して暮らすことができるとともに、障がいのある人もない人も一人の人間として尊重され、互いに思いやりをもつて生き生きと暮らせるまちづくりの推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、現行計画における取り組み上の課題等を踏まえ、策定するものです。



4 計画の期間

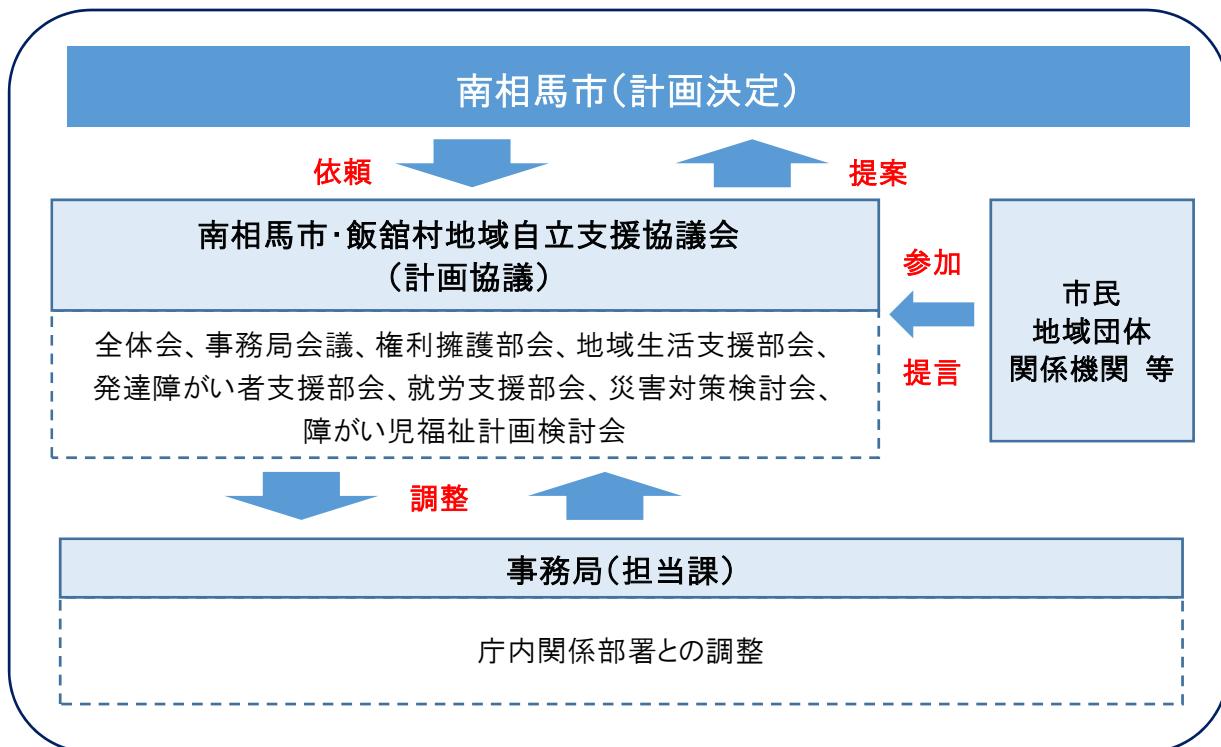
「第5期 障がい者計画」及び「第5期 障がい福祉計画・第1期 障がい児福祉計画」は、平成30年度から32年度（2020年度）までの3か年計画です。平成32年度（2020年度）末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。



5 計画の策定体制

(1) 市民協働での仕組みづくり

計画策定にあたっては、障害者総合支援法第88条第9項及び児童福祉法第33条の20第9項において、「市町村障害（児）福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ協議会の意見を聞くように努めなければならない。」と規定されていることから、市民や医療・教育・保健・福祉・経済等の多様な分野の関係機関、地域団体、民間事業所や行政機関で構成する「南相馬市・飯館村地域自立支援協議会」において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めました。



●南相馬市

南相馬市は本計画の決定機関として、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会の提案を尊重し、府議において計画を決定します。また、担当課は計画策定全般にわたる事務局機能全般及び府内調整を行います。

●南相馬市・飯館村地域自立支援協議会

南相馬市・飯館村地域自立支援協議会は、計画を協議する機関であり、相談支援、保健医療、教育、就労支援、権利擁護等の各関係機関で構成します。

●市民、地域団体、関係機関 等

市民、地域団体、関係機関は、計画を推進する主体者として、アンケートやパブリックコメントを通じた計画全般への意見を提言し、計画策定及び計画推進に積極的に関与していただきます。

(2) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

①調査の目的

「第5期 障がい者計画」及び「第5期 障がい福祉計画・第1期 障がい児福祉計画」を策定するにあたり、市内の障がいのある方の生活の様子や障がい福祉サービス利用の実態、将来の希望等を把握するとともに、本市の現状や課題等を抽出・分析して計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

②調査期間

平成29年7月20日（木）～平成29年8月8日（火）

※集計処理にあたっては、8月31日着分の調査票まで含めています

③調査対象

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証を所持している方、障がい福祉サービス利用者、難病の方 2,000人

④調査方法

郵送による配布・回収

※回収率向上策として、札状兼督促状を平成29年8月2日（水）に発送しました

⑤回収状況

配布数①	総回収数	有効回収数②	有効回収率 ②／①
2,000	1,125	1,124	56.2%

(3) 関係団体ヒアリング調査の実施

①発達支援関係団体ヒアリング

i 調査の目的

市内の発達支援関係団体に対し、災害時の避難についての課題や市・学校に対しての要望等を中心に意見をいただき、計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

ii 実施日時

平成29年8月28日（月） 10：00～

iii 実施場所

原町保健センター

iv 参加団体

しゃべり場 つぼみの会（発達支援子育てサークル）

v 調査テーマ

「災害時の避難」「利用したい・強化してほしい福祉サービス」
「学校や南相馬市への要望」

②障がい児・者団体ヒアリング

i 調査の目的

市内の障がい児・者団体に対し、障がいのある方の雇用、地域での生活、災害時の不安等についての課題や市への要望等を中心に意見をいただき、計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

ii 実施日時

平成 29 年 9 月 12 日（火） 10：00～

iii 実施場所

南相馬市役所 東庁舎 第 2 会議室

iv 参加団体

障がい児者ひまわりの会、福島県視覚障害者福祉協会 相双方部、
福島県自閉症協会相双分会、南相馬市身体障害者福祉会、手話サークル耳通口、
太陽の会、全国パーキンソン病友の会 福島県支部 相双方部会（順不同）

※参加予定だったあさがお家族の会、南相馬市原町手をつなぐ親の会、おひさまクラブは欠席

v 調査テーマ

「活動内容や会員からの要望・課題等」「障がい者雇用」「地域生活」
「災害時の不安・課題」「南相馬市への要望」

（4）パブリックコメント等の住民意見の聴取

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策等の案をよりよいものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画についても素案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ、社会福祉課、市民課総合案内窓口、各区役所市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センターにおいて計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

第2章 障がい者をとりまく現状

第2章 障がい者をとりまく現状

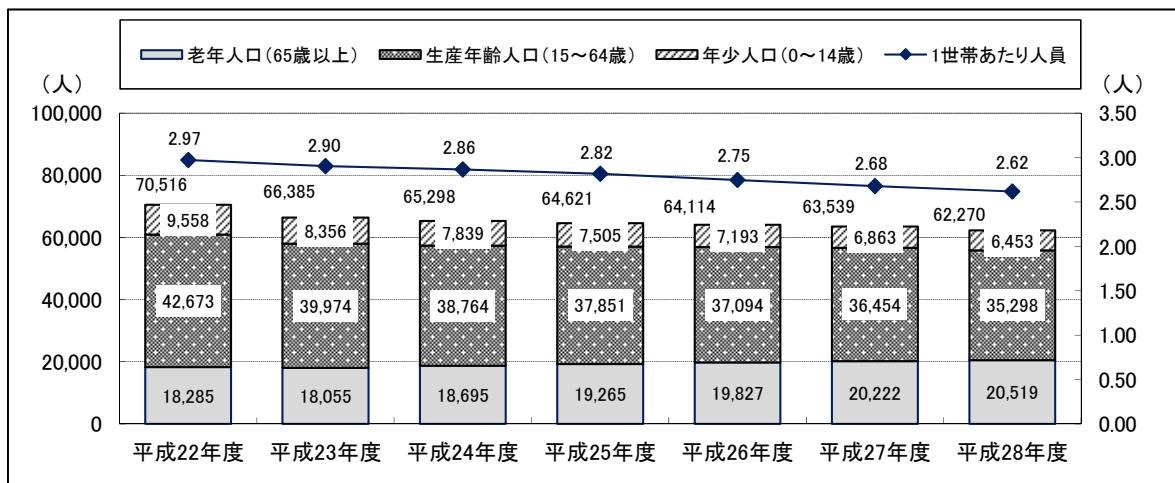
1 障がい者等の推移

(1) 人口・世帯数の推移

各年度末時点での本市の総人口の推移は、平成28年度末時点で62,270人と、平成22年度末の70,516人から8,246人減少（11.7%減）しています。高齢者人口割合については平成22年度から平成28年度にかけて増加、一方で年少人口割合と生産年齢人口割合については減少しており、少子高齢化が進行している状況がうかがえます。

また、世帯数については平成25年度以降は年々増加しており、平成28年度末には23,779人となっています。これにより、1世帯あたりの人数は減少し続けています。

<人口・世帯数の推移（各年度末現在）>



出典：南相馬市住民基本台帳

<人口・世帯数の推移（各年度末現在）>

（単位：人・世帯・%）

項目\年度	22	23	24	25	26	27	28
総人口	70,516	66,385	65,298	64,621	64,114	63,539	62,270
0~14歳	9,558	8,356	7,839	7,505	7,193	6,863	6,453
年少人口割合	13.6	12.6	12.0	11.6	11.2	10.8	10.4
15~64歳	42,673	39,974	38,764	37,851	37,094	36,454	35,298
生産年齢人口割合	60.5	60.2	59.4	58.6	57.9	57.4	56.7
65歳以上	18,285	18,055	18,695	19,265	19,827	20,222	20,519
高齢者人口割合	25.9	27.2	28.6	29.8	30.9	31.8	33.0
世帯数	23,726	22,870	22,795	22,936	23,335	23,716	23,779
1世帯あたりの人数	2.97	2.90	2.86	2.82	2.75	2.68	2.62

※平成24年7月9日の住民基本台帳法改正により、平成24年度から外国人住民を含んでいます。

出典：南相馬市住民基本台帳

(2) 障がい者等の状況

①障害児者手帳所持者数の推移

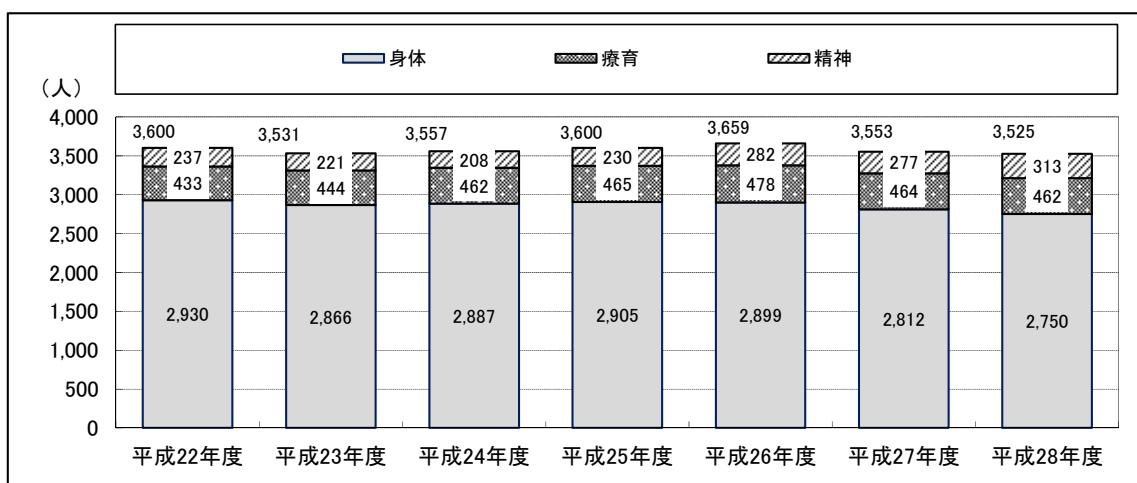
各年度末時点での本市の障がい児者数について、各種手帳所持者数を合算した人数の推移をみると、平成28年度末で3,525人と、平成22年度末の3,600人から75人減少(2.1%減)していますが、前頁のとおり市内的人口自体が減少しており、人口における障害児者手帳所持者の割合としては、平成22年度末の5.1%から平成28年度末では5.7%と増加しています。

また、手帳の種類別でみると、身体障害者手帳所持者は平成22年度から平成26年度まで2,900人前後で推移していましたが、平成27年度以降は減少傾向となり、平成28年度末には2,750人となっています。

療育手帳所持者は平成22年度から平成26年度まで増加傾向、平成27年度以降は減少傾向となり、平成28年度末には462人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は平成25年度以降は増加傾向となっており、平成28年度末には313人となっています。

<障害児者手帳所持者数の推移（各年度末現在）>



出典：南相馬市社会福祉課

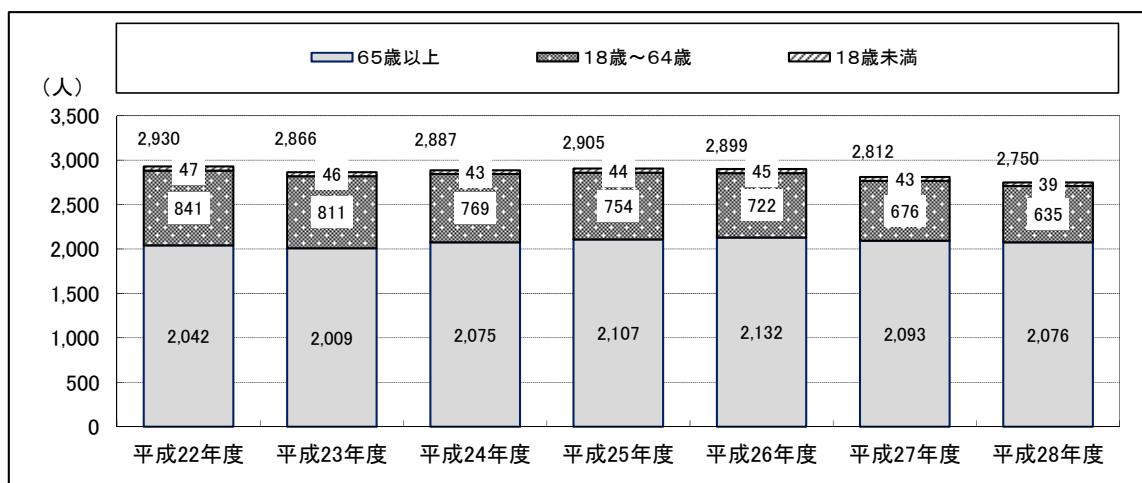
②身体障害者手帳所持者数の推移

各年度末時点での本市の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成28年度末では2,750人と、平成22年度末の2,930人から180人減少（6.1%減）しています。

年代別にみると、平成28年度末の65歳以上は2,076人（平成22年度から34人増加、1.7%増）、18歳～64歳は635人（平成22年度から206人減少、24.5%減）、18歳未満は39人（平成22年度から8人減少、17.0%減）となっており、65歳以上では増加、18歳未満と18歳～64歳では減少しています。

人口における身体障害者手帳所持者数の割合としては、平成22年度末の4.2%から平成28年度では4.4%と増加しています。

<身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）>



出典：南相馬市社会福祉課

<身体障害者手帳所持者の等級の推移（各年度末現在）>

(単位：人)

年度 等級	22	23	24	25	26	27	28
1級	935	925	932	943	939	926	908
2級	455	430	416	405	405	380	371
3級	434	431	432	456	452	430	429
4級	644	632	657	657	647	633	606
5級	247	238	237	227	228	222	216
6級	215	210	213	217	228	221	220
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	2,930	2,866	2,887	2,905	2,899	2,812	2,750

出典：南相馬市社会福祉課

<身体障害者手帳所持者の障がい種類別の内訳（平成28年度末現在）>

(単位：人)

種類 等級	視覚 障がい	聴覚 平衡 機能障 がい	音声・ 言語そ しゃく 機能 障がい	肢体 不自由	心臓 機能	呼吸器 機能	じん臓 機能	肝臓 機能	ぼうこう 直腸 ・ 小腸 ・ 免疫機能	
1級	72	2	0	247	409	9	165	3	1	908
2級	55	40	3	266	1	3	0	0	3	371
3級	10	18	19	255	90	23	3	0	11	429
4級	7	61	7	379	45	5	1	0	101	606
5級	31	2	0	183	0	0	0	0	0	216
6級	27	89	0	104	0	0	0	0	0	220
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	202	212	29	1,434	545	40	169	3	116	2,750

出典：南相馬市社会福祉課

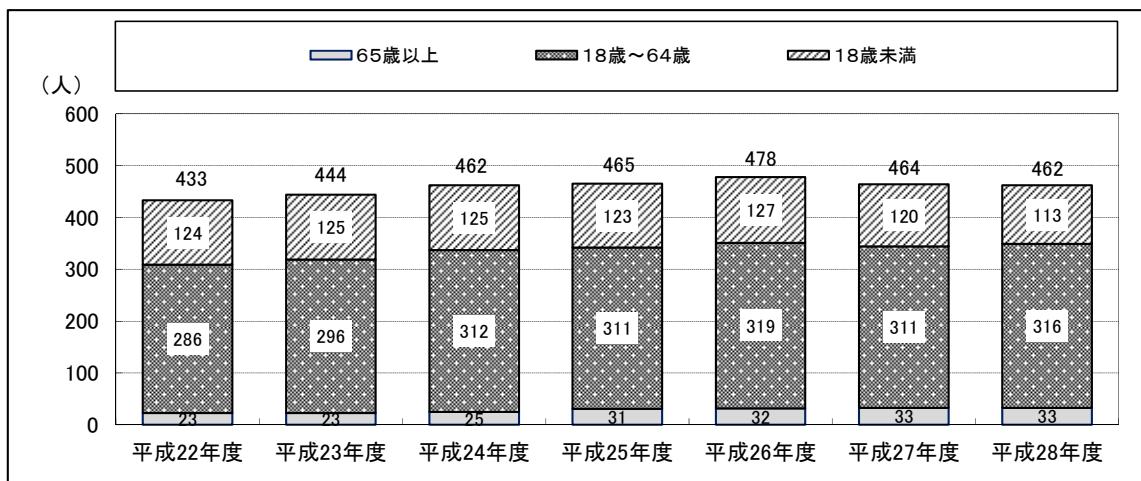
③療育手帳所持者数の推移

各年度末時点での本市の療育手帳所持者数の推移をみると、平成 28 年度末では 462 人と、平成 22 年度末の 433 人から 29 人増加（6.7% 増）しています。

年代別にみると、平成 28 年度末の 65 歳以上は 33 人（平成 22 年度から 10 人増加、43.5% 増）、18 歳～64 歳は 316 人（平成 22 年度から 30 人増加、10.5% 増）、18 歳未満は 113 人（平成 22 年度から 11 人減少、8.9% 減）となっており、65 歳以上と 18 歳～64 歳では増加、18 歳未満では減少しています。

人口における療育手帳所持者数の割合としては、平成 22 年度末の 0.6% から平成 28 年度では 0.7% と増加しています。

<療育手帳所持者数の推移（各年度末現在）>



出典：南相馬市社会福祉課

<療育手帳所持者の等級の推移（各年度末現在）>

(単位：人)

年度 障がい 程度	22	23	24	25	26	27	28
A（最重度）	10	11	12	12	17	18	19
A（重度）	115	122	122	118	114	110	106
B（中度）	211	207	211	209	206	202	195
B（軽度）	97	104	117	126	141	134	142
計	433	444	462	465	478	464	462

出典：南相馬市社会福祉課

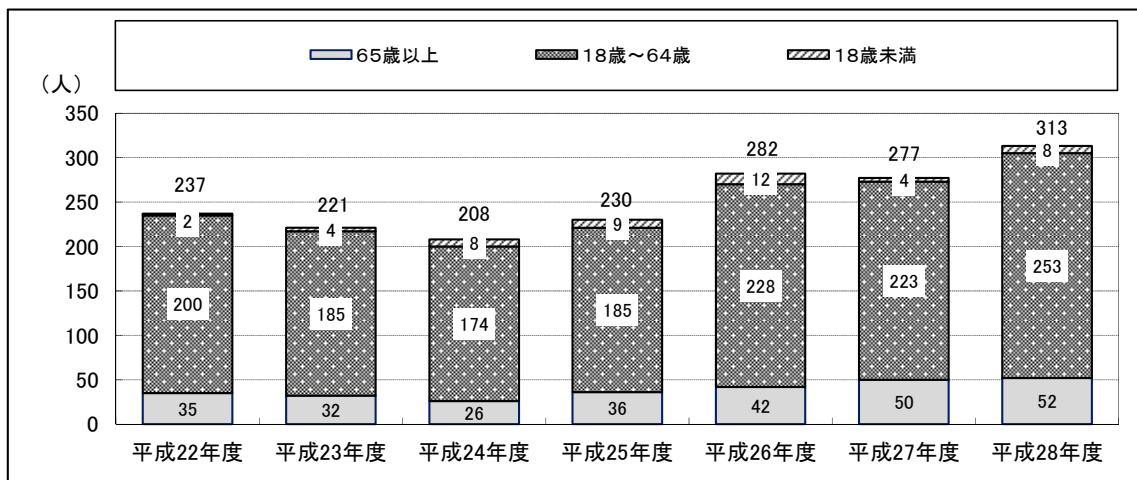
④精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年度末時点での本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 28 年度末では 313 人と、平成 22 年度末の 237 人から 76 人の大幅増加（32.1% 増）となって います。

年代別にみると、平成 28 年度末の 65 歳以上は 52 人（平成 22 年度から 17 人増加、48.6% 増）、18 歳～64 歳は 253 人（平成 22 年度から 53 人増加、26.5% 増）、18 歳未満は 8 人（平成 22 年度から 6 人増加、300.0% 増）となっており、いずれの年代においても増加 しています。

人口における精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合としては、平成 22 年度末の 0.3% から平成 28 年度では 0.5% と増加しています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



出典：南相馬市社会福祉課

＜精神障害者保健福祉手帳所持者の等級の推移（各年度末現在）＞

（単位：人）

年度 等級	22	23	24	25	26	27	28
1 級	48	40	26	35	41	34	42
2 級	147	139	139	141	173	168	190
3 級	42	42	43	54	68	75	81
計	237	221	208	230	282	277	313

出典：南相馬市社会福祉課

⑤自立支援医療受給者の状況

本市の自立支援医療費受給者数の推移をみると、更生医療及び精神通院は平成24年度から平成26年度にかけて減少傾向、平成27年度以降は増加傾向となっており、平成28年度の更生医療受給者証所持者数は20人、精神通院医療受給者証所持者数は624人となっています。育成医療受給者証所持者数は、平成26年度以降は4人で推移しています。

<自立支援医療受給者数の推移>

(単位：人)

項目	年度 24	25	26	27	28
更生医療受給者証 所持者数(各年度実人数)	20	19	15	21	20
育成医療受給者証 所持者数(各年度実人数)	3	1	4	4	4
精神通院医療受給者証 所持者数(各年度末現在)	651	557	537	575	624
計	674	577	556	600	648

出典：福島県、南相馬市

⑥特定疾患患者の状況

本市の特定疾患患者の状況をみると、指定難病医療費受給者証交付数については難病の対象疾病が拡大されたこと等もあって増加傾向であり、平成28年度には520人となっています。一方、小児慢性特定疾病医療費受給者証交付数については減少傾向であり、平成28年度には30人となっています。

<特定疾患患者数の推移>

(単位：人)

項目	年度 24	25	26	27	28
指定難病医療費受給者 証交付数 (各年度末現在)	473	483	492	508	520
小児慢性特定疾病 医療費受給者証交付数 (各年度10月1日現在)	46	49	44	35	30

出典：福島県

(3) 就労の状況

福島県の障がい者雇用数をみると、平成 29 年度の常用労働者数 237,544.0 人に対して障がい者数 4,623.0 人（実雇用率 1.95%）と、平成 22 年度から増加傾向にあります。雇用率達成企業についても、平成 29 年度の対象企業数 1,326 社に対して法定雇用率（一般的民間企業 2.0%）を達成しているのが 55.7% と、平成 22 年度から上昇傾向にあります。

また、ハローワーク相双の障がい者雇用数をみると、平成 23 年度には震災の影響により、常用労働者数、障がい者数が共に減少、翌平成 24 年度も同様に減少しましたが、以降は増加傾向にあり、平成 29 年度には常用労働者数 8,502.0 人に対して障がい者数 189.5 人（実雇用率 2.23%）となっています。雇用率達成企業については、平成 24 年度の法定雇用率達成企業の割合が 52.5% と、平成 23 年度の 63.9% と比べ大幅に下降していますが、以降は上昇傾向にあり、平成 29 年度には対象企業数 81 社に対して法定雇用率達成企業が 70.4% となっています。

<民間企業における雇用状況(各年 6月 1日現在)>

法定雇用率 2.0%

	年度	対象企業数	常用労働者数	障がい者数	実雇用率 (%)	雇用率達成企業の割合 (%)
福島県	22	1,054	198,766	3,280.5	1.61	45.9
	23	1,040	207,320.0	3,301.5	1.59	46.8
	24	1,079	210,957.0	3,458.0	1.64	48.4
	25	1,213	219,780.0	3,716.5	1.69	46.6
	26	1,260	224,391.5	3,957.5	1.76	47.9
	27	1,308	230,980.0	4,244.5	1.84	50.5
	28	1,319	234,638.5	4,456.0	1.90	53.6
	29	1,326	237,544.0	4,623.0	1.95	55.7
相双	22	87	10,922	186.0	1.70	59.8
	23	61	8,014.5	154.5	1.93	63.9
	24	61	7,305.0	129.5	1.77	52.5
	25	67	7,689.0	130.5	1.70	55.2
	26	66	7,972.0	153.5	1.93	62.1
	27	70	7,910.5	164.0	2.07	61.4
	28	71	7,554.0	176.5	2.34	69.0
	29	81	8,502.0	189.5	2.23	70.4

* 平成 25 年 4 月 1 日に法定雇用率が 1.8% から 2.0% に改正されたため、対象企業は平成 24 年度まで 56 人以上、平成 25 年より 50 人以上規模となっている。なお、平成 30 年 4 月 1 日には、法定雇用率が 2.3%（経過措置として、当面の間は 2.2%）に改正される。

* 常用雇用重度身体・知的障がい者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障がい者は 0.5 カウントしている。

* 平成 23 年より短時間労働者も 0.5 人として雇用率算定の対象としている。

出典：ハローワーク相双 障害者の雇用状況の推移

(4) 健診の状況

健診で経過観察※が必要となった幼児数をみると、1歳6か月児は平成28年度末で要観察幼児数151人、要観察幼児率45.2%となっています。

また、3歳児は平成28年度末で要観察幼児数68人、要観察幼児率24.7%となっています。

※健康診査時に助言指導を行い、その結果の確認やその経過を定期的に確認する必要があり、主に言語や運動、精神発達の遅れ等があげられる。

<健診で経過観察が必要となった幼児数（各年度末現在）>

	年度 項目	22	23	24	25	26	27	28
1歳 6か月 児	健康診査 対象幼児数	557	163	179	236	258	326	335
	健康診査 受診幼児数(A)	549	159	174	231	248	322	334
	要観察 幼児数(B)	200	80	104	151	122	183	151
	要観察 幼児率(B/A)	36.4%	50.3%	59.8%	65.4%	49.2%	56.8%	45.2%
3歳児	健康診査 対象幼児数	586	224	243	250	247	291	284
	健康診査 受診幼児数(C)	562	209	238	239	240	286	275
	要観察 幼児数(D)	236	99	102	129	85	122	68
	要観察 幼児率(D/C)	42.0%	47.4%	42.9%	54.0%	35.4%	42.7%	24.7%

出典：南相馬市健康づくり課

(5) 就学の状況

小学校の就学状況をみると、平成 23 年度には震災の影響により、児童数・特別支援学級在籍児童数が共に大幅減となりましたが、それ以降は概ね増加傾向であり、平成 29 年度の児童数は 2,158 人、うち特別支援学級在籍児童数は 79 人となっています。福島県立相馬支援学校通学児童数については増減を繰り返しており、平成 29 年度は 15 人となっています。

中学校の就学状況をみると、平成 23 年度には震災の影響により生徒数が 1,000 人を下回り、以降は平成 27 年度まで増加傾向にありました。一方、特別支援学級在籍生徒数は震災の影響で減少した平成 23 年度以降は平成 27 年度まで横ばい、平成 28 年度からは増加傾向であり、平成 29 年度は 31 人となっています。相馬支援学校通学生徒数については増減を繰り返しており、平成 29 年度は 13 人となっています。

高校の就学状況をみると、相馬支援学校通学生徒数については平成 27 年度の 33 人がピークで、以降は減少傾向にあり、平成 29 年度は 24 人となっています。

<市内(市外)小中学校及び高等部の就学状況(各年度5月1日現在)>

(単位：人)

小学校	年度 項目	22	23	24	25	26	27	28	29
	①市内児童数	4,028	1,252	1,920	2,037	2,132	2,150	2,166	2,158
	内：特別支援学級 在籍児童数	64	26	44	43	50	57	74	79
	②相馬支援学校* 通学児童数	8	11	16	18	18	16	20	15

中学校	年度 項目	22	23	24	25	26	27	28	29
	①市内生徒数	1,985	819	1,189	1,261	1,331	1,354	1,290	1,266
	内：特別支援学級 在籍生徒数	25	12	24	26	25	24	29	31
	②相馬支援学校 通学生徒数	6	6	10	10	7	12	12	13

高等部	年度 項目	22	23	24	25	26	27	28	29
	相馬支援学校 通学生徒数	20	15	21	24	26	33	28	24

*平成 28 年度までは「相馬養護学校」であったが、平成 29 年度より校名変更に伴い「相馬支援学校」となった。

出典：南相馬市学校教育課
福島県立相馬支援学校

<市内(市外)小中学校及び高等部の児童・生徒数(平成29年5月1日現在)>

(単位:人)

	項目	学年	1	2	3	4	5	6
小学校	①児童数		313	341	353	374	364	413
	内:特別支援学級 在籍児童数		9	15	17	11	12	15
	②相馬支援学校 通学児童数		0	4	3	1	4	3
中学校	①生徒数		406	417	443			
	内:特別支援学級 在籍生徒数		11	13	7			
	②相馬支援学校 通学生徒数		4	2	7			
高等部	相馬支援学校 通学生徒数		7	4	13			

出典: 南相馬市学校教育課
福島県立相馬支援学校

2 障がい福祉に関するアンケート調査結果

(1) 権利擁護について

①差別や偏見、疎外感を感じること

全体では「外での人の視線」が18.4%と最も多く、以下「仕事や収入面」(9.7%)、「隣近所づきあい」(9.1%)となっています。障がい区分別にみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、重複所持者では「外での人の視線」「仕事や収入面」等が多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は「隣近所づきあい」(20.3%)も多くなっています。

<差別や偏見、疎外感を感じること（全体・障がい区分別）>

	調査数 (n)	外での人の視線	仕事や収入面	隣近所づきあい	交通機関の利用等	市職員の応対・態度	情報の収集ニケーションや	店などの応対	公共施設の利用等	地区の行事・集まり	教育の場	趣味の活動やスポーツ・	その他	特にない	無回答
全 体	1,124	18.4	9.7	9.1	6.7	6.4	5.2	5.2	4.9	4.7	2.3	1.4	2.8	44.0	18.2
身体	750	13.9	5.2	7.3	6.8	5.5	4.0	2.8	3.9	4.0	0.4	0.8	2.1	47.2	21.9
療育	87	32.2	20.7	8.0	6.9	8.0	8.0	13.8	12.6	6.9	9.2	2.3	2.3	31.0	14.9
精神	74	31.1	27.0	20.3	8.1	13.5	12.2	9.5	5.4	10.8	4.1	2.7	10.8	33.8	4.1
重複	25	32.0	20.0	8.0	8.0	8.0	12.0	8.0	12.0	8.0	4.0	4.0	4.0	28.0	12.0
手帳なし	170	24.7	14.7	11.2	5.9	5.9	5.9	8.8	4.7	4.1	5.9	2.9	2.4	45.3	11.2

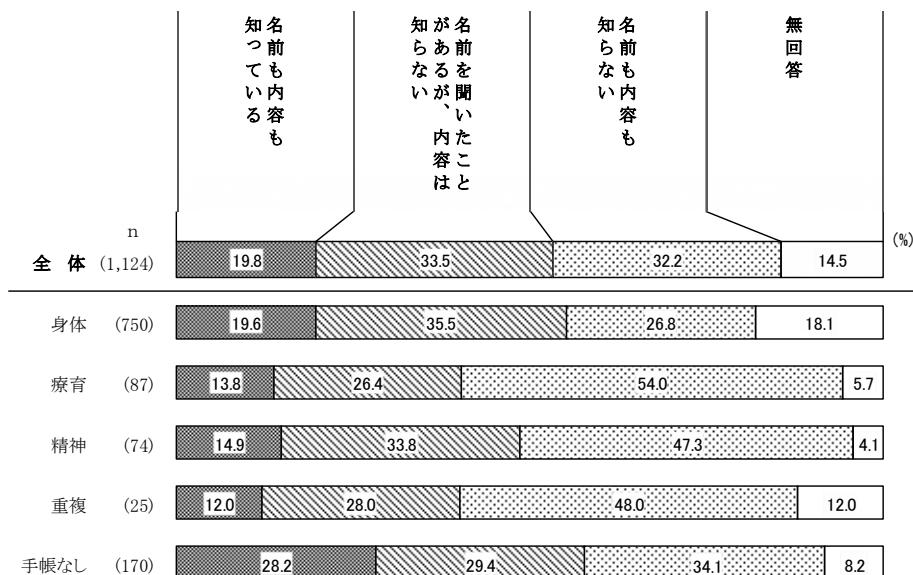
※調査結果の見方について

- 調査数(n)とは回答者数であり、100%が何人の回答に相当するかを示すものです。
- 調査数(n)が少數の場合は統計上の信頼性が低くなるため、文章中で言及していないことがあります。
- 障がい区分別の集計方法は以下のとおりです。
 - ・身体：身体障害者手帳のみを所持していると回答した方について集計
 - ・療育：療育手帳のみを所持していると回答した方について集計
 - ・精神：精神障害者保健福祉手帳のみを所持していると回答した方について集計
 - ・重複：複数の手帳を所持していると回答した方について集計
 - ・手帳なし：手帳を所持していないと回答した方について集計

②成年後見制度の認知度

全体では「名前も内容も知っている」が 19.8%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 33.5%、「名前も内容も知らない」が 32.2%となっています。障がい区分別にみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、重複所持者では「名前も内容も知らない」が 5割前後と多くなっています。

<成年後見制度の認知度（全体・障がい区分別）>



■課題■

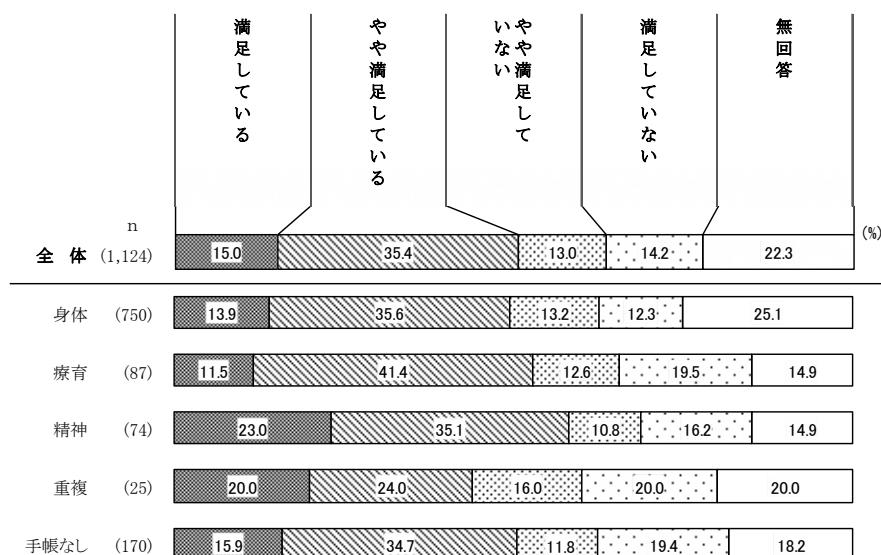
差別や偏見、疎外感を感じることについては、「外での人の視線」「仕事や収入面」「隣近所づきあい」等が多く挙げられており、障がいのある人が差別や偏見を感じることのないまちづくりの推進のため、市民への理解促進を図ることが求められます。また、成年後見制度については、「名前も内容も知っている」は約2割にとどまり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」「名前も内容も知らない」がそれぞれ約3割となっています。認知度向上のための情報発信や利用促進を図っていくことが求められます。

(2) 障がい福祉サービスについて

①障がい福祉サービスの満足度

全体では満足している割合（「満足している」＋「やや満足している」）が 50.4%と、満足していない割合（「満足していない」＋「やや満足していない」）の 27.2%に比べ多くなっています。

<障がい福祉サービスの満足度（全体・障がい区分別）>



障がい福祉サービスに満足していない理由として、全体では「サービスに関する情報が少ない、入手しにくいから」が 60.1%と最も多く、以下「サービス利用のための申請や手続きが大変だから」(35.9%)、「サービスの供給が少なく、利用しにくいから」(29.1%)となっています。障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「送迎等で家族の負担が大きいから」「ヘルパーや施設職員等の障がいに対する理解等に不安があるから」(共に 25.0%)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「サービス利用についての相談先がないから」(45.0%)が多くなっています。

<障がい福祉サービスに満足していない理由（全体・障がい区分別）>

調査数 (n)	(単位:%)											
	なさい、ビジネス手にしに関する情報からが少	やサ手一続ビキスが利大用変のだためらの申請	利サ用一しひにスくのい供か給らが少なく、	談サ先一がビなスいい利か用らについての相	か請利らで用きしたないいサが一対ビ象外スが等あでる申	い送から等で家庭の負担が大き	ががへらるにパか対一らすやる施理設解職員に等不の安障	ら医えなア等をが受け入かれらても	あ用通る者所か間先のや人間所関施係に等不で安のが利	その他	無回答	
全 体	306	60.1	35.9	29.1	26.1	19.3	15.0	10.8	9.2	8.2	7.5	4.2
身体	191	63.9	34.6	26.2	25.1	19.4	14.1	7.9	8.9	5.2	7.9	6.3
療育	28	32.1	35.7	35.7	17.9	14.3	25.0	25.0	3.6	14.3	17.9	-
精神	20	65.0	30.0	30.0	45.0	25.0	5.0	10.0	5.0	15.0	-	-
重複	9	55.6	55.6	44.4	-	22.2	11.1	22.2	22.2	11.1	-	-
手帳なし	53	62.3	39.6	34.0	30.2	20.8	15.1	13.2	11.3	13.2	5.7	1.9

②障がい福祉サービスについて相談しやすい体制

全体では「地域の身近なところで相談できること」「総合的な窓口があること」「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」が4割前後と多くなっています。障がい区分別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」(52.7%)、「平日の昼間以外も相談できること」(29.7%)、手帳なしの方では「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」(50.6%)が多くなっています。

＜障がい福祉サービスについて相談しやすい体制（全体・障がい区分別）＞

	調査数 (n)	談地域で身近なところで相	きの身近なところで所	がとあるのけで所	1こきで所	れ応じてのく・これ	専門的・これ	き平日	こル電話	その他	わからぬ	無回答
全 体	1,124	43.6	43.2	38.2	18.0	14.2	1.8	11.7	9.7			
身体	750	42.4	43.3	34.0	15.1	12.9	1.7	11.1	11.7			
療育	87	41.4	39.1	40.2	18.4	13.8	1.1	19.5	4.6			
精神	74	47.3	33.8	52.7	29.7	20.3	1.4	12.2	6.8			
重複	25	52.0	40.0	28.0	24.0	8.0	4.0	12.0	4.0			
手帳なし	170	45.9	50.0	50.6	24.1	18.2	1.8	10.0	5.9			

■課題■

障がい福祉サービスに満足していない理由として、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくいから」が約6割と多く、それ以外にも「サービス利用のための申請や手続きが大変だから」「サービスの供給が少なく、利用しにくいから」等が多くなっています。支援が必要な人に必要な情報が行き渡るような体制の構築や手続きの簡便化等、サービスを利用しやすい体制づくりが求められます。また、障がい福祉サービスについて相談しやすい体制に必要なこととして、「地域の身近なところでの相談」「総合的な窓口」「専門的・継続的に相談に応じてくれる人の配置」が多くなっており、身近な地域で専門的な助言・指導が行えるよう、相談支援体制の充実を図ることが求められます。

(3) 療育・保育・教育について

①療育・保育・教育全般で困っていること

全体では「通園・通学の送迎が大変である」が 25.4%と最も多く、以下「療育・保育・教育についての情報が少ない」が 22.2%、「友だちができない」「療育や機能訓練等の指導を受ける機会が少ない」が共に 15.9%となっています。

<療育・保育・教育全般で困っていること（全体・障がい区分別）>

(単位: %)

調査数 (n)	で通園する・通学の送迎が大変	て療育情報・保育が少ない教育について	友だちができない	を療育受けける機能訓練少等の指導	に園ついでの活動やない学校的授業	みく下校されなどに仕事面倒が忙十分	理解が得られない生徒たちの	十忙長分し期のみくの休子みなどに仕事面倒等がが忙十分	き用など経済的負担が大	なうトある人に配慮されない所	幼稚園等に設入れ保育所	十学校分でない園内での介助が	な引医療導的な尿等ケアが受けられ吸	その他	特にない	無回答	
全 体	63	25.4	22.2	15.9	15.9	14.3	14.3	12.7	11.1	7.9	6.3	3.2	3.2	3.2	6.3	28.6	11.1
身体	8	-	25.0	-	12.5	-	12.5	-	12.5	-	25.0	-	-	12.5	-	62.5	-
療育	23	43.5	30.4	30.4	21.7	8.7	17.4	21.7	13.0	17.4	8.7	4.3	8.7	4.3	8.7	17.4	8.7
精神	2	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-
重複	2	50.0	-	50.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
手帳なし	25	20.0	20.0	8.0	12.0	20.0	8.0	12.0	12.0	4.0	-	4.0	-	-	4.0	32.0	16.0

②放課後や夏休み等の過ごし方

全体では「自宅で過ごしたい」が 48.3%と最も多く、以下「放課後等デイサービスを利用したい」(34.5%)、「児童館・預かり保育など身近な施設で過ごしたい」(20.7%)となっています。

<放課後や夏休み等の過ごし方（全体・障がい区分別）>

(単位: %)

調査数 (n)	自宅で過ごしたい	を放課後等たいデイサービス	たどい身童近館な・施設かでり保育しな	い地域の友だちと遊びた	塾や習い事に通いたい	いヘルパー等と外出した	部活動等に参加したい	その他	特にない	無回答	
全 体	58	48.3	34.5	20.7	19.0	13.8	3.4	1.7	3.4	5.2	20.7
身体	8	62.5	12.5	12.5	25.0	12.5	-	-	-	12.5	12.5
療育	21	52.4	38.1	14.3	14.3	4.8	9.5	4.8	4.8	-	19.0
精神	2	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0
重複	2	-	50.0	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-
手帳なし	24	41.7	37.5	25.0	20.8	20.8	-	-	-	8.3	25.0

③通園・通学先に充実を望むこと

全体では「就学相談や進路相談等の相談体制」が44.8%と最も多く、以下「能力や障がいの状況にあった個別支援」(41.4%)、「通常の学級での学習や交流の機会」(29.3%)となっています

＜通園・通学先に充実を望むこと（全体・障がい区分別）＞

(単位: %)

	調査数(n)	の就学相談相談体制や進路相談等	あ能な力や個別が支援の状況に	交流の機会	特別支援教育の啓発	施設・設備・教材	地域との交流の機会	その他	特にない	無回答
全 体	58	44.8	41.4	29.3	24.1	20.7	10.3	1.7	12.1	17.2
身体	8	37.5	25.0	-	12.5	-	-	-	37.5	12.5
療育	21	52.4	57.1	33.3	38.1	23.8	19.0	-	4.8	14.3
精神	2	50.0	-	-	-	-	-	-	-	50.0
重複	2	50.0	50.0	50.0	-	50.0	-	-	-	-
手帳なし	24	41.7	37.5	37.5	20.8	25.0	8.3	4.2	8.3	20.8

■課題■

療育・保育・教育全般で困っていることとして、「通園・通学の送迎が大変である」「療育・保育・教育についての情報が少ない」等が多くなっており、送迎への支援や情報提供の強化等が求められます。

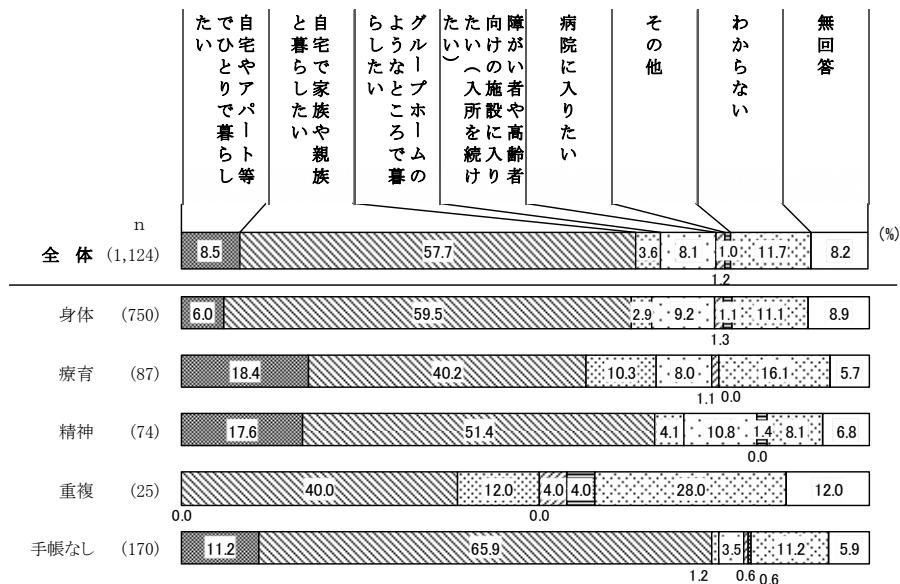
放課後や夏休み等の過ごし方としては、「自宅で過ごしたい」が最も多くなっていますが、「放課後等デイサービスを利用したい」「児童館・預かり保育など身近な施設で過ごしたい」等自宅以外を希望する回答も多く見られています。また、通園・通学先に充実を望むこととして、「就学相談や進路相談等の相談体制」「能力や障がいの状況にあった個別支援」「通常の学級での学習や交流の機会」等を求める回答が多くなっており、必要なときに適切なサービスや施設の利用ができるよう、体制の構築や障がいのある子どもに配慮した教育体制の整備等が求められます。

(4) 地域生活について

①将来希望する暮らし方

全体では「自宅で家族や親族と暮らしたい」が 57.7%と最も多く、「自宅やアパート等でひとりで暮らしたい」(8.5%)を合わせた 66.2%の人が自宅での生活を希望しています。障がい区分別にみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「自宅やアパート等でひとりで暮らしたい」がやや多くなっています。

<将来希望する暮らし方（全体・障がい区分別）>



②将来希望する場所で暮らすために必要な支援

全体では「家族の支援」が 63.2%と最も多く、以下「医療機関の支援」(41.6%)、「経済的支援」(36.0%) となっています。障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「日中活動の場」(32.4%)、「同じ障がいを持つ仲間」(30.9%)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「医療機関の支援」(54.0%)、「経済的支援」(65.1%) 等が多くなっています。

<将来希望する場所で暮らすために必要な支援（全体・障がい区分別）>

	調 査 数 (n)	家 族 の 支 援	医 療 機 関 の 支 援	經 濟 的 支 援	外 ホ ー ム 介 助 者 ヘル バ ー等 、 家 族 以 下	等 所 日 の 中 の 地 域 活 動 場 活 動 支 援 介 セ 護 事 業 タ ー	含 む 一 般 就 労 場 (障 が い 者 雇 用 も 有 る)	同 じ 障 が い を 持 つ 仲 間	所 福 祉 的 の 就 労 (就 労 支 援 事 業	人 手 賃 貸 貸 き 住 宅 を 入 居 し て る 場 合 に	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	無 回 答
全 体	901	63.2	41.6	36.0	24.4	13.3	13.2	10.8	9.9	6.8	2.1	4.9	3.1	2.9
身体	600	62.0	40.8	31.3	25.3	10.0	6.7	8.3	5.5	4.8	2.7	6.0	3.8	3.3
療育	68	61.8	35.3	39.7	30.9	32.4	29.4	30.9	29.4	10.3	-	-	2.9	1.5
精神	63	66.7	54.0	65.1	14.3	20.6	31.7	19.0	22.2	22.2	-	1.6	1.6	-
重複	15	66.7	33.3	20.0	26.7	6.7	6.7	-	20.0	-	-	-	-	6.7
手帳なし	141	65.2	44.7	41.8	22.7	14.9	24.8	7.8	12.8	6.4	1.4	5.0	1.4	2.8

③利用したい日中活動場所

全体では「気軽にくつろげる場所」が42.4%と最も多く、以下「人と気軽に話ができる場所」(35.5%)、「いつでも利用できる場所」(34.8%)となっています。

障がい区分別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談ができる場所」(45.9%)が多くなっています。また、療育手帳所持者、重複所持者では「送迎がある場所」等が多くなっています。

<利用したい日中活動場所（全体・障がい区分別）>

(単位:%)

	調査数 (n)	気軽にくつろげる場所	場所人と気軽に話ができる	所いつでも利用できる場	送迎がある場所	相談ができる場所	る場所クリニックエーションがあ	る就労場所に向けた支援があ	その他	無回答
全 体	1,124	42.4	35.5	34.8	22.7	17.3	14.1	7.7	5.7	15.7
身体	750	40.7	37.1	33.1	22.8	12.5	12.8	4.5	6.1	18.8
療育	87	32.2	25.3	36.8	37.9	17.2	28.7	23.0	3.4	9.2
精神	74	47.3	41.9	33.8	17.6	45.9	13.5	16.2	4.1	8.1
重複	25	44.0	20.0	44.0	32.0	8.0	20.0	4.0	8.0	16.0
手帳なし	170	55.3	34.7	41.8	14.7	28.2	12.4	9.4	4.7	7.6

■課題■

将来希望する暮らし方として、66.2%の人が自宅での生活を希望しており、将来自宅でも安心して生活できるよう、在宅サービス等の整備や一緒に暮らす家族への支援等が求められます。希望する場所で暮らすために必要なこととしては、「家族の支援」が最も多くなっていますが、それ以外では「医療機関の支援」「経済的支援」も多くなっており、医療機関との連携による支援体制の整備や経済的支援の拡充等が求められます。

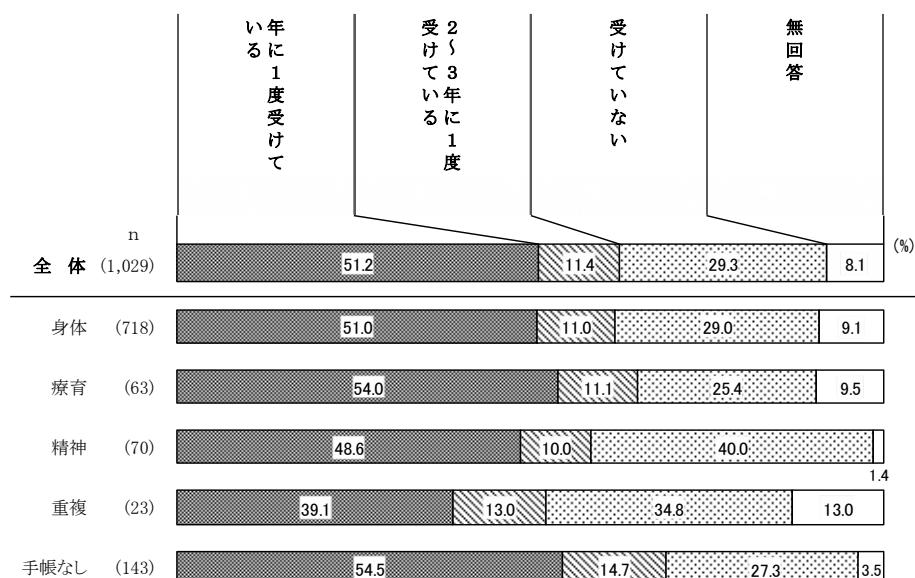
また、利用したい日中活動場所については、「気軽にくつろげる場所」「人と気軽に話ができる場所」「いつでも利用できる場所」等、気軽な利用や交流ができるような場所を希望する回答が多くなっており、それぞれのニーズに合った活動場所を整備し地域定着を図っていくことが求められます。

(5) 保健・医療サービスについて

①健康診断やがん検診等の受診状況

全体では健康診断やがん検診等を「年に1度受けている」が51.2%と過半数を占め、「2~3年に1度受けている」(11.4%)を合わせると6割以上の人人が健康診断やがん検診等を受診しています。一方、健康診断やがん検診等を「受けていない」は29.3%となっています。

＜健康診断やがん検診等の受診状況（全体・障がい区分別）＞



②悩みや心配など相談したいこと

全体では「自分の病気や障がいに関するここと」が44.7%と最も多く、以下「高齢になったときのこと」(31.0%)、「経済的なこと」(21.5%)となっています。障がい区別にみると、療育手帳所持者では「就労(仕事)のこと」(29.9%)が多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「経済的なこと」「生活に関するここと」「将来のこと」「就労(仕事)のこと」「社会復帰に関するここと」等が多くなっています。

＜悩みや心配など相談したいこと（全体・障がい区分別）＞

（単位：%）																	
調査数（n）	自分の病気や障がいに 関すること	高齢になつたときのこ と	経済的なこと	生活に関すること	災害が発生した時のこ と	将来のこと（仕事、住 まい、結婚等）	家族関係のこと	就労（仕事）のこと	と障がい者サービスのこ と	仲間（づくり）のこと	社会復帰に関すること	教育、学校のこと	その他	今はな い	人には相談したくない	無回答	
全 体	1,124	44.7	31.0	21.5	16.9	16.1	12.0	11.4	10.6	10.1	5.4	4.1	3.5	1.7	16.3	1.5	7.9
身体	750	46.4	30.4	18.0	12.9	16.8	5.7	9.5	4.8	10.0	2.8	2.7	0.1	1.6	18.3	1.3	8.7
療育	87	20.7	28.7	23.0	28.7	17.2	29.9	12.6	29.9	16.1	12.6	2.3	11.5	3.4	14.9	-	8.0
精神	74	47.3	33.8	44.6	35.1	12.2	36.5	21.6	32.4	17.6	10.8	16.2	8.1	1.4	1.4	2.7	5.4
重複	25	52.0	28.0	24.0	24.0	20.0	20.0	8.0	8.0	12.0	-	4.0	-	4.0	16.0	-	12.0
手帳なし	170	47.6	33.5	26.5	19.4	14.1	17.6	14.1	15.9	4.7	11.2	5.3	11.2	0.6	15.3	2.9	5.9

■課題■

6割以上の人人が健康診断やがん検診等を受診していますが、一方で約3割の人が受診していない状況にあり、疾病の予防や重症化防止のため、健康診断・がん検診等の充実や受診しやすくするための体制づくりが求められます。また、悩みや心配など相談したいこととしては、「自分の病気や障がいに関するここと」「高齢になったときのこと」「経済的なこと」等が多くなっており、障がいのある人の様々な悩みについて気軽に相談できる体制の整備や周知が求められます。

(6) 就労について

①働く上の悩みや困りごと

全体では「収入が少ない」「疲れやすく、体力に自信がない」がそれぞれ3割以上と多くなっています。以下、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」「障がいへの理解が得にくく、人間関係がむずかしい」と、職場での交流関係の悩み・困りごとの回答が続いています。障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」「障がいへの理解が得にくく、人間関係がむずかしい」(共に27.9%)等が多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「収入が少ない」(73.7%)等が多くなっています。

＜働く上での悩みや困りごと（全体・障がい区別）＞

(单位: %)

調査数(n)	収入が少ない	な疲れや、体力に自信が	職場が人間関係が得ににくい	く障がいへの理解が得ににくい	自分にあつた内容の仕事が	できないために作業に集中	障がいのない人と比べて差がある	仕事が内容や昇進等に比べて差がある	の通院や病気と一緒にくいいのため	の休暇が病気が原因がない人とのため	る職場までの通勤が大変である	に障がいや病気のことを職場で話せない	づい職場の設備方に合わずで障がいがある	その他の	特に悩みや困りごとはない	無回答
全 体	242	34.7	30.2	12.4	9.5	9.1	8.3	7.4	6.2	5.4	5.4	2.5	3.3	32.2	5.0	
身体	124	31.5	31.5	7.3	3.2	8.1	6.5	8.1	6.5	4.0	2.4	2.4	5.6	33.9	8.1	
療育	43	32.6	23.3	27.9	27.9	14.0	16.3	7.0	4.7	14.0	2.3	2.3	-	32.6	-	
精神	19	73.7	10.5	10.5	10.5	5.3	10.5	15.8	5.3	5.3	10.5	-	5.3	15.8	-	
重複	6	50.0	16.7	-	-	-	-	-	-	-	16.7	-	-	16.7	16.7	
手帳なし	46	28.3	43.5	15.2	8.7	8.7	4.3	4.3	8.7	2.2	10.9	2.2	-	34.8	2.2	

②障がい者が働くために必要なこと

全体では「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」が 50.1%と最も多く、以下「障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制」(41.2%)、「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備」(38.3%)となっています。障がい区分別にみると、「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」は療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳なしの方で多くなっています。また、療育手帳所持者では「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備」(55.2%)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「生活できる給料」(54.1%)等が多くなっています。

＜障がい者が働くために必要なこと（全体・障がい区分別）＞

(单位: %)

調査数 (n)	(単位：%)														
	業障がいの職場のある方の仲間にに対する理解の事	就障労働条件のある方に配慮した	職場がいの施設ある方に配慮した	生活できる給料	企業等の積極的な雇用	通勤(へ交通の手段)の援助や	働く場所の紹介(あつせん)や相談体制の充実	障がい者就労施設など福祉	仕事をするための訓練・研修機会の充実	就職後のアフターケア	保ル公営住宅やアパート、の住居のグ	ある方への支援する障がいの	その他	無回答	
全 体	1,124	50.1	41.2	38.3	32.7	29.9	27.2	27.0	23.1	22.1	20.4	16.5	12.7	7.2	22.8
身体	750	42.3	36.7	33.7	26.1	27.1	23.5	22.5	20.5	18.5	15.5	12.4	12.7	8.3	27.9
療育	87	62.1	43.7	55.2	41.4	40.2	44.8	39.1	33.3	31.0	27.6	26.4	9.2	4.6	8.0
精神	74	64.9	47.3	37.8	54.1	35.1	31.1	33.8	25.7	29.7	32.4	24.3	12.2	1.4	12.2
重複	25	48.0	40.0	44.0	28.0	24.0	40.0	20.0	24.0	20.0	24.0	16.0	12.0	20.0	20.0
手帳なし	170	71.8	57.6	49.4	46.5	36.5	32.4	37.1	27.6	28.8	31.2	25.3	15.3	4.1	13.5

■課題■

働く上での悩みや困りごととして、「収入が少ない」「疲れやすく、体力に自信がない」が多くなっています。また、「障がい者が働くために必要だと思うことについても、「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」や「障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制」等が多くなっていることから、障がいのある人それぞれの状況に配慮した職場の推進や工賃水準の上昇、職場での理解の促進等を行い、障がいのある人の職場定着を図っていくことが求められます。

(7) 市内の生活環境について

①外出時の不安

全体では「車などが多く危険を感じる」が 14.6%と最も多く、以下「人目が気になる」「交通機関がない」が共に 11.7%となっています。障がい区別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「人目が気になる」(32.4%) が多くなっています。また、療育手帳所持者、重複所持者では「会話が困難」が多くなっています。

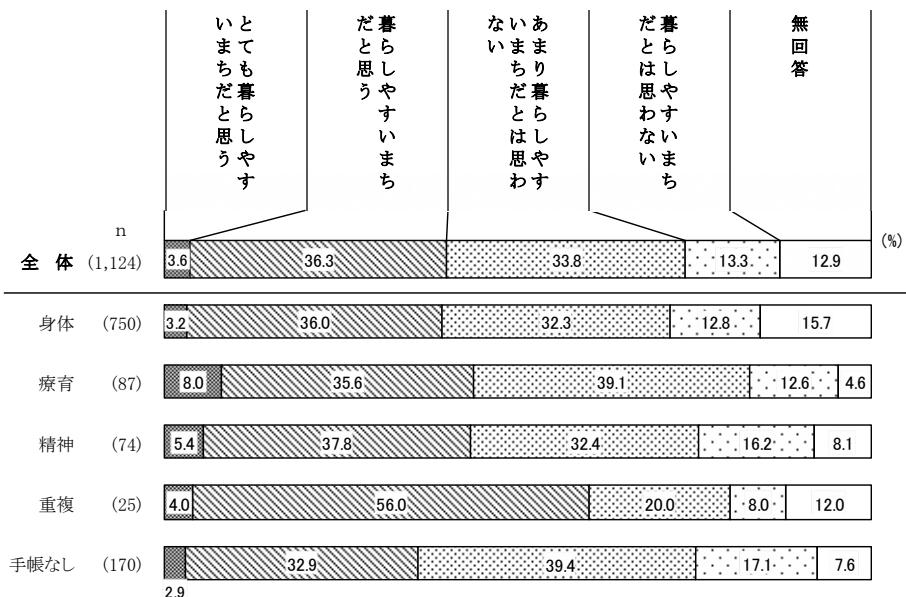
<外出時の不安（全体・障がい区別）>

	調査数 (n)	じ車 るなど が多 く危 険を 感	人 目 が 気 に る	交 通 機 関 が な い	経 費 が か か る	い 障 が い 者 用 駐 車 場 が な	道 路 に 階 段 が 多 い	い 駅 や 建 物 等 に 段 差 が 多	整 障 が い い 者 用 ト イ レ が	会 話 が 困 難	介 護 者 が い な い	音 の 出 る 信 号 機 が な い	案 内 板 が な い	そ の 他	特 に 不 安 は な い	無 回 答
全 体	1,124	14.0	11.7	11.7	10.8	9.9	9.7	9.3	9.1	8.4	6.2	2.0	1.6	5.4	33.2	10.9
身体	750	12.9	7.2	11.6	10.1	13.3	12.9	11.3	11.9	6.3	6.7	2.3	1.5	5.3	31.9	12.3
療育	87	20.7	16.1	11.5	9.2	2.3	2.3	3.4	3.4	20.7	8.0	2.3	3.4	5.7	35.6	8.0
精神	74	18.9	32.4	16.2	17.6	1.4	-	2.7	-	10.8	8.1	1.4	1.4	8.1	27.0	8.1
重複	25	8.0	8.0	20.0	12.0	12.0	-	16.0	12.0	20.0	8.0	-	-	12.0	20.0	12.0
手帳なし	170	13.5	18.8	10.0	11.2	1.8	5.3	5.9	4.1	8.2	2.4	1.2	1.2	2.9	44.1	7.6

②南相馬市の暮らしやすさ

全体では暮らしやすい（「とても暮らしやすいまちだと思う」 + 「暮らしやすいまちだと思う」）が 39.9%、暮らしやすいとは思わない（「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」 + 「暮らしやすいまちだとは思わない」）が 47.1%と、南相馬市を暮らしやすいと思わない方が多くなっています。

<南相馬市の暮らしやすさ（全体・障がい区別）>



③南相馬市を暮らしやすいまちだと思わない理由

全体では「交通が不便」が 64.9%と最も多く、以下「利用しやすい医療機関が少ない」(49.2%)、「買い物等が不便」(48.9%) となっています。障がい区分別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「交通が不便」(77.8%)、「身近に障がいのある方の働く場所が少ない」(41.7%)、手帳なしの方では「利用しやすい医療機関が少ない」(62.5%) 等が多くなっています。また、療育手帳所持者では「障がいのある方のための福祉施設が整っていない」「余暇等で気軽に過ごせる（遊べる）場所が少ない」「地域住民の理解や協力が少ない」「身近に障がいのある方の働く場所が少ない」等が多くなっています。

＜南相馬市を暮らしやすいまちだと思わない理由（全体・障がい区分別）＞

		(単位:%)														
調査数 (n)	交通が不便	ない利用しやすい医療機関が少	買い物等が不	少が障	れ道	祉障	（余	ビ機	な地	要情	スせ常	く身	境空	そ	無回答	
全 体	530	64.9	49.2	48.9	40.6	34.0	30.8	30.6	27.9	26.0	26.0	24.3	24.0	6.4	4.7	0.9
身体	338	66.3	46.7	50.6	36.7	39.9	28.7	28.7	29.6	20.7	25.1	27.5	16.9	5.3	3.6	0.6
療育	45	60.0	48.9	42.2	51.1	26.7	57.8	44.4	26.7	48.9	33.3	22.2	51.1	8.9	2.2	-
精神	36	77.8	47.2	38.9	47.2	13.9	25.0	30.6	8.3	33.3	22.2	2.8	41.7	5.6	5.6	-
重複	7	57.1	14.3	28.6	28.6	14.3	14.3	-	14.3	28.6	-	14.3	14.3	-	14.3	28.6
手帳なし	96	60.4	62.5	51.0	46.9	26.0	28.1	31.3	30.2	30.2	29.2	24.0	29.2	9.4	6.3	-

■課題■

外出時の不安について、「車などが多く危険を感じる」「人目が気になる」「交通機関がない」等が多く挙げられています。今後、本人や介助者の高齢化により、ますます外出が困難になる人が多くなるものと考えられ、多様な買い物の手段や通院方法の検討、公共交通機関との連携等、外出しやすい生活環境の整備が求められます。

南相馬市を暮らしやすいまちだと思わない理由としては、「交通が不便」「利用しやすい医療機関が少ない」「買い物等が不便」等が多く挙げられており、引き続き公共交通機関の整備や医療環境の改善等、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりを進めることが求められます。

(8) 災害時の避難について

①災害時の不安

全体では「避難所では生活できない」が42.8%と最も多く、以下「病気の治療ができない」(32.0%)、「どこに避難すればいいかわからない」(29.8%)となっています。障がい区分別にみると、重複所持者では「避難所では生活できない」(64.0%)が多くなっています。また、療育手帳所持者では「どこに避難すればいいかわからない」「災害に関する情報の入手方法がわからない」「避難方法がわからない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病気の治療ができない」「備蓄など、何を用意してよいかわからない」等が多くなっています。

<災害時の不安（全体・障がい区分別）>

(単位: %)

	調査数(n)	い避難所では生活できない	病気の治療ができるない	かどわこかに避難ができない	手災害が関わる情報の入	避難方法がわからない	日用品が手に入らない	な家族の安否確認がとれ	い家が壊れるかもしれない	て備蓄など、何を用意し	シヨウントコミユニケー	その他	特にな	無回答
全 体	1,124	42.8	32.0	29.8	26.4	23.7	17.5	15.7	15.0	13.6	12.9	2.4	9.2	11.4
身体	750	45.3	30.9	28.9	25.6	22.4	15.7	12.8	13.1	11.2	7.2	2.4	9.2	13.7
療育	87	36.8	19.5	44.8	39.1	41.4	17.2	27.6	12.6	17.2	31.0	2.3	8.0	5.7
精神	74	39.2	47.3	36.5	27.0	28.4	23.0	16.2	21.6	28.4	27.0	1.4	2.7	5.4
重複	25	64.0	24.0	28.0	32.0	32.0	16.0	16.0	4.0	12.0	28.0	4.0	8.0	4.0
手帳なし	170	34.1	37.1	22.4	22.4	16.5	22.4	21.2	21.2	14.7	17.6	2.4	12.9	8.8

②避難所で生活できない理由

全体では「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」が 58.2%と最も多く、以下「トイレが使いにくいから」(49.9%)、「慣れない場所が苦手だから」(49.1%)となっています。障がい区分別にみると、「慣れない場所が苦手だから」は療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳なしの方で多く、「人が多いのが苦手だから」は療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で多くなっています。また、身体障害者手帳所持者では「トイレが使いにくいから」、療育手帳所持者では「障がいに対する周囲の理解がないから」「避難所には障がい者を理解している支援者がいないから」等も多くなっています。

<避難所で生活できない理由（全体・障がい区分別）>

(単位: %)

調査数(n)	人とが迷惑をかけてしまふ	トイレが使いにくいから	慣れない場所が苦手だから	人が多いのが苦手だから	な間かい仕かりや個室の部屋が	な避つ難て所いがなバアリかアラフリ一に	解障ががないにか対する周囲の理	い解避かし難らて所いにるは支障がいが者いをな理	器生が命維持だのからための医療機	い自か宅のベッドから動けな	その他	無回答	
全 体	481	58.2	49.9	49.1	37.0	32.6	29.1	23.5	20.0	13.9	8.5	8.5	0.4
身体	340	57.6	58.2	40.6	29.4	30.9	34.7	17.9	17.6	17.9	10.3	8.5	0.6
療育	32	59.4	21.9	75.0	62.5	37.5	12.5	56.3	43.8	-	3.1	-	-
精神	29	48.3	13.8	75.9	72.4	31.0	3.4	34.5	27.6	3.4	-	3.4	-
重複	16	56.3	43.8	43.8	25.0	50.0	25.0	18.8	18.8	6.3	12.5	18.8	-
手帳なし	58	67.2	37.9	74.1	55.2	37.9	20.7	34.5	17.2	5.2	5.2	10.3	-

■課題■

災害時の不安について、「避難所では生活できない」「病気の治療ができない」「どこに避難すればいいかわからない」が多くなっています。また、避難所で生活できない理由としては、「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」「トイレが使いにくいから」「慣れない場所が苦手だから」等の回答が多く挙げられており、災害時の避難経路等の周知や支援体制の拡充、障がいのある人に配慮した避難所の整備等、災害時の不安の払拭や安心して避難生活を送れるような体制の構築が求められます。

3 関係団体ヒアリング調査結果

(1) 障がい者雇用について

一般企業での障がい者雇用が進んでおらず、雇用後の支援等も少ないことが指摘されています。企業側が障がいの特性について理解し、各人の能力に合った採用を増やしたり、法律や制度面も含めたアプローチにより企業に障がい者雇用を浸透させるための啓発活動等が求められます。また、行政が障がい者を雇用する場合、内部障がいの方だけでなく、肢体不自由等の外部障がいの方を雇用すると、窓口に来た障がいのある方の安心につながるといった意見もありました。

このほか、福祉工場や訓練センターの設置、ジョブコーチ¹の配置の充実等を求める意見がありました。

(2) 地域生活への移行について

現状では知的障がい者や重度障がい者が地域で暮らすためのネットワーク構築が不十分であり、「親亡き後」の問題を緊急に検討しなければならない方が数多くいる等、障がい者の地域生活における問題点が指摘されました。将来の生活の場について、福祉施設だけを選択肢とするのではなく、当事者の要望を汲み取った様々な暮らしを選択できるような制度の創設や支援等が求められています。

また、地域生活への移行の検討だけでなく、福祉施設側の改善も併せて検討が必要であり、施設入所時から地域生活への移行を見据えた取り組みを行っていくことが必要であるとの意見がありました。

(3) 災害時の避難について

東日本大震災の際は周囲からの情報が入らず、行政の情報発信も少なかったことが課題として挙げられています。災害時にどんな支援をどこで受けられるかをメールや伝言板で伝える手段の構築や、視覚障がい者や聴覚障がい者など情報を取得しにくい方に対する情報提供のあり方等の検討を求める意見がありました。

障がい者を持つ世帯は、迷惑をかけてしまうという理由で普段から他世帯との交流を敬遠する側面があり、特に災害時は孤立状態に陥る可能性があります。東日本大震災においても、他の避難者に遠慮して避難所に避難することを躊躇してしまう、避難しても避難所での生活が困難で自宅に戻ってしまう障がい者が多く見られました。今後、避難所内での福祉ゾーンの設置や障がい特性を熟知した支援者の配置、避難が長期化した場合の薬の確保策等、障がい者とその家族が安心して避難できる避難所の整備や、自宅にいる障がい者の安否確認・支援のプロセス等について検討を求める意見がありました。併せて、二次的避難所である福祉避難所の速やかな立ち上げや移行のプロセスについても取り決めておくことが求められています。

さらに、避難訓練では、障がいのある方に実際に災害時のプロセスを体験してもらうことが重要であり、避難訓練での障がい者の参加を促す必要があるとの意見もありました。

¹ 職場に専門知識を有するものが直接出向き、障がい者本人とその家族、職場の従業員に対し障がい特性を踏まえた専門的な指導・助言を行い、障がい者の職場適応・定着を図る支援

(4) 障がいのある子どもとその家族への支援について

放課後等デイサービス等の送迎サービスが利用できない地域があり、送迎サービスの充実、送迎移動の負担軽減策を求める意見がありました。また、放課後等デイサービス等を実施する施設側が余裕のない状態であることも指摘されており、施設職員の負担軽減策も求められています。

学校の特別支援学級の仕組みについては、対応できる人数が決まっている、学年途中の変更が難しい等、やや柔軟性に欠けるという意見がありました。さらに、学校内において特別支援学級に対する差別・偏見が少なからず見られるという意見もあり、道徳の授業で障がい特性を取り上げたり、普通学級と特別支援学級が交流できる機会を増やしたりする等、多様性を受け入れられる教育の充実が求められています。

学校の教員については、特別支援学級以外の教員も含めて最低限の障がい特性の知識や理解を身に付けてほしいとの意見がありました。一方で教員も多忙で、なかなか障がいについて学ぶ時間がないことも指摘されており、教員の負担を減らし、障がいについて意識を向けてもらうような取り組みが求められています。

このほか、子どもと学校の中間的な人員が重要であることが指摘されており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談機会の増加やそれに代わる人材の検討等を求める意見がありました。

(5) その他

聴覚障がい者の支援については、公的な場所での手話通訳が可能な方の配置や職員の手話教室の参加促進、銀行や郵便局等の窓口で、受付番号を表示するようなシステムの普及等を求める意見がありました。

介護を行う家族への支援も重要であり、一時的に介護を代替し、リフレッシュを図るといったレスパイトケアの充実など家族への負担軽減を求める意見がありました。特に医療行為が必要な方は、ショートステイ等のサービス利用を断られる等の課題があり、重点的な支援が必要となります。

また、ヘルパー不足により同行援護が十分に受けられないこと、ピアカウンセリングを実施する事業所を増やしていくことが必要であること等の意見がありました。このほか、団体活動のための福祉バスの配備や、障がい者団体の会員の増加策として、窓口で案内を配布してほしい等の要望もありました。

第3章 計画の基本理念と体系

第3章 計画の基本理念と体系

1 基本理念

健康で安心して暮らすことができるまちづくり ～障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現～

「障害者基本法」の理念を踏まえ「障害者総合支援法」は策定されており、その基本理念は、

- ①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである
- ②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する
- ③可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられる
- ④社会参加の機会を確保する
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
- ⑥社会的障壁の除去をする」とされています。

本市では、東日本大震災等により、障がいのある人の生活環境の悪化と障がい福祉サービス提供体制の減少や低下という大きな変化が生じており、避難により地域のコミュニティが崩壊してしまったことはもとより、インフォーマルな支援や見守りの目が減ることにもつながりました。

この間、国においては、災害対応や防犯の充実、虐待防止、雇用促進、差別解消など障がいのある人の安全・安心を確保し、社会参加を一層促すための法改正を行ってきました。その基本となるものは、障害者総合支援法の基本理念の一つである「基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるもの」であり、第4期障がい者計画・障がい福祉計画では「地域の中で自分らしく生きる」ことを基本に計画を進めました。

この「第5期 障がい者計画」及び「第5期 障がい福祉計画・第1期 障がい児福祉計画」の基本理念の設定にあたっては、本計画が、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「南相馬市復興総合計画前期計画」の障がい分野の計画であることを踏まえ、第4期障がい者計画・障がい福祉計画と同様に、市復興総合計画の基本指針である「健康で安心して暮らすことができるまちづくり」を、本計画の基本理念とします。

また、本市においては、東日本大震災等によりもたらされた厳しい現実に立ち向かい、コミュニティの再生、共生社会の実現のために全力で取り組み支援していくとともに、様々な困難・課題を障がい者個人で背負うのではなく、地域全体の課題として取り上げられ、支え合うような社会になってほしいとの願いから、～障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現～というサブタイトルを設定することとします。

2 計画の基本目標及び基本施策

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の6点を掲げます。

◆基本目標

基本目標1 障がいの理解の推進

障がいを理由とする差別や偏見の解消に努めながら、地域のなかで住民との交流を図り、障がいのある人への理解の醸成に取り組みます。

基本目標2 地域生活への支援

障がいのある人の個性や特性が市民に理解され、障がいのある人が地域の中で生活するために、支援体制の充実に取り組みます。

基本目標3 自立した生活への支援

自ら決定し、選択できる生活を支える上で必要となる支援の仕組みを構築するとともに、安定した生活を送れるよう、医療や教育・療育機関と連携した支援が提供できるよう取り組みます。

基本目標4 社会参加の促進（ノーマライゼーション）

障がいのある人が自立した生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実や、雇用の場の確保、就労の定着に向けた支援に取り組みます。

基本目標5 安全・安心な生活環境の推進

バリアフリーの更なる推進により、安全・安心した生活が送れるようなまちづくりや、居住の場の提供の支援の取り組み等とともに、平常時からの情報提供の充実を強化し、防犯・防災対策を進めていきます。

基本目標6 震災からの復興・災害対策

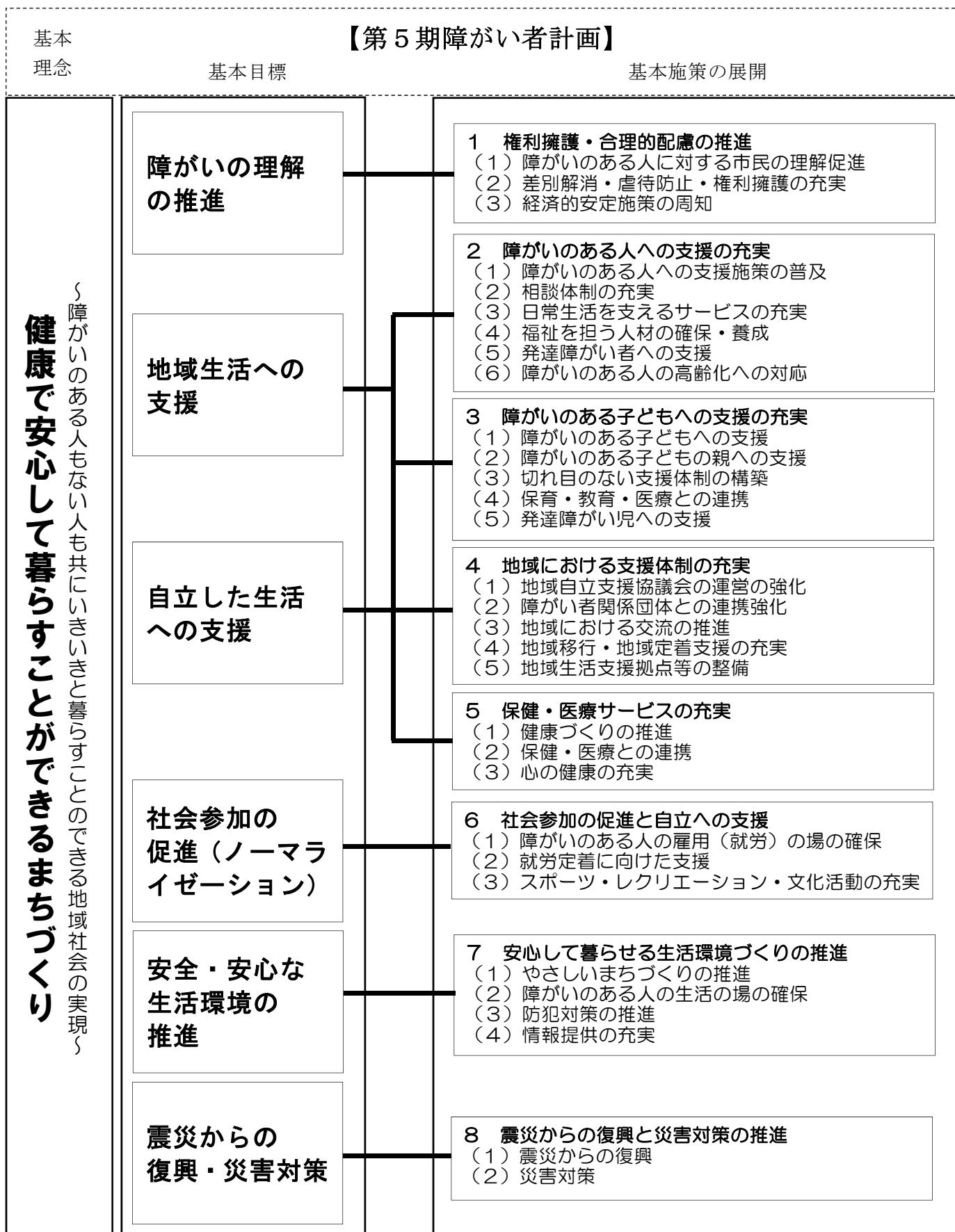
この震災を乗り越え、障がいのある人にとってこれまで以上に生活しやすい環境となるよう、本市の復興と災害対策の充実に向けて取り組みます。

第2章において、障がいのある人が直面している課題を整理しましたが、それらの課題を的確に解決し、障がい福祉事業を総合的に充実させていくことが必要であることから、次の8つを基本施策として定め、この基本施策の下、着実に各種事業を進めていきます。

◆◆基本施策◆◆

1. 権利擁護・合理的配慮の推進
2. 障がいのある人への支援の充実
3. 障がいのある子どもへの支援の充実
4. 地域における支援体制の充実
5. 保健・医療サービスの充実
6. 社会参加の促進と自立への支援
7. 安心して暮らせる生活環境づくりの推進
8. 震災からの復興と災害対策の推進

3 計画の体系



【第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画】

事業の展開

【第5期障がい福祉計画】

1 成果目標の設定

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行

2 自立支援給付事業の推進

- (1) 訪問系サービス
 - (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)
- (2) 日中活動系サービス
 - (生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・療養介護・短期入所・就労定着支援)
- (3) 居住系サービス
 - (自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援)
- (4) 相談支援
 - (計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

3 地域生活支援事業の実施

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 相談支援事業
- (3) コミュニケーション支援事業
- (4) 日常生活用具給付等事業
- (5) 移動支援事業
- (6) 地域活動支援センター機能強化事業
- (7) 訪問入浴サービス事業
- (8) 日中一時支援事業
- (9) 社会参加促進事業

【第1期障がい児福祉計画】

1 成果目標の設定

- (1) 障害児支援の提供体制の整備等

2 障害児通所及び障害児相談の周知と事業の充実

- (1) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
- (2) 障害児相談支援
- (3) 医療的ケア児調整コーディネーター配置人数
- (4) 子ども・子育ての支援等における体制整備

第4章 障がい者計画の施策の展開

第4章 障がい者計画の施策の展開

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策全般の基本的方向性・目標を総合的に定める計画です。

1 権利擁護・合理的配慮の推進

(1) 障がいのある人に対する市民の理解促進

【施策の方向】

市民が障がいのある人の個性や特性の理解を深めるため、広報や各種イベントの開催、講演会や研修会の実施等を通じて、心のバリアフリーを推進します。

①障害者の日等の広報

障がいのある人の自立と社会参加や、障がいのある人の人権や職業の安定等についての理解を深めるため、毎年12月9日の「障害者の日」、「障害者週間」(12月3日から9日)、「人権週間」(12月4日～10日)及び「障害者雇用支援月間」(9月1日～30日)を、市のホームページや広報みなみそうま等に掲載し、周知を図ります。また、自閉症をはじめとする発達障がいについて知っていただくために、毎年4月2日の「世界自閉症啓発デー」や「発達障害啓発週間」(4月2日～8日)についても、市のホームページや広報みなみそうま等に掲載し、周知を図ります。

②各種イベントの開催広報の推進

市のホームページや広報みなみそうまを通じて、市や南相馬市社会福祉協議会及び障がい者団体等が行う「おひさまといっしょに」や「健康福祉まつり」、「障がい者スポーツ交流会」等の交流事業を積極的に広報します。

③啓発活動の実施

障がいのある人の権利や障がい者施策に関するパンフレット等を作成して、市民や市内の小中学校、高等学校や企業等へ配布します。また、市民の障がいに対する認識を深めるための講演会や研修会を実施します。さらに、市内の障がい者団体等と連携しながら、市内の小中学校や生涯学習センター等において、障がいについて学習できる機会を設けることで、市民の障がいの理解促進を図ります。

④報道機関等を活用した広報

市や障がい者団体が行う事業等に関する情報を報道機関に提供するほか、「みなみそうまチャンネル」で放映する等、映像メディアも活用した広報を推進します。

⑤心のバリアフリーの推進

障がいの有無に関わらず、すべての人が尊重され、人を思いやり、ふれ合う共生社会への理解を深め、共に生き、共に築くまちづくりを推進するため、心のバリアフリーの推進を図ります。

○「障がいのある人に対する市民の理解促進」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
おひさまといっしょに開催支援事業	障がい者のレクリエーションによる交流を深めるため、障がい者交流事業(スポーツ・レクリエーション)の開催を支援します。	社会福祉課
障がい者スポーツ交流会開催事業	障がい者のスポーツによる交流を深めるため、在宅障がい者交流事業(スポーツ・レクリエーション)を開催します。	社会福祉課
健康福祉まつり	障がい福祉事業所の事業や活動の報告と市民との交流を図るため「健康福祉まつり」開催の支援をします。	社会福祉課

(2) 差別解消・虐待防止・権利擁護の充実

【施策の方向】

平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」では、障がい者の自立・社会参加にとって虐待防止が極めて重要であることに鑑み、「虐待の禁止」や「虐待の早期発見のための規定」、「虐待を受けた障がい者に対する保護・自立支援の措置」等が定められました。また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、国・都道府県・市町村の役所、会社や店舗等の事業者による「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が定めされました。

このような背景を踏まえ、家庭や地域、学校、会社等のあらゆるところで、市民が障がいのある人への偏見や差別の防止を図り、正しい理解を持つことにより、障がいのある人が自ら望む生活ができるように、権利擁護の充実を図ります。

①差別の防止と権利擁護の推進

南相馬市社会福祉協議会、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人の地域生活における権利が守られ、安心して自ら望む生活ができるよう、権利擁護センターの設置についての検討や、差別の防止と合理的配慮の理解の促進、権利擁護の充実に向けた市民・事業所への啓発活動を行います。

また、行政機関等においては、障がいを理由とする差別解消の推進に関する対応要領により、障がいの状態に応じた合理的配慮の提供に努めます。

②虐待の防止

障がいのある人が不当な虐待を受けることなく、安心した生活が送れるように、障がいのある人に対する虐待の防止と早期発見について、市のホームページや広報みなみそうま等により啓発を行います。

また、高齢者等虐待防止ネットワークや相談支援事業所・障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、家庭や就労先等での虐待の防止と早期発見に努めます。

なお、虐待については、市に相談窓口を設け、通報に対する正確な情報の把握と事実確認及び障がいのある方の虐待からの保護等、関係機関と連携して迅速に対応するとともに、障がい者虐待防止センターの設置についても検討していきます。

③成年後見制度の利用促進

障がいのある人の単身生活や、障がいのある人の親の高齢化により、日常生活における契約締結等の社会的行為や財産の保護等が難しい状況になってきているため、成年後見制度の利用促進を図ります。また、市民後見人の育成も重要な方策と捉え、市民後見人養成の研修事業を実施し、市民後見人の育成・利用促進に努めます。

○「差別解消・虐待防止・権利擁護の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
虐待の相談の窓口	障がい者の虐待について、未然の防止について啓発を行うとともに、障がい者に関する虐待について通報があった場合には、実態を確認して適切な対応を行います。	社会福祉課

(3) 経済的安定施策の周知

【施策の方向】

障がいのある人が安定した生活を営むための収入源となる手当や年金等、経済的支援施策の周知を図ります。

①年金制度・手当等の周知

相談支援事業所や市の福祉事務所等の窓口で、障がいのある人の生活安定のための障害基礎年金や、障がいのある人や障がいのある子どもに関する手当等の制度の周知を図ります。

②生活福祉資金貸付制度の周知と支援

障がいのある人の自立と生活の安定のため、南相馬市社会福祉協議会で実施している貸付制度について周知を行います。

また、貸付制度を利用した障がいのある人に対して、計画的な返済の指導と支援について、南相馬市社会福祉協議会や相談支援事業所等と協力していきます。

○「経済的安定施策の周知」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
障がい児福祉手当(20歳未満)、特別障がい者手当(20歳以上)、経過的福祉手当の支給	在宅の障がい児者に手当を支給し、生活の安定の一助と福祉の増進を図ります。 * 障がい児福祉手当と特別児童扶養手当は併給可能です。	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給	心身に障がいのある児童の保護者に対して手当を支給します。県事業のため、申請受付のみ行います。	男女共同子ども課
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者に対して、医療費の自己負担分(保険診療分に限る)を助成します。	社会福祉課
在宅重度障がい者対策事業	在宅重度障がい者に対し、治療材料、衛生機材を給付し、福祉の増進を図ります。	社会福祉課
重度身体障がい者タクシ一運賃助成事業	重度身体障がい者にタクシーの初乗り運賃を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
人工透析患者通院交通費助成事業	腎臓機能障がい者が人工透析のため医療機関へ通院するために要する経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
自立支援医療の推進	更生医療、育成医療に係る費用の自己負担額の上限額を設定することにより、経済的な負担軽減を図ります。	社会福祉課
補装具費支給事業	障がいのある身体の機能を補うために用いられる補装具の購入や修理に係る費用の一部を支給します。	社会福祉課
日常生活用具給付等事業	日常生活をより円滑におくるための用具や住宅改修に係る費用の一部を助成します。	社会福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	軽度・中等度の難聴児の保護者に対して、補聴器購入に要する費用の一部を助成します。	社会福祉課

* 各事業には、資格要件があります。

2 障がいのある人への支援の充実

(1) 障がいのある人への支援施策の普及

【施策の方向】

障がいのある人に対し、市のホームページや広報紙等の媒体を活用して、支援施策を周知することにより、情報のバリアフリーを推進します。

①広報活動の充実

市のホームページや広報みなみそうま等による広報活動を積極的に実施し、障がいのある人への支援施策を分かりやすく伝えます。

また、視力に障がいをお持ちの方については、広報を声で録音して配布する等で、周知の方法の充実を図ります。

②各種福祉援助制度の周知

障がいのある人に対する税制上の優遇措置や、各種割引制度についての手引きを作成し、市の福祉事務所で配布して制度の周知を図ります。

○「障がいのある人への支援施策の普及」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
声の広報発行事業	視覚障がい者に行政や生活の情報を提供するため、「広報みなみそうま」と「社協だより」をテープ・CD(デイジー)に録音し、配布します。	社会福祉課
みなみそうまチャンネルでの広報	みなみそうまチャンネルにより、聴覚障がい者に行政情報や生活情報を提供します。	秘書課

(2) 相談体制の充実

【施策の方向】

障がいのある人の障がい福祉サービス利用等の希望を尊重し、その家族を含めた多様なニーズにきめ細かく対応するため、障がい福祉サービス事業所や施設等と連携し、専門的な相談にも応じることのできる総合的な相談支援体制の充実を図ります。

①相談支援事業の充実

指定特定相談支援事業所の相談員や相談支援専門員による相談支援事業の充実により、障がいのある人へ障がい福祉サービスの情報提供を行い、それぞれの障がいのある人が希望する障がい福祉サービスが利用できるような支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人に対し、権利擁護のために必要な援助や助言及び専門機関の紹介等を行います。

さらに、障がいのある人のいる家族への支援のため、家族からの相談にも十分に対応していきます。

②窓口機能の充実

障がいのある人の抱える多様な相談に柔軟に対応できるよう、市の福祉事務所や相談支援事業所の窓口機能の充実を図り、相双保健福祉事務所との連携も深めていきます。

また、相談支援事業所連絡会を活用し、障がいのある人からの相談に関する情報交換を行い、障がいのある人に必要な情報が提供できるよう、相談支援の窓口としての機能の充実を図ります。

○「相談体制の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
相談支援事業	市から委託された指定特定相談支援事業所が、障がいのある人や障がいのある子どもに関する各種相談に応じます。	社会福祉課

(3) 日常生活を支えるサービスの充実

【施策の方向】

障がいのある人の日常生活を支えるため、各種障がい福祉サービスの充実やサービス提供体制の構築に努めます。

①自立支援給付事業におけるサービスの充実

障害者総合支援法における自立支援給付事業について、利用者が希望するサービスを必要なときに受けられるよう、居宅介護や同行援護等の訪問系サービス、生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービス、自立生活援助や施設入所支援等の居住系サービス等の各種サービスにおける内容の充実やサービス提供体制の構築に努めます。

②地域生活支援事業におけるサービスの充実

本市が実施主体となる地域生活支援事業について、障がいのある人が地域で安心して日常生活を送れるよう、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の各種サービスにおける質的・量的な充実を図り、個々のニーズや地域の実態に応じて柔軟に支援を提供できるように努めます。

○「日常生活を支えるサービスの充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づき、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等のサービスを提供します。 ※「第5章 障がい福祉計画の事業の展開」に事業内容等を掲載しています。	社会福祉課
地域生活支援事業	本市が地域の実情を勘案して実施する事業であり、移動支援事業、日中一時支援事業等の支援を提供します。 ※「第5章 障がい福祉計画の事業の展開」に事業内容等を掲載しています。	社会福祉課

(4) 福祉を担う人材の確保・養成

【施策の方向】

障がいのある人が安心した日常生活を過ごせるよう、必要な障がい福祉サービスが安定して提供できる人材の確保と養成に努めます。

①介護職(障がい福祉サービス部門)へ従事する人材の確保

i 介護職(障がい福祉サービス部門)への就労促進

ハローワーク等との連携の下に実施する「福祉のお仕事相談会」等を活用し、参加者に介護職(障がい福祉サービス部門)の理解を求めるとともに、障がい福祉事業所のパンフレットの配布等により、障がい福祉事業所の仕事の理解を深め、障がい福祉サービス部門への就労を促進します。

また、障がいのある人の福祉サービスの利用の利便性を高める同行援護・行動援護や移動支援等の支援者を養成する講習会等について、市のホームページや広報みなみそうま等を通じて周知します。

ii 手話奉仕員等養成事業等の開催による支援者の育成と確保

手話奉仕員等養成講座や朗読奉仕員養成講座を開催し、視覚や聴覚に障がいのある人が必要とする奉仕員等としての支援ができる人材を育成します。

また、市のホームページや広報みなみそうま、声の広報事業等を活用して、手話奉仕員等派遣事業について周知し、活用を図ります。

○「福祉を担う人材の確保・養成」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
手話奉仕員等養成事業	視覚障がい者や聴覚障がい者の意思疎通を図るために、手話・朗読の奉仕員等養成講習会等を開催します。	社会福祉課

(5) 発達障がい者への支援

【施策の方向】

発達障がいのある人それぞれの特性に応じた支援体制の構築や、発達障がいの理解促進に向けた広報・啓発活動を推進します。

①発達障がいの理解促進

医療機関や発達障がい者支援センター等の関係機関との連携強化に努めるとともに、外見からは分かりづらい発達障がいについて、個々の発達障がいの特性等も含め、更なる理解促進に向けた広報・啓発活動を推進し、発達障がいのある人が地域や職場などで適切な配慮を受けられるように努めます。

(6) 障がいのある人の高齢化への対応

【施策の方向】

障がいのある人の高齢化に対応した環境づくりの推進や、サービスの提供体制の構築に努めます。

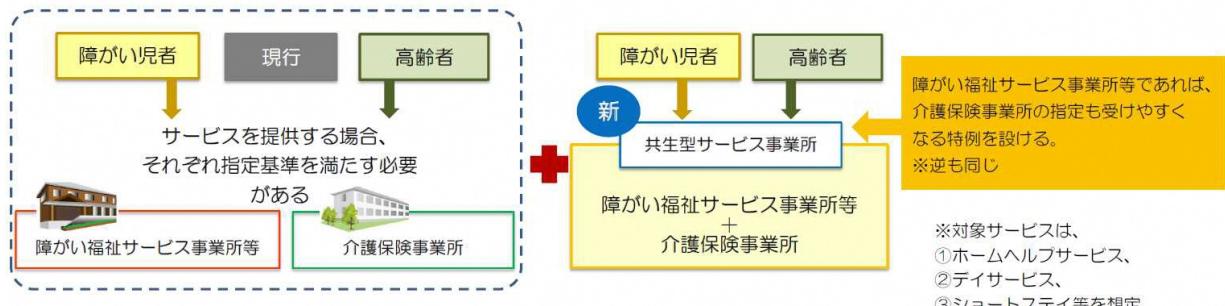
①高齢化を見据えた環境づくり

障がいのある人の高齢化への対応として、「親亡き後」を見据えたグループホーム等の整備や住宅のバリアフリー化を推進するとともに、介護保険サービスの円滑な利用も含め、個々の状況に応じたサービスの提供に努めます。

②共生型サービスの実施

同一の事業所で障がい福祉サービスと介護保険サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の実現を推進し、障がいのある人が高齢になっても、使い慣れた事業所においてサービスを継続利用できる体制の構築に努めます。

<共生型サービスのイメージ図>



3 障がいのある子どもへの支援の充実

(1) 障がいのある子どもへの支援

【施策の方向】

障がいのある子どもや発達に心配のある子どもや保護者が、地域社会で安心して生活でき、必要とする支援が受けられるようにするために、関係機関等と情報を共有し、支援の充実を図ります。

①障がいのある子どもへの支援

特別な支援を必要とする障がいのある子どもや発達に心配のある子どもについて、障害児通所支援事業など必要とする適切な支援を受けて成長できるよう支援を行います。

また、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族への適切な支援に向けて、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の協議の場の設置による連携の促進や、相談支援の充実を推進します。

②障がいのある子どもの理解と周知

障がいのある子どもや保護者が、地域社会で安心して生活できるように、市民や企業等に対して障がいのある子どもの特性についてのパンフレット等を配布し、理解の促進に努めます。

また、児童・生徒への障がいの理解を促進するため、福祉教育を推進します。

○「障がいのある子どもへの支援」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
乳幼児発達相談会	乳幼児健診等において発達面で経過観察を要する児と保護者を対象に、心理士による発達検査、相談、指導を実施します。	健康づくり課
幼児通級指導（ことばの教室）事業	言語に何らかの問題がある幼児に対し、個々に応じた言語指導を行います。	男女共同子ども課
子育て世代包括支援センター事業	母子保健及び育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	健康づくり課
障害児通所支援サービス及び障害児相談支援	障害児支援利用計画に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービスを提供します。 ※「第6章 障がい児福祉計画の事業の展開」に事業内容等を掲載しています。	社会福祉課

(2) 障がいのある子どもの親への支援

【施策の方向】

障がいのある子どもの親が持つ悩み・不安等の解決や負担軽減のため、様々な支援や事業の充実を図ります。

①障がいのある子どもの親への支援の充実

障がいのある子どもの親が持つ悩み・不安等を把握し、課題解決に向けて必要な情報提供や相談支援等を行います。また、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実や、ペアレントプログラム等を実施し、障がいのある子どもの親の負担軽減を図ります。

○「障がいのある子どもの親への支援」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
ペアレントプログラム講座	子育てにむづかしさを感じる保護者を対象に、楽しく子育てをする自信をつけることを目的とし、子どもの行動の理解やほめて育てるコツを学ぶ機会を提供します。	男女共同こども課

(3) 切れ目のない支援体制の構築

【施策の方向】

障がいのある子どものライフステージに沿って、切れ目のない支援を提供するための体制整備に努めます。

①ライフステージに応じた切れ目のない支援

障がいのある子どもが、ライフステージに沿って適切な支援が受けられるように、相談支援ファイル「かけはし」²や個別の教育支援計画「就学支援シート」³を活用し、保育園・幼稚園等や学校、障がい児福祉サービス事業所、就労支援事業所等との円滑な引継ぎや相談支援の充実等、途切れのない支援が可能となる体制整備に努めます。

² 進級・進学・就労するなどのライフステージが変わるときや、新たに福祉サービスを利用するときに、園や学校の先生、支援機関のスタッフなどと、支援の必要な方の普段の様子や関わり方、知っておいてほしい情報を共有するツール

³ 支援が必要な子どもの就学に際して、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校に、子どもの支援に役立つ情報を円滑に引き継ぐためのツール

(4) 保育・教育・医療との連携

【施策の方向】

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行うため、保育・教育・保健・医療機関との連携を図ります。

①保育機関との連携

保育園・幼稚園・認定こども園で、障がいのある子どもが適切な環境で育つことができるよう市で実施する巡回相談事業等を通じて、保育士等への指導・助言を行うとともに保健・教育機関や療育機関との連携を図ります。

②教育機関との連携

障がいのある子どもや発達に心配のある子どもが、早期に療育を受けることができるよう保健・保育・教育・医療との連携を図るとともに、療育機関利用後も関係機関とのケース会議を開催し、支援方法についての共通理解を図るように努めます。

③特別支援教育との連携

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進するために保健・福祉・医療との連携の下、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の実現を目指し、個別の教育支援計画の作成や相談支援ファイル「かけはし」の活用を図り、一貫した支援に努めます。

④福祉教育の推進

学校教育との連携により、福祉に関する理解と関心を深める活動や高齢者や障がいのある人との交流の推進に努めます。

⑤医療機関との連携

医療機関と連携して、重度障がい者の支援や、医療的ケア児に対する早期の支援体制整備に努めます。

○「保育・教育・医療との連携」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
保育園・幼稚園・認定こども園における障がい児保育	就学前の障がいのある児童が、年々増加傾向にあるため、障がいの程度に応じて受け入れの拡大を図ります。	幼児教育課
乳児保育等促進対策費等補助事業	私立保育園(所)における障がい児保育や地域活動事業の実施を促進し、入所児童の待遇の向上を図ります。	幼児教育課
被災児童の心のケア支援事業	放課後児童クラブへ臨床心理士等の有資格者を派遣して、支援員への指導支援や課題のある児童への対応を実施し、児童の心のケアの充実を図ります。	幼児教育課
介助員配置事業	障がいのある児童生徒の小中学校就学において、必要に応じ介助員を配置します。	学校教育課

(5) 発達障がい児への支援

【施策の方向】

発達障がいを持つ子どもの早期発見のため専門員による巡回等を行うとともに、関係機関との連携による支援体制の構築や教育環境の整備に努めます。

①発達障がい児の早期発見・支援

乳幼児健診や専門員による幼稚園・保育所等の施設への巡回・相談支援を行う「発達障がい等児童早期発見・早期支援事業」により、発達障がいを持つ子どもの早期発見に努めるとともに、教育機関や医療機関、発達障がい者支援センター等の関係機関との連携強化により、一人ひとりの状況や特性に応じた適切な指導や支援、情報提供等に努め、必要に応じて医療機関の受診や児童発達支援等の療育機関の利用を勧めます。また、支援の途切れがちな高校中退・卒業後の支援体制の構築に努め、社会参加に向けた支援に取り組みます。

②発達障がい児の教育環境の整備

発達障がいについて理解促進に努め、発達障がいを持つ子どもが他の子どもとともに安心して教育を受けられる体制を構築します。また、発達障がいを持つ子どもが個々の能力・特性に応じて適切な教育を受けられるよう、教育環境を整備します。

○「発達障がい児への支援」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
発達障がい等児童早期発見・早期支援事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員による巡回相談、個別相談、保護者支援、相談支援ファイルの普及等を行います。	男女共同こども課
学習支援事業	特別の支援を必要とする発達障がいを有する児童生徒が在籍している学校に、学習支援員を配置します。	学校教育課

4 地域における支援体制の充実

(1) 地域自立支援協議会の運営の強化

【施策の方向】

地域における保健・医療・福祉・教育・就労等、多分野・多職種とのネットワークシステムの構築により、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりや相談支援事業等を適切かつ円滑に実施していくため、地域自立支援協議会の運営強化を図ります。

①地域自立支援協議会の運営強化

地域自立支援協議会においては、地域におけるネットワークシステムを活用し、障がいのある人に関する問題や課題を提起し、解決策を協議・検証します。

また、障がい福祉サービスの充実や相談支援事業等の適切かつ円滑な実施に結びつけるため、地域自立支援協議会の運営を強化し、地域の福祉力の向上を図ります。

○「地域自立支援協議会の運営の強化」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会	障がいのある人が地域で生活するうえで発生する問題や課題を検証し、解決のための方策等の協議を行います。	社会福祉課

(2) 障がい者関係団体との連携強化

【施策の方向】

障がい者施策の充実を図るため、障がい者関係団体と行政との意見や情報交換を密にして、連携の強化を図ります。

①障がい者関係団体との連携強化

身体・知的・精神障がい者団体等と行政との意見や情報交換の場を増やすとともに、より連携を密にしながら、よりよい障がい者施策の推進を図ります。

また、障がい者関係団体等に地域自立支援協議会の委員としての協力を求め、課題の検証や解決等のための体制の強化を図ります。

(50 音順)

団体名	関係する主な障がいの種別
あさがお家族の会	知的・精神に障がいがある人の親の会
いち・に・さんの会	精神障がいがある人の親の会
おひさまクラブ	障がいのある子とその家族の子育てサークル
しゃべり場 つぼみの会	発達支援子育てサークル
手話サークル耳通口	手話の勉強と聴覚障がい者との交流の会
障がい児者ひまわりの会	障がい児・者の会
全国パーキンソン病友の会 福島県支部 相双方部会	パーキンソン病患者の会
太陽の会	精神障がいのある方の活動団体
パソコン要約筆記 南相馬	パソコン要約筆記により聴覚障がい者を支援する会
浜北聴障会	聴覚障がい
福島県視覚障がい者協会 相双方部	視覚障がい
福島県自閉症協会相双分会 (相双自閉症児者親の会)	自閉症児者の親の会
南相馬市身体障害者福祉会	身体障がい
南相馬市原町手をつなぐ親の会	身体や知的に障がいのある人の親の会
南相馬市福祉事業所連絡協議会	障がい福祉サービス事業所で構成された会
朗読ボランティアこだまの会	朗読により視覚障がい者を支援する会

(3) 地域における交流の推進

【施策の方向】

地域での交流は、障がいのない人も障がいのある人の抱える悩みや問題を共有することができ、お互いの理解につながることから、多くの市民の交流事業への参加を促すとともに、交流の機会を提供するボランティアの活動等を支援します。

①ボランティア活動等への支援

i ボランティア・NPO法人等への支援

障がいのある人が、地域において多くの方々と交流するため、交流事業の実施に際しては、ボランティア・NPO団体間や関係機関の連携を調整するなど、ボランティア等の活動を支援します。

ii ボランティア活動団体への情報提供

南相馬市社会福祉協議会や相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の関係団体との連携の下、障がいのある人の地域生活におけるニーズを把握し、ボランティア団体等がそのニーズにあった活動ができるよう情報の提供を行います。

②民生委員・児童委員等との連携

民生委員・児童委員、家庭児童相談員や相談支援事業所等の関係機関が連携を図り、相談活動の向上に努めます。

③市民の意識啓発

市民が、障がいのある人と地域において共に生活し支え合う意識を育み、多様な分野において障がいのある人の応援者となるよう、意識啓発等に努めます。

(4) 地域移行・地域定着支援の充実

【施策の方向】

関係機関・団体と連携した支援体制の整備により、障がいのある人の地域生活への移行の促進に取り組むとともに、地域で自分らしい生活を送るための支援を行います。

①地域生活への移行の促進

相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等の関係機関・団体と連携した支援体制の整備により、地域生活を支えるためのサービス提供体制の整備を進め、障がいのある人の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行の促進に努めます。また、入所施設との連携により、障がいのある人が在所時から地域生活への移行を見据えた取り組みや意識づくりができるような体制整備を行います。

②地域定着のための支援

地域で生活する障がいのある人本人の希望にあった暮らしができるよう、支援者だけでなく本人や家族等の意見・要望を汲み取り、障がい者一人ひとりの状況に合わせた住居の確保や日中の居場所・活動の場の整備を行い、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活をするための支援に取り組みます。

(5) 地域生活支援拠点等の整備

【施策の方向】

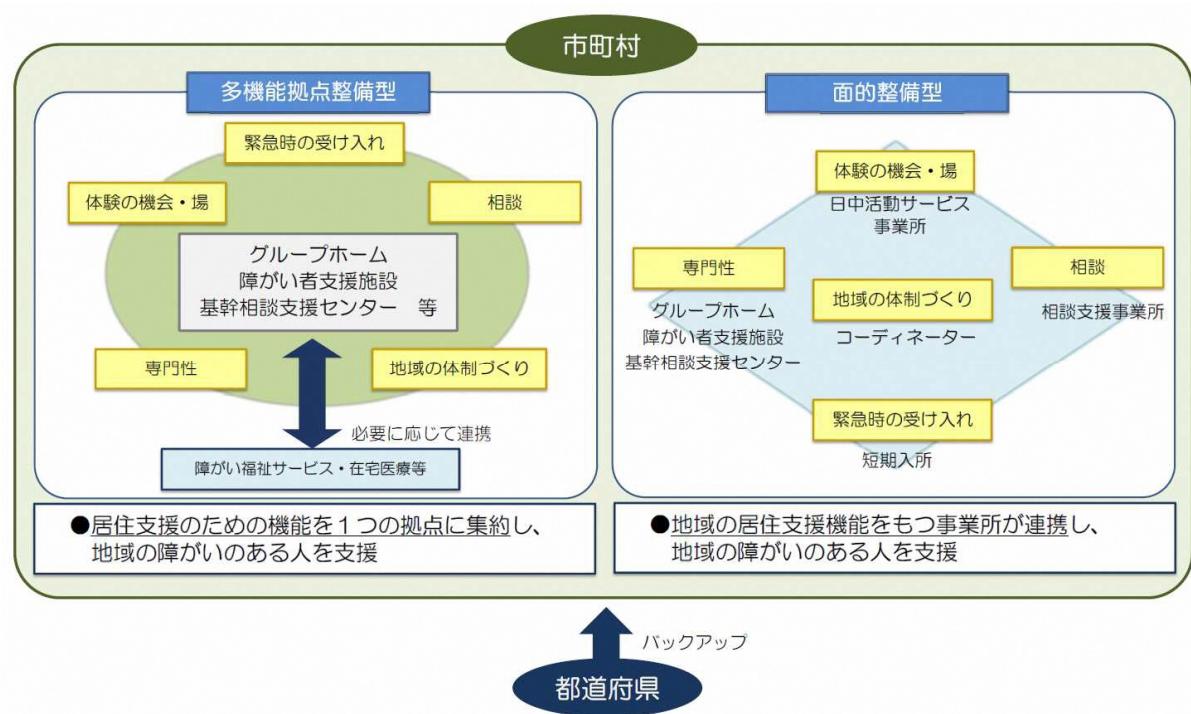
障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備を行うとともに、精神障がい者が地域で自分らしく生活するための地域包括ケアシステムの構築や基幹相談支援センターの設置による総合的な相談支援等の実施を推進します。

①地域生活拠点等の整備

障がいのある人の地域生活への移行や親元からの自立等に係る支援、障がいのある人の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据えて、地域と連携する体制づくりをさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。

整備にあたっては、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会に検討会を立ち上げ、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所、老人福祉施設や医療機関等と連携し、「地域生活支援コーディネーター」の配置や、家族からの相談にも対応できる効果的な支援を行える整備の推進に向けて、相双保健福祉事務所や近隣市町村と協議して取り組みます。

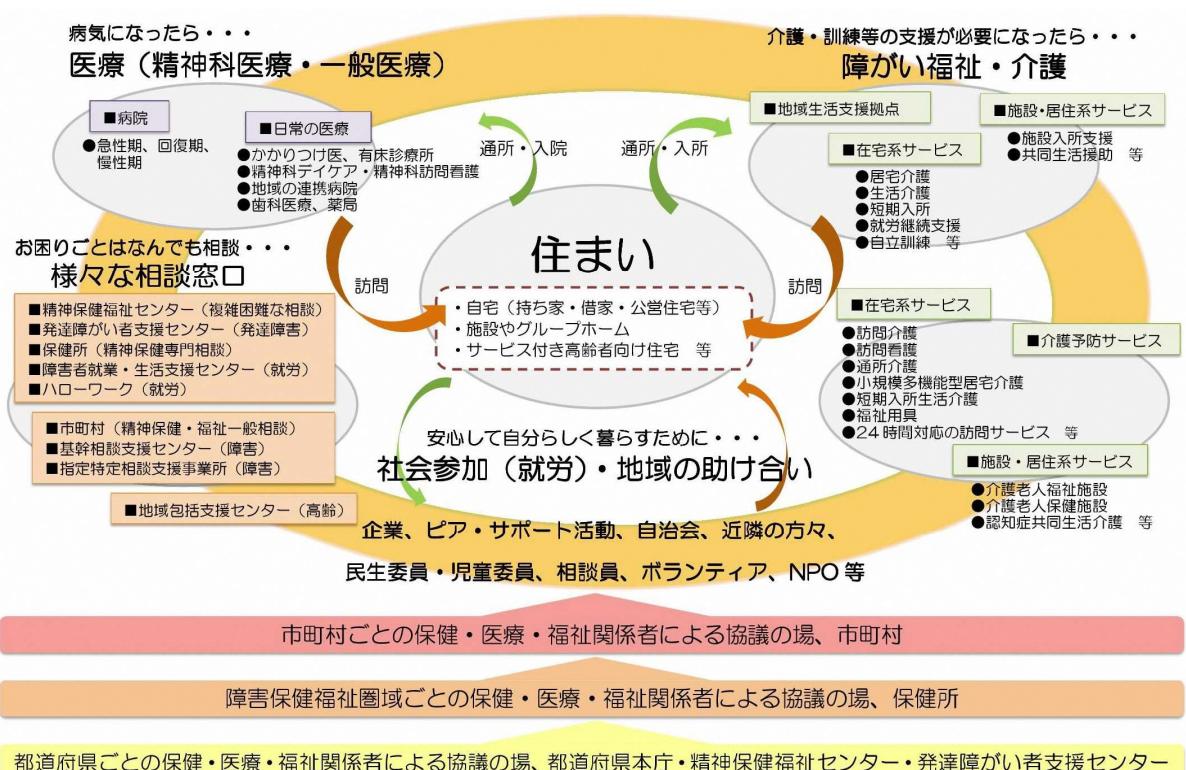
＜地域生活支援拠点等の整備手法のイメージ図＞



②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

障がいのある人が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に努めます。さらには、地域や障がい福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター等の関係機関・団体との連携により、長期入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進し、地域の一員として自分らしく生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

＜精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のイメージ図＞



③基幹相談支援センターの設置

地域の相談支援拠点として、総合的な相談支援（身体・知的・精神の3障がい対応）や成年後見制度利用支援事業等を行う基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所と連携した相談支援や地域生活への移行のための取り組み等を推進します。

5 保健・医療サービスの充実

(1) 健康づくりの推進

【施策の方向】

障がいの発生要因となる生活習慣病の予防と、疾病の重症化防止対策の充実に、積極的に取り組みます。

①生活習慣病の予防

健康的な生活習慣を身につけ、疾病が予防できる健康づくりを支援するため、ライフステージに応じた健康診査、健康教育、健康相談等の充実を図ります。

②重症化の防止

疾病にかかっても早期発見、早期治療により重症化を防止するため、関係機関等と連携し、障がいのある人でも健康診断を受けやすい体制づくりに努めます。

③受診継続の支援

精神疾患等は、服薬や受診の中斷により症状の再燃につながることが多いため、体調管理のために関係機関で協力して受診継続の支援に努めます。

○「健康づくりの推進」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
健(検)診事業	特定健診・各種がん検診を実施します。	健康づくり課

(2) 保健・医療との連携

【施策の方向】

保健・医療機関との連携を強化し、障がいのある人が健やかな生活を送れるよう支援します。

①保健・医療との連携強化

健診における診察や個別面談・各種相談会により、障がいの早期発見・早期支援に努め、家庭や保育園等の適切な関わりや支援を受けられるよう努めます。

また、障がいのある人や障がいのある子どもが、必要な療育や医療を受けられるよう、保健・医療との連携を強化します。

②障がいのある人や障がいのある子どもへの支援体制の構築

障がいのある人や障がいのある子どもへの支援のあり方についての情報を収集し、医療、保健、教育・保育機関及び児童相談所等と連携を図りながら支援体制を構築していきます。

③医師の確保・医療機関の充実

障がいの早期発見と療育機関等との連携のため、専門的な医師を配置する小児科や精神科医院等の充実に努めます。

○「保健・医療との連携」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
健診における心理士の相談	幼児健診に心理士を配置し、発達の遅れや心配のある幼児の相談・指導を実施します。	健康づくり課
すこやか教室	乳幼児健診等で経過観察を要する児を対象に、親子で触れ合う遊びを通して健やかな発達を促すとともに、保護者が子どもの発達と関わり方を理解し、不安や悩みを軽減し安心して子育てできるよう支援します。	健康づくり課 男女共同子ども課
乳幼児発達相談会	乳幼児健診等において発達面で経過観察を要する児と保護者を対象に、心理士による発達検査、相談、指導を実施します。	健康づくり課
ことばの相談会	ことばの発達に経過観察を要する児と保護者を対象に、言語聴覚士による検査や相談、言語指導等を実施します。	健康づくり課

(3) 心の健康の充実

【施策の方向】

心のケア事業との連携を強化し、障がいのある人が孤立せず、地域社会で共に安心した生活ができるよう支援します。

①心のケア事業の周知

障がいのある人が日常生活のなかで、孤立しないように、民生委員・児童委員や相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人に対して心のケア事業等の周知を行い、地域で障がいのある人を見守り支援に関する協力が得られるよう、働きかけていきます。

また、一人暮らしなどにより地域社会との交流がなく、孤立しがちな障がいのある人に対して、「こころの健康相談会」などの情報を市のホームページや広報みなみそうまに掲載して周知を図ります。

さらに、精神に障がいのある人については、アウトリーチ⁴による家庭訪問等を実施し、支援の強化を図ります。

⁴ 精神障がい者が、日常生活を送るうえで、生活に支障や危機的状況が生じないためのきめ細やかな訪問を行うこと

②相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族等が気軽に相談できるよう、相談支援事業所と連携し、相談員や相談支援事業所等の相談支援体制の周知を行います。

また、相談支援事業所とは、定期的に連絡会を開催して困難事例の報告や対応等に関するケース会議を行うなど、障がいのある人の問題・課題について検討し、相談員や相談支援専門員の相談支援技術の向上と相談支援体制の充実を図ります。

○「心の健康の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
心の健康相談事業	心の悩みや不安のある方を対象に精神科医師、心理士、保健師等による相談会や電話、来所等による相談を実施します。	健康づくり課
精神障がい者アウトリーチ事業	ひきこもり、未受診の障がい者に対して、多職種による医療保健福祉の生活支援全般の支援を行います。	福島県障がい福祉課

6 社会参加の促進と自立への支援

(1) 障がいのある人の雇用（就労）の場の確保

【施策の方向】

障がいのある人が地域社会で働く場を確保するため、企業に対して障がいのある人の雇用に対する支援制度の周知やアプローチを行います。

また、福祉的就労の場を提供し、障がいのある人が安心して働けるための支援をします。

①雇用促進のための制度の周知

企業等が障がいのある人を雇用することによって適用される助成制度について、ハローワーク相双や福島県立テクノアカデミー浜等の各関係機関との連携体制を強化し、企業等に対して啓発します。

②雇用の促進と安定

福島県における障がいのある人の雇用状況は、県内の対象企業（常用労働者数が50人以上規模の企業）に雇用されている障がい者数が過去最高となる一方、平成29年6月1日現在において、対象企業のうち法定雇用率（2.0%）を達成している企業が福島県全体で55.7%、相双管内で70.4%と、福島県全体では4割強の企業、相双管内では約3割の企業が法定雇用率に達していない状況にあります。平成30年4月1日には制度改正により、法定雇用率が2.3%（経過措置として、当面の間は2.2%）になることから、引き続き障がいのある人の雇用の促進について、ハローワーク相双と情報交換を行いながら就労支援の推進を行います。

また、障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワーク相双等と連携しながら、企業や雇用主に対し障がいのある人の雇用への理解を求めるとともに、障がいのある人一人ひとりの能力に合った採用の増加や、トライアル雇用⁵等各種制度の周知と活用に努めます。

さらに、公共団体においても、障がい者の法定雇用率を遵守するよう働きかけを行います。

③障がいのある人の就労機会の支援

i 職業、訓練情報等の提供

障がいのある人の就労に向け、企業における障がいのある人の雇用状況や就労に必要な技術の習得等のために、ハローワーク相双、福島県立テクノアカデミー浜など複数の関係機関で連携して実施している「障がいのある方に対する就職支援：委託訓練」の情報等の周知と活用に努めます。

また、精神障がい者雇用トータルソポーター⁶、ジョブコーチ等が充分に活動できるように、関係機関と連携して必要な支援を行います。

⁵ 労働者と雇用主が3か月以内の試用雇用契約を結び、適正や業務遂行の可能性等を見極めた上で、試用雇用終了後に本採用するかどうかを決める制度

⁶ 精神障がいに関する専門的知識を有しており、ハローワークにおいて雇用事例の収集や職場実習の実施、就職後のフォローアップ等、精神障がい者に対する総合的・継続的な支援を行っている

ii 相談支援体制の充実

障がいのある人の働く場を確保して自らの能力を活かすことができるよう、ハローワーク相双や相双障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、障がいのある人の就職の相談や支援等に努めます。

④福祉的就労の場の充実

福祉的就労の場の確保と充実を図るために、就労を支援する事業所等に対して、障がい福祉サービスを充実して提供できるように、国や県等からの施設整備等に関する補助金等の情報を周知します。

⑤工賃の向上への支援

就労継続支援事業所等の事業所パンフレットの配布と市のホームページへの掲載により、事業所の商品や役務の提供を紹介して、市民や企業等による就労継続支援事業所等の利用と活用を推進し、工賃向上へつながるよう支援を行います。

⑥障害者優先調達方針の推進

障害者優先調達推進法による庁内の物品等調達方針を周知・実践し、障がい者就労支援施設等の受注の機会の安定と確保に努めます。また、その実績を市のホームページへ掲載し公表します。

○「障がいのある人の雇用（就労）の場の確保」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
相双地域障がい者就職面接会	障がい者を積極的に雇用する意思のある事業所等と就職を希望する障がい者が一堂に会して相対方式による面接会を実施し、障がい者の就職促進、就職機会の拡大及び事業主への啓発を行います。	社会福祉課 (ハローワーク相双・福島労働局)

（2）就労定着に向けた支援

【施策の方向】

障がいのある人の就労後の職場定着に向けて、継続した支援を行うことで安心して仕事を続けられる環境づくりに取り組みます。

①職場定着に向けた支援の充実

障がいのある人が安心して働き続けることができるよう、企業や就労継続支援事業所等との連携により、就労後の環境変化による生活面の課題の把握に努めるとともに、相談体制づくりやフォローアップ研修の実施、ジョブコーチの活用など、受け入れ時から就労後まで継続した支援を行い、就労者の職場定着に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実

【施策の方向】

スポーツやレクリエーション、文化活動、余暇活動を通じて地域の人々との交流や、楽しみや生きがいづくりにつなげていけるよう、支援体制の整備を図ります。

①スポーツ・レクリエーション活動の充実

i 利用者支援体制の充実

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション等の活動促進を図るため、スポーツ等をする際の支援体制の充実に努めます。

ii 施設の条件整備の充実

障がいのある人がスポーツ・レクリエーション等を楽しむことができるよう、公共施設への情報支援機器の設置等、障がい者に配慮した施設の整備に努めます。

②生涯学習・芸術文化参加の支援

i 障がいのある人や障がいのある子ども等の作品展の開催支援

障がいのある人や障がいのある子ども等による絵画、書、手工芸等の作品を展示し、社会参加と市民の障がいのある人や障がいのある子ども等に対する理解を深めます。

ii 芸術文化活動への支援

障がいのある人や障がいのある子ども等の創造性を育み、生活に潤いを与える絵画、書、彫刻、デザイン、演劇等、芸術文化活動への取り組みを支援します。

iii 図書館等の利用への支援

視覚障がい等により、一般的な図書の利用が難しい障がいのある人や障がいのある子ども等に対する支援として、市立図書館等にさわる絵本、点字・録音図書、対面朗読、文字活字読上装置等の整備を推進します。

③交通・移動手段の充実

障がいのある人や障がいのある子ども等がスポーツ・レクリエーション・文化活動等に参加するため、企業等に対して低床バス等の導入を推進して移動手段等の充実に努めます。

また、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の利用や移動支援や同行援護等を促進し、移動手段の確保を図ります。

○「スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
障がい者スポーツ交流会 開催事業（1(1)の再掲）	障がい者のスポーツによる交流を深めるため、在宅障がい者交流事業(スポーツ・レクリエーション)を開催します。	社会福祉課
おひさまといっしょに 開催支援事業 (1(1)の再掲)	障がい者のレクリエーションによる交流を深めるため、障がい者交流事業(スポーツ・レクリエーション)の開催を支援します。	社会福祉課

7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

(1) やさしいまちづくりの推進

【施策の方向】

公共施設及び民間施設や交通機関におけるバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインについて普及啓発を行い、障がいの有無に関わらず、誰もが使いやすい施設となるようこれらに配慮した施設整備を推進します。

また、外部からの情報伝達に工夫の必要な、視覚や聴覚に障がいのある人にとって住みやすい環境づくりを推進します。

①人にやさしい施設整備の推進

歩道等の拡幅・段差の解消や色を統一した視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改修を行うほか、白杖や車椅子を使用しても歩きやすい道の整備やバリアフリーマップの作成に向けた検討等を推進します。

②施設案内板等の設置

聞こえない・聞こえにくいなど、聴覚に障がいのある人への配慮のため、市内施設等の案内板の設置を推進します。

③公共施設等の施設整備の充実

公共施設や交通施設等に障がい者用駐車場、多目的トイレ、スロープ等の整備の充実を推進します。

④公園等の設備整備の充実

福島県の「人にやさしいまちづくり条例」施設整備基準により、公園等の設備整備の充実を推進します。

⑤公共施設の整備充実

公共施設においても、ユニバーサルデザインに基づき整備するとともに、バリアフリー化を進めます。

○「やさしいまちづくりの推進」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
社会資本整備総合交付金事業	障がい児者、高齢者、児童等の安全確保のため、歩道の確保、段差解消や視覚障がい者用誘導ブロック等の設置を行います。	土木課・ 都市計画課
人にやさしいまちづくり条例の推進	福島県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。	都市計画課

(2) 障がいのある人の生活の場の確保

【施策の方向】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、グループホームの充実や市営住宅の優先入居、住宅改修への支援等を行います。

①グループホーム等の整備促進

単身生活が困難な障がいのある人の生活の場の確保策として、グループホーム等の整備促進を図ります。

②市営住宅の住環境の改善等

市営住宅ストック総合活用計画⁷に基づき行う市営住宅の建替え、改修等の整備にあたっては、障がいのある人が住みよい住環境の整備に努めます。

また、入居について障がいのある人の「優先制度」を周知します。

③住宅改修への支援

日常生活用具給付事業で行っている住宅改修費補助制度の広報を市のホームページや広報みなみそうまを利用して行い、障がいのある人が暮らしやすい住環境の整備を図ります。

また、住宅改修関連会社に対しても、住宅改修費補助制度に関する情報提供を行い、該当する住宅の改修に際しては、障がいのある人が利用しやすい制度になるよう理解の促進を図ります。

○「障がいのある人の生活の場の確保」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
日常生活用具給付事業： 住宅改修等	日常生活用具給付事業で行っている住宅改修費により、障がい者が暮らしやすい住宅の整備を図ります。	社会福祉課
公営住宅建設事業 (バリアフリー化)	障がい者や高齢者に配慮し、市営住宅の建替えに際しては、バリアフリー化を推進します。	建築住宅課

⁷ 健全な住宅市場の整備や市内の地域特性を生かした住宅施策に取り組み、市民の住生活の「質」の向上や地域性を踏まえた良好な居住環境の形成を目指すための計画

(3) 防犯対策の推進

【施策の方向】

障がいのある人に対する防犯対策の普及啓発に努めるとともに、緊急時における通報・連絡体制の充実を図ります。

①安全で安心なまちづくりの推進

障がいの有無に関わらず、すべての市民の協働による安全で安心なまちづくりを推進するとともに、障がいのある人が犯罪の被害者にならないよう、地域や警察等との連携を図ります。

②緊急時の通信体制の充実

i 緊急時の情報媒体の充実

障がいのある人が緊急時において、迅速に通報し、適切なサービスを受けられるような情報媒体の充実・活用や、民間事業所との連携による連絡体制の確保に努めます。

ii 聴覚障がい者の緊急通報ファックスの周知

消防署に事前登録しておくことで、自宅での火災や急病の際にファックス送信による連絡をすることができる緊急通報ファックスの周知を図ります。

○「防犯対策の推進」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
安心見守りネットワーク	市民が、地域から孤立することなく安心して生活できる環境を確保するため、事業所、警察署及び市の連携によって孤立死等の発生を未然に防ぐことを目的に、事業所等と行政が協定を結び、連絡体制を構築して実施します。	社会福祉課

(4) 情報提供の充実

【施策の方向】

視覚や聴覚に障がいのある人が円滑かつ速やかに必要な情報が得られるよう、情報メディア等の媒体を活用して、情報提供の充実を図ります。

①情報提供体制の充実

障がいのある人が、日常生活を送るうえで必要な情報が容易に得ることができるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実に努めます。

○「情報提供の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
声の広報発行事業	視覚障がい者に行政や生活の情報を提供するため、「広報みなみそうま」と「社協だより」をテープ・CD(デイジー)に録音し、配布します。	社会福祉課
コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者が公的機関等に赴く場合など、円滑な意思疎通を図るために、手話通訳士等を派遣します。	社会福祉課

8 震災からの復興と災害対策の推進

(1) 震災からの復興

【施策の方向】

震災の影響により休止した病院の再開や、震災の影響による悩みやストレスに対する相談窓口の普及啓発に努めるとともに、避難者が安心して帰還し、市内で安定して生活するための体制を整備します。

①医療機関の再開・整備

震災後、精神科を標榜する医療機関においては、避難指示区域の指定により休止している医療機関もあります。避難に伴い、転院を余儀なくされた方が、安心して帰還し、治療が受けられるよう医療環境の整備に努めます。

②震災に関連した心のケアの充実

東日本大震災等による精神的な影響が見られる人に対して、「こころの健康相談会」等の情報を市のホームページや広報みなみそうまに掲載して周知を図ります。

さらに、震災後は、アルコール依存症や自殺への対応が求められており、また、仮設住宅や災害公営住宅等で生活していることによるストレスやP T S Dへの対処も重要なになってきていることから、障がいのある人やその家族からの相談の受入機関の周知を図ります。

③安定した生活への支援

応急仮設住宅から災害公営住宅等に入居した方や避難先から戻った方が安定した生活を送れるよう、また避難先から帰還しようとしている方が、安心して南相馬市に戻って生活できるよう、相談支援体制や障がい福祉サービスの提供体制の基盤整備を図るとともに、相談支援事業所等の関係機関と連携して支援に努めます。

○「震災からの復興」の関連事業名

関連事業名	事 業 内 容	担 当 課
心の健康相談事業	心の悩みや不安のある方を対象に精神科医師、心理士、保健師等による相談会や電話、来所等による相談を実施します。	健康づくり課
心のケアセンター事業	震災後のストレス、避難生活による不安等に対して、医療・保健・福祉担当等による、訪問・相談支援を行います。	福島県障がい福祉課

(2) 災害対策

【施策の方向】

災害時要配慮者に対する防災対策の普及啓発に努めます。

また、東日本大震災等の災害の体験を活かし、地域における自主防災組織や警察、消防等との連携を強化し、緊急時における避難支援体制の充実を図ります。

①防災ネットワーク体制の確立

i 災害時要配慮者対策の推進

自主防災組織や民生委員・児童委員、相談支援事業所等との連携を強化するとともに、災害時における要配慮者の安否確認や自宅にいる要配慮者への支援のプロセスの構築、情報伝達及び福島県原子力災害広域避難計画の内容も踏まえた避難誘導の体制確立など、地域の防災ネットワークづくりの推進とその支援に努めます。

ii 災害時要配慮者等への防災意識の啓発推進

災害時要配慮者やその家族と地域住民の防災意識の高揚を図るため、関係機関・団体等と連携し、防災意識の啓発を推進します。

②避難時の支援体制の充実

避難が長期化した場合においても安全・安心な避難生活が送れるよう、災害時要配慮者に配慮した指定避難所の運営体制の充実を図ります。

また、配慮の必要な方が、指定避難所での避難生活に困難が生じ「福祉避難所」が開設された場合には、要配慮者の方の円滑な移動・移送に努めるとともに、安心した避難生活が送れるよう福祉資機材の備蓄や輸送の支援体制の構築を推進します。

なお、要配慮者名簿や災害時の個別避難計画の作成を推進するなど、日常から災害時に備えた避難支援体制の充実を図るとともに、災害時要配慮者避難支援センター(仮)の設置についても検討します。

③災害時の情報提供体制の充実

i 災害時の情報提供媒体の活用

視覚障がい者や聴覚障がい者など、周りからの情報を得ることが困難な人が情報を取得できるよう、多様な情報提供手段の確保に努めます。また、災害時に情報を受け取れる場所や手段についての周知を図ります。さらに、防災ラジオの配布や緊急情報等メールサービス(防災メール)の加入促進等を行い、災害時の迅速な情報提供体制の充実を図ります。

ii みなみそうまチャンネルの周知

聴覚に障がいのある人が、視覚による災害情報の取得のため、みなみそうまチャンネルを活用した情報の収集ができるよう周知を図ります。

④避難訓練の実施

市の防災訓練時において、福祉避難所として指定した施設との連携による、自主防災組織と共同の災害時要配慮者避難訓練を行い、障がいのある人が災害時に速やかに避難し、安心した避難生活ができるよう備えます。

また、地域での障がいのある方の避難について、自主防災組織へ協力を求めていきます。

第5章 障がい福祉計画の事業の展開

第5章 障がい福祉計画の事業の展開

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものです。本計画では、第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）に係る年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異も踏まえ、内容の見直しとサービス見込量等を定めています。

1 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき平成32年度（2020年度）における数値目標を設定します。目標値の達成に向けて、必要な環境整備等を積極的に推進します。

第5期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 施設入所者の地域生活への移行：平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行
- 施設入所者数の削減：平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減

●第4期計画の実績

項目	数値	考え方
実績値	95人	平成28年度末時点の入所者
目標値	80人	平成25年度末の現入所者数を84人とし、平成29年度末までの入所者数を4人減（4.8%）することを目標としていた。

●第5期計画の目標値

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数（A）	95人	平成28年度末時点の入所者
目標年度入所者数（B）	93人	平成32年度（2020年度）末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数（C）	8人	平成28年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	8.4%	移行割合（C/A）
【目標値】 削減見込み（率）	2人	平成28年度末時点から平成32年度（2020年度）末までの施設入所者の削減数（A-B）
	2.1%	削減割合（A-B/A）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を成果目標としたことを踏まえ、国の基本指針に基づき、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を進めます。併せて、福島県自立支援協議会のワーキンググループである「精神障がい者地域移行・地域定着検討会」とも連携し、入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進に向けた取り組みを進めます。

第5期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 協議の場の設置：市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する

●第5期計画の目標値

項目	数値	考え方
設置か所数	1か所	平成32年度（2020年度）末までに市において1か所設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等を整備します。

第5期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 障がい者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備（拠点を設けず、地域における複数の機関が連携して機能を分担する「面的整備型」の整備も可能）

●第5期計画の目標値

項目	数値	考え方
整備か所数	1か所	平成32年度（2020年度）末までに市または圏域において1か所整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①福祉施設利用者の一般就労への移行

「福祉施設から一般就労への移行を図る」という考え方に基づき、就労移行の支援が円滑に行われるよう、支援体制の充実を図り、今後、福祉施設から一般就労へスムーズに移行できるように、ハローワーク相双等の関係機関との連携を図るとともに、就労先の確保にも努めます。

第5期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

○福祉施設から一般就労への移行：平成28年度実績の1.5倍以上

●第4期計画の実績

項目	数値	考え方
実績値	0人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値	10人	

●第5期計画の目標値

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の年間移行者数	0人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成29年12月末時点の年間移行者数	6人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数（12月末時点）
【目標値】平成32年度（2020年度）末時点の年間移行者数	9人	平成29年度実績の1.5倍以上

②就労移行支援事業の利用

障がいのある人が、身近な地域での一般就労へ結び付ける就労移行支援事業の利用ができるよう、障がい福祉サービス事業所等による就労移行支援事業所の開設を促進します。

また、市外・県外の避難者が、避難先においても就労移行支援が利用できるよう、避難先自治体や障がい福祉サービス事業所と連携を図ります。

第5期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 就労移行支援利用者数の増加：平成28年度末の実績から2割以上増加

●第4期計画の実績

項目	数値	考え方
実績値	4人	平成28年度の就労移行支援事業の利用実績
目標値	6人	

●第5期計画の目標値

項目	数値	考え方
平成28年度末利用者	4人	平成28年度の就労移行支援事業の利用実績
【目標値】 平成32年度（2020年度）末 時点の利用者数	5人	平成28年度末の実績から2割以上増加

※就労移行支援利用者は、避難先の事業所を利用しています。

③就労定着支援による職場定着率

障がいのある人の就労後の定着も重要であることから、平成30年度に新設される「就労定着支援事業」の開始1年後の職場定着率について、目標値を設定します。

第5期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 就労定着支援事業による職場定着率：就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%以上とする

●第5期計画の目標値

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着支援事業による1年 後の職場定着率	80%	支援開始1年後の職場定着率80%

2 自立支援給付事業の推進

「自立支援給付事業」は、国で事業内容が決められています(実施主体は南相馬市)。そのうち介護給付と訓練等給付は、サービスを「訪問系」、「日中活動系」、「居住系」に区別されています。各サービスの利用者負担は、原則としてサービス費用の1割(定率負担)ですが、収入に応じた月額上限額があり、収入が少ない利用者への軽減措置があります。

	訪問系	日中活動系	居住系
介護給付	<input type="radio"/> 居宅介護 <input type="radio"/> 重度訪問介護 <input type="radio"/> 同行援護 <input type="radio"/> 行動援護 <input type="radio"/> 重度障害者等包括支援	<input type="radio"/> 生活介護 <input type="radio"/> 療養介護 <input type="radio"/> 短期入所	<input type="radio"/> 施設入所支援
訓練等給付		<input type="radio"/> 自立訓練(機能訓練) <input type="radio"/> 自立訓練(生活訓練) <input type="radio"/> 就労移行支援 <input type="radio"/> 就労継続支援A型 <input type="radio"/> 就労継続支援B型 <input type="radio"/> 就労定着支援(新規)	<input type="radio"/> 共同生活援助 (グループホーム) <input type="radio"/> <u>自立生活援助(新規)</u>
相談支援	<input type="radio"/> 計画相談支援 <input type="radio"/> 地域移行支援 <input type="radio"/> 地域定着支援		
補装具費			
自立支援医療	<input type="radio"/> 育成医療 <input type="radio"/> 更生医療 <input type="radio"/> 精神通院		

(1) 訪問系サービス

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

<居宅介護>

障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。

<重度訪問介護>

重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

<同行援護>

重度の視覚障がい者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

<行動援護>

知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

<重度障害者等包括支援>

障害支援区分6（児童については区分3相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護等の複数サービスを包括的に行います。

【サービス見込月間量】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	27	28			30	31	32
居宅介護							
重度訪問介護	1,135 時間分 (53人)	955 時間分 (44人)	1,032 時間分 (42人)	1,120 時間分 (46人)	1,142 時間分 (47人)	1,164 時間分 (48人)	
同行援護							
行動援護							
重度障害者等包括支援							
目標値	973 時間分	983 時間分	993 時間分				
達成率	117%	97%	104%				

※各年度3月の利用実績及び推計値。単位の「時間分」とは、1か月あたりのサービス利用時間の総数。()内は利用実人数。

◇必要量の見込み

現在の訪問系サービスの利用時間数を基に、サービスの利用の増加の見込時間数、精神障がい者の地域生活への移行に伴う見込時間数等から、各年度の目標値時間数を見込みました。

◇必要量確保の方策

障がいのある人が、地域の中で安心した生活を送るために必要な障がい福祉サービスが受けられるよう、事業所に対し、積極的に各種事業の実施を働きかけていきます。また、精神障がい者の地域生活への移行に伴い、サービス提供体制の整備に努めます。

訪問系サービスについては、利用希望は多いものの、人材不足により十分な支給量が得られないことが課題となっています。今後、障がいの種別に関わらず、すべてのサービス利用を希望する障がいのある人に対し、事業所においてスムーズなサービス提供が行われるよう、震災後、特に不足となっている介護職の人材確保や、支援者の技術の向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加への促進に努めます。

また、居宅介護事業所連絡会において、事業所間の連携と情報交換を行い、居宅介護事業の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）

＜生活介護＞

常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人及び50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創造的活動または生産活動の機会を提供します。

＜自立訓練（機能訓練）＞

生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜自立訓練（生活訓練）＞

生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜就労移行支援＞

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行います。

＜就労継続支援（A型）＞

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜就労継続支援（B型）＞

企業等や就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込月間量】

年度 区分	実績値		推計値	目標値		
	27	28	29	30	31	32
生活介護	2,580 人日分 (129人)	2,636 人日分 (133人)	2,605 人日分 (140人)	2,900 人日分 (145人)	2,900 人日分 (145人)	2,900 人日分 (145人)
目標値	2,860 人日分 (130人)	2,860 人日分 (130人)	2,860 人日分 (130人)			
達成率	90%	92%	91%			
自立訓練(機能訓練)	0 人日分 (0人)	0 人日分 (0人)	0 人日分 (0人)	22 人日分 (1人)	22 人日分 (1人)	22 人日分 (1人)
目標値	22 人日分 (1人)	22 人日分 (1人)	22 人日分 (1人)			
達成率	0%	0%	0%			
自立訓練(生活訓練)	266 人日分 (14人)	156 人日分 (10人)	135 人日分 (9人)	220 人日分 (10人)	220 人日分 (10人)	220 人日分 (10人)
目標値	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)			
達成率	403%	236%	205%			
就労移行支援	10 人日分 (1人)	48 人日分 (4人)	50 人日分 (3人)	60 人日分 (4人)	60 人日分 (4人)	60 人日分 (4人)
目標値	31 人日分 (2人)	31 人日分 (2人)	31 人日分 (2人)			
達成率	32%	155%	161%			
就労継続支援(A型)	89 人日分 (4人)	64 人日分 (3人)	63 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)
目標値	154 人日分 (7人)	176 人日分 (8人)	198 人日分 (9人)			
達成率	58%	36%	32%			
就労継続支援(B型)	3,141 人日分 (160人)	3,382 人日分 (170人)	3,686 人日分 (190人)	3,800 人日分 (200人)	3,895 人日分 (205人)	3,990 人日分 (210人)
目標値	3,322 人日分 (151人)	3,322 人日分 (151人)	3,322 人日分 (151人)			
達成率	95%	102%	111%			

※各年度3月の実績及び推計値。単位の「人日分」とは、1か月あたりのサービス利用日数の総数。

() 内は利用実人数。

◇必要量の見込み

<生活介護>

障害支援区分が3以上の人（50歳以上の場合は区分2以上）に該当する人の見込み数を基礎として、①デイサービスからの移行者数②支援学校卒業予定者数③生活介護サービスの新規利用対象者④福祉施設の現時点の動向⑤地域生活への移行者⑥アンケート調査結果から算出しました。

<自立訓練（機能訓練）>

現在の身体障がい者の施設の利用者数を基礎として、福祉施設の現時点の動向等を勘案して算出しました。

<自立訓練（生活訓練）>

新たに利用が見込まれる人数を含め、福祉施設の現時点での動向や地域生活への移行者、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

<就労移行支援>

現在の福祉施設利用者のサービス利用期間と、福祉施設の現時点での動向等を勘案して算出しました。

<就労継続支援（A型）>

現在のサービス利用者数を基本とし、福祉施設の現時点での動向等を勘案して算出しました。

<就労継続支援（B型）>

現在のサービス利用者数を基本とし、福祉施設の現時点での動向や地域生活への移行者等を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

福祉施設入所者の中には、生活介護サービス以外にも自立訓練や就労移行支援を経て地域生活への移行を目指す障がいのある人もいるため、サービス提供事業所に対し、支援体系が利用者のニーズに合ったもので、かつ充実が図られるように協力を求めていきます。

また、福祉施設に対して情報提供を行っていくとともに、障がいのある人の地域生活への移行・地域定着を進めるうえでも、サービス提供事業所間の連携を強化し、障がいのある人が障がい福祉サービスを自由に選択できるような体制づくりを推進していきます。

②療養介護

<療養介護>

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、① 障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、
②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関等で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【サービス見込月間量】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		27	28	29	30	31	32
療養介護		13人	13人	13人	14人	14人	14人
目標値		11人	11人	11人			
達成率		118%	118%	118%			

※各年度3月の実績及び推計利用者数。

◇必要量の見込み

現在の療養介護の利用者数を基本とし、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

◇必要量確保の方策

相双管内には療養介護を提供できる障がい福祉サービス事業所が無いことから、利用希望者に対しては、医療機関や市外及び県外の障がい福祉サービス事業所と調整し、協力体制を図りながらサービスの提供を支援します。

③短期入所

<短期入所>

居宅で介護する人が病気等の理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込月間量】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	27	28			30	31	32
短期入所	98 人日分 (9人)	75 人日分 (6人)	80 人日分 (10人)		120 人日分 (12人)	130 人日分 (13人)	140 人日分 (14人)
目標値	84 人日分 (12人)	114 人日分 (13人)	144 人日分 (14人)				
達成率	117%	66%	56%				

※各年度3月の実績及び推計値。単位の「人日分」は、1か月あたりのサービス利用日数の総数。

() 内は利用実人数。

◇必要量の見込み

現在の短期入所の利用者数を基本として、利用者数の伸びや新たに利用が見込まれる精神障がい者の地域生活への移行・地域定着による利用者数、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

◇必要量確保の方策

短期入所は介護者のレスパイトケアとしての役割もあり、様々な目的での短期入所利用が増加する中、障がいのある人が必要な時に利用できるよう、事業所等の協力を得て、短期入所施設の確保に努めます。

④就労定着支援

<就労定着支援（新規）>

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【サービス見込月間量】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	27	28			30	31	32
就労定着支援			新規		1人	1人	2人
目標値							
達成率							

◇必要量の見込み

福祉施設の現時点での動向やアンケート調査結果等を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

サービス対象者に対する事業の周知に努めるとともに、事業所に対する事業実施の働きかけを行います。

(3) 居住系サービス

①自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援

<自立生活援助（新規）>

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していった障がいのある人で一人暮らしを希望する人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

<共同生活援助（グループホーム）>

知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

<施設入所支援>

地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込月間量】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	27	28			30	31	
自立生活援助	新規			2人	4人	6人	
目標値							
達成率							
共同生活援助 (グループホーム)	63人	65人	63人	70人	76人	82人	
目標値	58人	68人	79人				
達成率	109%	96%	80%				
施設入所支援	92人	95人	93人	95人	94人	93人	
目標値	84人	83人	81人				
達成率	109%	96%	115%				

※各年度3月の実績及び推計利用者数。

◇必要量の見込み

<自立生活援助>

福祉施設の現時点での動向や地域生活への移行者、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

<共同生活援助（グループホーム）>

現在のサービスの利用者数を基礎として、サービスの利用者数の伸びや、精神障がい者の地域生活への移行・地域定着を含め、福祉施設からグループホームへの移行者数、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

<施設入所支援>

現在の施設入所者数を基礎として、将来の地域生活への移行・地域定着や新たに見込まれる利用者数を勘案して算出しました。

◇必要量確保の方策

障がいのある人の施設入所から地域生活への移行を促進するため、障がい福祉サービスの実施事業所によるグループホームの施設整備を促進するとともに、市民に対しては、障がいのある人が地域で共に生活するために、障がいの種類や特性、障がい福祉施設の内容等の広報活動を、市のホームページや広報みなみそうま等を活用して、積極的に周知します。

(4) 相談支援

<計画相談支援>

市が指定する指定特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援を行いサービスが適当かを検討します（モニタリング）。

<地域移行支援>

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

<地域定着支援>

居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【サービス見込月間量】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	27	28			30	31	32
計画相談支援	383 人	400 人	414 人	424 人	434 人	444 人	
目標値	390 人	400 人	410 人				
達成率	98%	100%	101%				
地域移行支援	3 人	4 人	2 人	3 人	3 人	3 人	
目標値	1 人	1 人	2 人				
達成率	300%	400%	100%				
地域定着支援	1 人	1 人	1 人	2 人	4 人	6 人	
目標値	1 人	2 人	4 人				
達成率	100%	50%	25%				

※各年度の実績及び推計利用実人数。

◇必要量の見込み

障がい福祉サービスの利用が見込まれる者で、計画相談を必要とする人や、福祉施設や精神障がい者の地域生活への移行・地域定着の移行数から見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がいサービスの利用を希望する障がいのある人が、本人に適したサービスが選択でき、また生活状況も含めて適切にアドバイスが受けられるよう、相談員や相談支援専門員の確保及び育成を図るとともに、相談支援事業の充実に取り組みます。

また、障がい福祉サービスでは支援として対応が不十分なケースについては、医療機関のデイケアや訪問看護等のサービスの選択も視野に入れた体制を整えていきます。

3 地域生活支援事業の実施

「地域生活支援事業」は、南相馬市が地域の実情を勘案して事業の内容を決定します。この事業を利用する場合の利用者負担額（手数料）は、条例により定めています。

平成25年度からは、難病等の指定（平成27年1月には130疾病から151疾病に拡大、平成27年7月には332疾病に拡大、平成29年4月には358疾病に拡大。）を受けた人も障がい者の範囲に加わり、障がい者の範囲が拡大されたため、それぞれの障がいの状況に応じた障がい福祉サービスの利用や日常生活用具の給付等の対応を行います。

○理解促進研修・啓発事業	○相談支援事業
○コミュニケーション支援事業	○日常生活用具給付等事業
○移動支援事業	○地域活動支援センター機能強化事業
○訪問入浴サービス事業	○日中一時支援事業
○社会参加促進事業	
・スポーツ・レクリエーション教室開催事業	
・奉仕員養成研修事業	
・点字・声の広報等発行事業	
・自動車運転免許取得・改造費助成事業	

（1）理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

（2）相談支援事業

＜障害者相談支援事業＞

障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

＜基幹相談支援センター＞

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

＜基幹相談支援センター等機能強化事業＞

基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域生活への移行に向けた取り組み等を実施します。

【サービス見込量（事業所数、設置有無）】

区分	年度	実績値		推計値	目標値					
		27	28	29	30	31	32			
障害者相談支援事業	目標値	5 か所	5 か所	5 か所	6 か所	6 か所	6 か所			
		5 か所	6 か所	6 か所						
		達成率	100%	83%	83%					
基幹相談支援センター	目標値				検討	検討	設置			
		達成率								

◇必要量の見込み

<障害者相談支援事業>

5 か所の指定特定相談支援事業所に相談支援事業を委託しておりますが、すべての事業所が委託相談支援業務と計画相談支援業務を担っており、相談支援専門員の業務量が増大しています。

平成 28 年 7 月 12 日に小高区（帰還困難区域を除く）及び原町区の一部が避難指示解除されたこともあり、今後一層の利用者増が見込まれるため、相談支援事業所を 1 か所増やすなどして相談支援体制を強化することが必要です。

<基幹相談支援センター・基幹相談支援センター等機能強化事業>

今後、市内及び圏域で相談支援体制の検討を行いながら、平成 32 年度（2020 年度）までに基幹相談支援センターの設置を目標とします。

◇必要量確保の方策

相談員・相談支援専門員の業務が煩雑になっていることから、定期的な相談支援事業所連絡会の開催により、事業所が担う基本相談等の均等化を図るとともに、事例検討等により相談員・相談支援専門員の技術の向上に努め、相談支援の充実・強化を図ります。

また、障がいのある子どもに関する相談支援は、現在 2 か所の指定障害児相談支援事業所が対応しておりますが、障がいのある人の相談支援も同じ事業所で対応しており、事務量が煩雑となっていることから、児童の支援に関する高い専門性を持った相談支援専門員の養成や確保、相談支援事業所の新たな開設について、相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会で検証・協議し、方策を検討していきます。

さらには、相談支援事業所のセンター化や地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置についても、相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会等で協議をしていきます。

(3) コミュニケーション支援事業

<手話通訳者・要約筆記者派遣事業>

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図るために支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。

【サービス見込量（利用者数：延べ）】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	27	28			30	31	32
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	32人	54人	42人	48人	48人	48人	48人
目標値	24人	24人	24人				
達成率	133%	225%	175%				

◇必要量の見込み

現在の手話奉仕員等派遣件数の実績を基に、支援が必要と見込まれる数を算出しました。

◇必要量確保の方策

手話奉仕員については、障がいのある人の医療機関の受診や行政手続きの同行には、専門用語を使用した手話通訳が求められており、支援者の育成と確保に努めます。

(4) 日常生活用具給付等事業

<日常生活用具給付等事業>

在宅の重度障がい者等に対して、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

【サービス見込量（給付件数）】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	27	28			30	31	32
介護・訓練支援用具	3 件	1 件	5 件	5 件	3 件	3 件	
目標値	2 件	3 件	3 件				
達成率	150%	33%	167%				
自立生活支援用具	5 件	2 件	5 件	5 件	5 件	5 件	
目標値	6 件	7 件	7 件				
達成率	83%	29%	71%				
在宅療養等支援用具	14 件	8 件	7 件	12 件	10 件	10 件	
目標値	9 件	10 件	10 件				
達成率	156%	80%	70%				
情報・意思疎通支援用具	11 件	8 件	7 件	15 件	8 件	8 件	
目標値	5 件	4 件	4 件				
達成率	220%	200%	175%				
排泄管理支援用具	1,549 件	1,513 件	1,460 件	1,500 件	1,500 件	1,500 件	
目標値	1,343 件	1,355 件	1,367 件				
達成率	115%	112%	107%				
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1 件	0 件	1 件	3 件	3 件	3 件	
目標値	3 件	3 件	3 件				
達成率	33%	0%	33%				

◇必要量の見込み

これまでの給付実績を基礎として、障がいのある人の地域生活移行者の割合や障がい者施設での利用者数を勘案し、見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

日常生活用具給付等事業については、難病や精神障がい者等の対象範囲の拡大、品目の追加等を予定しており、今後の給付増が見込まれます。障がいのある人が必要とする用具が的確に支給できるよう、制度について市のホームページや広報みなみそま等を活用して周知に努めます。

特に、ぼう胱・直腸機能に障がいのある人が必要とするストマ用装具は、利用者にとって日常生活上欠かすことのできない衛生器具であり、今後在宅使用以外も認める予定であるため、給付増が見込まれることから、速やかな支給体制の確保に努めます。

(5) 移動支援事業

<移動支援事業>

屋外での移動が困難な全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【サービス見込量（利用者数）】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	27	28			30	31	32
移動支援事業	8人 199.5時間	7人 84.5時間	5人 79時間				
目標値	8人 204時間	8人 204時間	8人 204時間	8人 144時間	9人 162時間	10人 180時間	
達成率	98%	41%	39%				

※平成27、28年度は年間の利用延人数・時間、平成29年度は年間推計値を掲載。

◇必要量の見込み

今年度のサービス利用が見込まれる者を基礎として見込量を算出しました。近年、避難先で利用していた者の転出等により、利用実績は減少していますが、アンケート調査結果から、サービス利用者増を目指しています。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人がサービスを希望通り利用できるよう、支援者的人材確保と育成について、各福祉サービス事業所へ働きかけを行うなどして支援します。

(6) 地域活動支援センター機能強化事業

< I 型 >

地域活動支援センター(Ⅰ型)は、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

< II 型 >

地域活動支援センター(Ⅱ型)は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

< III 型 >

地域活動支援センター(Ⅲ型)は、利用者 10 人以上、概ね 5 年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

【サービス見込量（事業所数、月利用者数）】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	27	28			30	31	32
地域活動支援センター機能強化事業	Ⅲ型 1 か所 (13 人)	Ⅲ型 1 か所 (13 人)	Ⅲ型 1 か所 (13 人)	—	—	—	—
目標値	Ⅲ型 1 か所 (12 人)	Ⅲ型 1 か所 (12 人)	Ⅲ型 1 か所 (12 人)	—	—	—	—
達成率	100%	100%	100% : 年度途中で福祉サービス事業所へ移行	—	—	—	—

※平成 27、28 年度は各年度の実施事業所数・3 月の利用延人数、平成 29 年度は 7 月時点の実施事業所数・利用延人数。

◇必要量の見込み

本市では、平成 18 年 10 月から、国の基準を満たす小規模作業所を地域活動支援センターとして指定し、機能強化事業補助金を交付して事業の向上を図ってきました。平成 29 年度途中で指定施設（Ⅲ型：えんどう豆）が他の福祉サービス事業所へ移行したため、現在は市内に地域活動生活支援センターはありませんが、引き続き事業の再実施に向けた協議を進めます。

(7) 訪問入浴サービス事業

<訪問入浴サービス事業>

身体障がい者の居宅を訪問して入浴のサービスを行い、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。対象者は、重度身体障がい者（児）で、自宅や日中活動の場での保清の確保が困難な人です。

【サービス見込量（年間利用者数）】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	27	28			30	31	32
訪問入浴サービス事業	3人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
目標値	3人	4人	5人				
達成率	100%	50%	40%				

◇必要量の見込み

これまでの利用実績を基礎として、利用者数の維持を目指しました。

◇必要量確保の方策

事業に関する広報活動を行い、在宅の重度障がい者の日常生活を継続的に支援します。市外に避難している利用者についても、市内利用と同様のサービスの提供が受けられるよう、サービス提供事業所等と連携を図ります。

(8) 日中一時支援事業

<日中一時支援事業>

障がい児者の日中における活動を確保し、障がい児者の家族の就労支援及び障がい児者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、就学している障がい児の放課後または在宅障がい者の日中の支援を図ります。

【サービス見込量（年間利用者数）】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	27	28			30	31	32
日中一時支援事業	37人	34人	30人	30人	32人	32人	32人
目標値	30人	30人	30人				
達成率	123%	113%	100%				

◇必要量の見込み

現在の日中一時支援事業の利用者数を基礎として、新たな利用者を見込みました。

◇必要量確保の方策

本事業の目的は、障がいのある人や障がいのある子どもの介護者の、日中の介護負担の軽減でもあることから、利用者の希望に添えるよう事業所との調整に努めます。

また、市外に避難している利用者についても、避難先でも同様のサービスが受けられるよう、サービス提供事業所と今後とも連携を図ります。

(9) 社会参加促進事業

<スポーツ・レクリエーション教室開催事業>

各種障がいのある人のスポーツ・レクリエーション大会等を支援し、参加の機会を広げます。

<点字・声の広報等発行事業>

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳その他障がいのある人に分かりやすい方法により、市の広報、視覚障がい等のある人に関する事業の紹介、生活情報、その他障がいのある人が地域生活をする上で必要度の高い情報等を提供します。

<奉仕員養成研修事業>

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう目的として、朗読・手話の奉仕員養成講習会等を開催します。

<自動車運転免許取得・改造費助成事業>

自動車運転免許の取得、及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【サービス見込量（年間数）】

区分	年度			目標値		
	27	28	推計値	30	31	32
スポーツ・レクリエーション教室開催事業 (事業件数)	3 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
目標値	3 件	3 件	3 件			
達成率	100%	67%	67%			
点字・声の広報等発行事業(利用者数)	15 人	17 人	16 人	16 人	16 人	16 人
目標値	12 人	13 人	14 人			
達成率	125%	131%	114%			
奉仕員養成研修事業 (開催回数)	41 回	32 回	49 回	50 回	50 回	50 回
目標値	56 回	56 回	56 回			
達成率	73%	57%	88%			
自動車運転免許取得・改造費助成事業(助成件数)	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
目標値	3 人	3 人	3 人			
達成率	67%	67%	67%			

※平成 27、28 年度は年間の事業件数・利用延人数・開催回数、平成 29 年度は年間推計値を掲載。

◇必要量の見込み

これまでの事業の実績を基礎として、目標値を算出しました。

◇必要量確保のための方策

いずれの事業も地域で生活する障がいのある人が社会参加をするために必要不可欠な事業であることから、利用者の希望に沿って実施することができるよう、利用者の意見・要望の聴取に努めるとともに、委託して実施する事業については、委託先との連携により事業の充実を図ります。

第6章 障がい児福祉計画の事業の展開

第6章 障がい児福祉計画の事業の展開

第1期南相馬市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、平成28年6月の児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から新たに策定が義務付けられました。障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第6項及び障害者総合支援法第88条第6項の規定で障がい福祉計画と一体に策定することができる計画とされていることから、第5期障がい福祉計画と一体的に策定するものとします。

1 成果目標の設定

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき目標を設定します。

第1期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

○児童発達支援センターの整備 :

平成32年度（2020年度）末までに各市町村または各圏域に1か所以上設置

○保育所等訪問支援を利用する体制の構築 :

平成32年度（2020年度）末までに各市町村において利用できる体制を構築

○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備 :

平成32年度（2020年度）末までに各市町村または各圏域に1か所以上確保

○保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置 :

平成30年度末までに各市町村または各圏域に協議の場を設置

①児童発達支援センターの整備

児童発達支援に加えて保育所等訪問支援、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど障害児支援の中核的な役割を担う「児童発達支援センター」については、相双管内に整備される状況には至っていません。

国では平成32年度（2020年度）末までに各市町村または各圏域に「児童発達支援センター」を1か所以上設置することとしており、本市においても国の基本指針を踏まえて、児童発達支援センターを中心とした多面的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの設置に向けて、相双保健福祉事務所や近隣市町村と協議して取り組みます。

②保育所等訪問支援を利用する体制の構築

専門職員による保育所や小学校等への訪問支援を行う「保育所等訪問支援」についても、相双管内でサービスを提供できる事業所はないことから、障害児通所支援事業所と調整し、協力体制を図りながらサービス提供体制の構築に向けて支援します。

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

重度の身体障がいと知的障がいが重複した状態にある「重症心身障害児」については、一般の障害児通所支援事業所では支援を受けることが困難であり、重症心身障害児への支援に対応した事業所は少ない状況にあります。

このような現状を踏まえ、国では重症心身障害児が身近な地域で支援を受けることができる体制を構築するため、平成 32 年度（2020 年度）末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に 1 か所以上確保することとしており、本市においても国の基本指針を踏まえて、相双保健福祉事務所や近隣市町村と連携を図りながら、平成 32 年度（2020 年度）末までの整備を目指します。

④保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

近年の医療技術の進歩により、これまでであれば命を落としていた重度の疾患・障がいのある子どもを救えるようになったことなどを背景として、経管栄養や人工吸引など何らかの医療的な配慮が必要な「医療的ケア児」が増加しています。

「児童福祉法」の一部改正において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることと規定されたことから、国では平成 30 年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を各市町村または各圏域に設けることとしており、本市においても国の基本指針を踏まえて平成 30 年度末までの設置を目指します。

2 障害児通所及び障害児相談の周知と事業の充実

本市には、障害児通所支援事業として、障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能の習得、集団生活への適応のための訓練を行う福祉サービスの「児童発達支援」と、放課後や夏休み等に、就学している障がいのある子どもを通所させて、生活能力向上のために必要な訓練と社会との交流の促進を図る放課後等の居場所づくりとしての「放課後等デイサービス」を実施している事業所があります。

今後は、乳幼児健診時に経過観察となる子どもの数が増えていることも踏まえ、障がいの状況に応じ、必要なサービスが提供できるよう、相談支援体制の充実を図りながら、障害児通所支援事業や保育所等訪問支援事業を進めます。

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

◇障害児通所支援サービス内容について

<児童発達支援>

障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

<医療型児童発達支援>

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に必要とされる治療を行います。

<放課後等デイサービス>

障がいのある就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

<保育所等訪問支援>

療育経験のある専門職員が保育所や小学校等を訪問し、子どもが集団生活に適応できるよう支援を行います。

なお、乳児院や児童養護施設の入所者に占める障がい児の割合が高いことを踏まえて、平成30年4月には対象範囲が拡大され、乳児院や児童養護施設に入所している障がい児にも訪問支援が可能となります。

<居宅訪問型児童発達支援（新規）>

重症心身障害児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障がいのある児童への支援は、一般的には複数の児童が集まる場所に通所しての支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたところですが、一方で重症心身障害児など外出が困難な児童への支援は提供されていなかった現状があり、これらの児童にも発達支援を提供できるよう、平成30年4月に当サービスが創設されます。

【サービス見込月間量】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		27	28	29	30	31	32
児童発達支援		304 人日分 (58人)	396 人日分 (63人)	334 人日分 (55人)	406 人日分 (58人)	434 人日分 (62人)	455 人日分 (65人)
目標値		301 人日分 (43人)	322 人日分 (46人)	343 人日分 (49人)			
達成率		101%	123%	97%			
医療型児童発達支援	平成 29 年 4 月より サービス開始			0 人日分	5 人日分 (1人)	5 人日分 (1人)	5 人日分 (1人)
目標値				-			
達成率				-			
放課後等デイサービス		711 人日分 (75人)	1,016 人日分 (100人)	1,090 人日分 (127人)	1,188 人日分 (132人)	1,233 人日分 (137人)	1,260 人日分 (140人)
目標値		832 人日分 (64人)	871 人日分 (67人)	910 人日分 (70人)			
達成率		85%	117%	120%			
保育所等訪問支援	平成 28 年 8 月より サービス 開始			0 人日分	2 人日分 (1人)	2 人日分 (1人)	2 人日分 (1人)
目標値				-			
達成率				-			
居宅訪問型児童 発達支援	新規			0 人日分 (0人)	0 人日分 (0人)	5 人日分 (1人)	
目標値							
達成率							

※各年度 3 月の利用実績及び推計値。単位の「人日分」とは、1か月あたりのサービス利用日数の総数。() 内は利用実人数。

◇必要量の見込み

児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業については、現在の利用者数を基礎として、新規の利用者数の伸びや、別サービスへの移行人数（児童発達支援事業から放課後等デイサービス事業への移行等）等を勘案して算出しました。

平成 28 年 8 月よりサービス開始の保育所等訪問支援事業、平成 29 年 4 月よりサービス開始の医療型児童発達支援事業については、それぞれ現在の利用決定者数の維持を目標として算出しました。

平成 30 年 4 月よりサービス開始の居宅訪問型児童発達支援事業については、地域における重度の障がい児の動向や各事業所の現時点での状況等を勘案して算出しました。

◇必要量確保の方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用見込は増加傾向にあるため、各事業所の状況を把握しながら、一層のサービス提供の充実を図るよう努めます。保育所等訪問支援事業については、保育所・幼稚園・教育機関・事業所と連携しながら、サービスを利用しやすい体制整備に努めます。居宅訪問型児童発達支援事業については、サービスの周知とともに、支援が必要な重症心身障害児等の適切な把握に努めます。

(2) 障害児相談支援

<障害児相談支援>

指定障害児相談支援事業者が障害児通所支援サービスの支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。また、支給決定後においては、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【サービス見込年間量】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		27	28	29	30	31	32
障害児相談支援	142 人分	181 人分	195 人分				
目標値	135 人分	150 人分	165 人分	210 人分	220 人分	230 人分	
達成率	105%	121%	118%				

※各年度の実績及び推計利用実人数。

◇必要量の見込み

現在の利用者数を基礎として、新規の利用者数の伸び等を勘案して算出しました。

◇必要量確保の方策

児童の相談支援を対応する指定障害児相談支援事業者は現在2か所であり、障がい者の相談支援を対応する指定特定相談支援事業者等も兼ねていることから、速やかな相談支援が提供できない状況にあります。利用者の伸びに応じ、相談員・相談支援専門員の人材の育成及び確保について、相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会で検証・協議し、N P O 法人等へ同事業の拡大や開始を働きかけ、サービス提供の充実を図ります。

(3) 医療的ケア児調整コーディネーター配置人数

<医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（新規）>

保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を各市町村または各圏域に配置し、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を行うものであり、平成30年度より配置促進を図ることが求められています。

【配置人数見込量】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	27	28			30	31	32
医療的ケア児調整コーディネーター配置人数			新規		0人	0人	1人
目標値							
達成率							

◇必要量の見込み

地域における医療的ケア児の動向等を勘案して必要な配置人数を算出しました。

◇必要量確保の方策

医療的ケア児への支援体制構築のために、多分野にわたる支援を調整する専門員等が必要であることから、支援が必要な医療的ケア児の把握に努めるとともに、コーディネーターの活用による総合的・包括的な支援の提供を図ります。

(4) 子ども・子育ての支援等における体制整備

<子ども・子育て支援等における体制整備（新規）>

障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握に努め、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における支援体制の整備に努めます。

また、障がいのある子どもに対する支援については、「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、関係機関の連携のもとに、早期発見・早期療育の一層の推進に向けて取り組んでいきます。

第7章 計画の推進

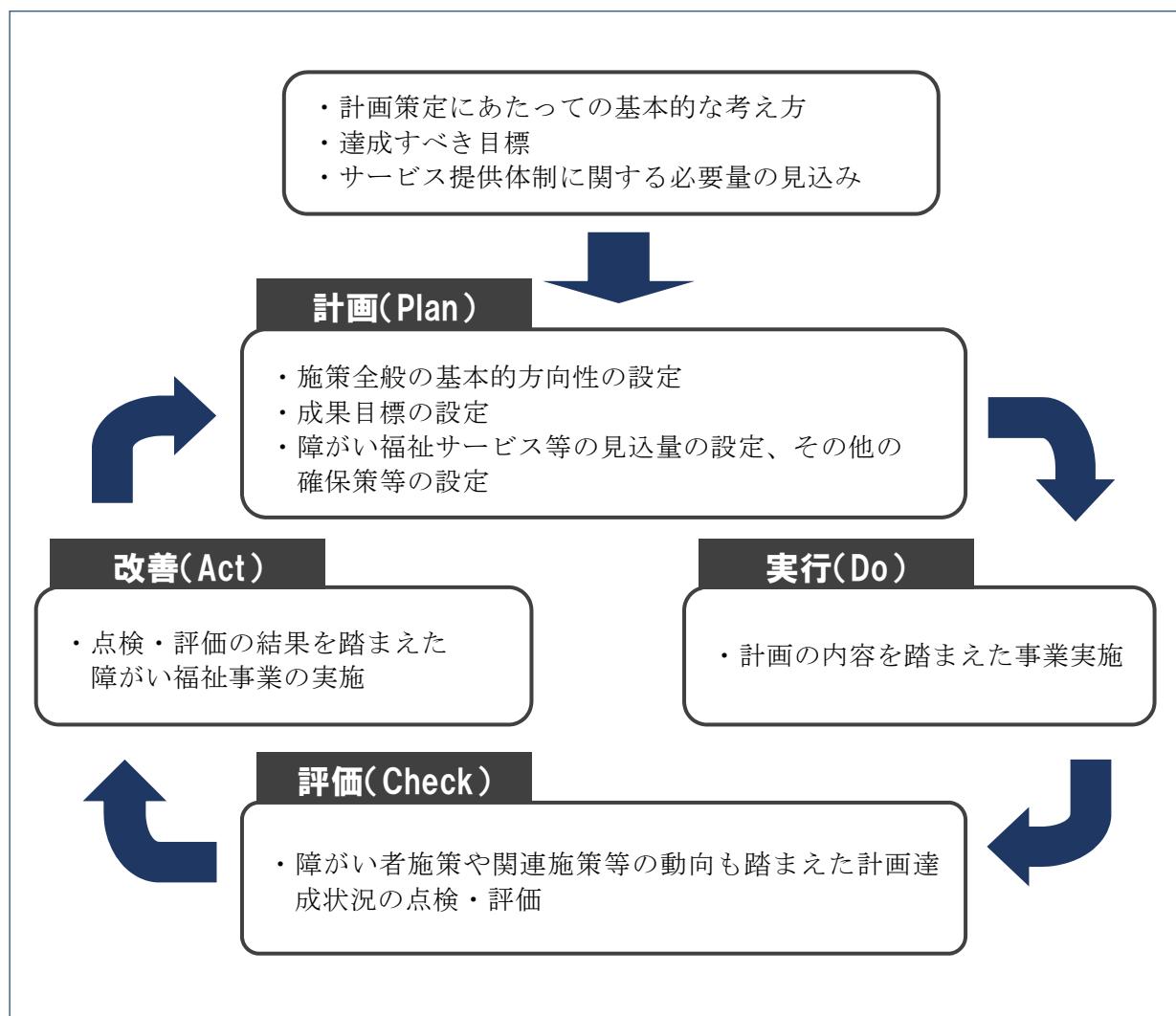
第7章 計画の推進

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを循環させながら、計画達成状況の点検・評価を行います。また、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会の各専門部会においても、関係する事務事業の達成状況の点検・評価を行います。

これらの点検した結果については、地域自立支援協議会の全体会に報告して、今後の障がい福祉サービスの提供体制の確保や関係機関の連携体制の構築等についての協議を行いながら、その後の障がい福祉事業の実施に反映していきます。

さらに、事業実施にあたっての問題や課題等については、障がいのある人や障がい福祉サービスを利用している人、事業所などの関係者から意見を聴取して検証し、より良い障がい福祉サービスが提供できるような支援体制づくり、障がい福祉施策の実施に努めます。

【P D C Aサイクルのプロセス】



【地域自立支援協議の各専門部会が点検する事務事業項目】

○地域生活支援部会

- 第4章 障がい者計画の事業の展開
 - 2 (2) 相談体制の充実
 - 2 (3) 福祉を担う人材の確保・養成
- 第5章 障がい福祉計画の事業の展開
 - 2 自立支援給付事業の推進
 - 3 地域生活支援事業の実施

○権利擁護支援部会

- 第4章 障がい者計画の事業の展開
 - 1 (1) 障がいのある人に対する市民の理解促進
 - 1 (2) 差別解消・虐待防止・権利擁護の充実

○就労支援部会

- 第4章 障がい者計画の事業の展開
 - 6 (1) 障がいのある人の雇用（就労）の場の確保
 - 6 (2) 就労定着に向けた支援
- 第5章 障がい福祉計画の事業の展開
 - 2 自立支援給付事業の推進

○発達障がい者支援部会

- 第4章 障がい者計画の事業の展開
 - 2 (4) 発達障がい者への支援
 - 3 (1) 障がいのある子どもへの支援
 - 3 (4) 保育・教育・医療との連携
 - 3 (5) 発達障がい児への支援
- 第6章 障がい児福祉計画の事業の展開
 - 2 障害児通所及び障害児相談の周知と事業の充実

○災害対策検討会

- 第4章 障がい者計画の事業の展開
 - 8 (2) 災害対策

第8章 資料編

第8章 資料編

1 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会共同設置要綱

平成24年2月24日
南相馬市告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、南相馬市及び飯館村（以下「構成市村」という。）が、南相馬市障がい者等相談支援事業実施要綱（平成20年南相馬市告示第28号）第6条第1項及び飯館村障がい者等相談支援事業実施要綱（平成20年飯館村訓令第1号）第6条第1項の規定による地域自立支援協議会を共同で設置するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この地域自立支援協議会は、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、地域において障がい者及び障がい児の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保、関係機関の連携体制の構築等に関する協議を行うものとする。

2 前項の目的を達成するため、協議会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 障がい福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 関係機関の業務において課題となった事項の対応策に関すること。
- (3) 地域の関係機関相互の連携体制の構築に関すること。
- (4) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (5) 関係機関の職員等に対する研修に関すること。
- (6) 障がい福祉計画等の進捗状況と進行管理に関すること。
- (7) その他目的達成に必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから南相馬市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 就労支援関係者
- (5) 権利擁護関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、南相馬市長及び飯館村長（以下「構成市村長」という。）が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

ただし、最初に開催される会議は、南相馬市長が招集し、会長が選任されるまでの間会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局会議)

第8条 協議会の運営について調整・提案等を行うため、事務局会議を置く。

2 事務局会議は、次に掲げる者で構成する。

(1) 協議会会长及び副会長

(2) 構成市村の障がい福祉担当者

(3) 相談支援アドバイザー

(4) 相談支援事業者

(5) 設置部会の部会長

(6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める者

3 事務局会議の議長には協議会の会長を、副議長には協議会の副会長をもって充てる。

(部会)

第9条 協議会に特定の事項について調査及び検討を行うため、部会を置く。

2 設置する部会の名称、人数等は事務局会議で調整のうえ、協議会で決定する。

3 各部会の部会員は、委員及び障がい福祉関係機関等から推薦された協力員のうちから、それぞれ会長が指名する。

4 各部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。

5 第7条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「南相馬市長」とあるのは「会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(負担金)

第10条 協議会等の運営等に要する経費に充てるため、飯舘村は負担金を拠出するものとし、その額は構成市村長の協議により決定するものとする。

2 前項の規定による負担金の納入の時期は、構成市村長が協議により定める。

(予算の執行)

第11条 協議会等に要する経費については、南相馬市の歳入歳出予算の定めるところにより執行するものとする。

(負担金の精算)

第12条 南相馬市長は、各年度において協議会に要する経費の予算に残額が生じた場合においては、飯舘村の負担金の額を翌年度において精算する。

(経費の執行状況)

第13条 南相馬市長は、各年度の出納閉鎖後速やかに協議会等に要する経費の予算の執行状況を飯舘村長に通知するものとする。

(告示の改廃)

第14条 この告示を改廃しようとするときは、あらかじめ構成市村長協議のうえ決定する。

(秘密の保持)

第15条 協議会等の会議の構成員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第16条 協議会等の庶務は、南相馬市障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、協議会の会議の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 前項に定めるもののほか、構成市村で決定すべき事項は、構成市村長協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(南相馬市地域自立支援協議会運営要綱の廃止)

2 南相馬市地域自立支援協議会運営要綱（平成20年南相馬市告示第29号）は、廃止する。

2 南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏名	団体機関名	全 体	事 務	権 利	地 域	就 労	発 達	災 害	児 福
1	林 久子	(福) 福島県福祉事業協会 原町共生授産園	○		○					
2	村田 純子	(特非) ほっと悠 相談支援センター ほっと悠	○	○			○			
3	荒 潤正	(福) 福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所	○	○	○	○		○	○	○
4	豊永 久美	(特非) ほっと悠 相談支援センター ほっと悠	○			○				
5	青田 由幸	(特非) さぼーとセンターぴあ 相談支援事業所 そらまめ	○	○	○	○			○	○
6	岩崎 ちあき	(特非) はらまちひばり 相談支援事業所 はらまちひばり	○	○						
7	西 みよ子	(特非) あさがお 共同生活援助いやしの家	○		○					
8	遠藤 明美	(福) 福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所	○				○			
9	荒 博史	(福) 福島県福祉事業協会 相双地域障害者総合 支援センター相双障害者就業・生活支援センター	○							
10	渡辺 幸恵	(公社) 金森和心会 雲雀ヶ丘病院	○			○				
11	須藤 康宏	(医) メンタルクリニックなごみ	○	○		○				
12	高橋 美加子	福島県中小企業家同友会 相双地区	○				○			
13	佐々木 昭宣	南相馬市身体障害者福祉会	○			○				
14	井関 一男	南相馬市原町手をつなぐ親の会	○							
15	岡 幸枝	福島県自閉症協会相双分会 (相双自閉症児者親の会)	○					○		
16	高田 公恵	(福) ちいしば会 原町聖愛こども園	○					○		
17	佐藤 清彦	(福) 南相馬市社会福祉協議会	○		○				○	
18	小林 浩二	(福) 飯舘村社会福祉協議会	○		○					
19	佐藤 金雄	福島県司法書士会	○							
20	吉成 孝志	福島県相双保健福祉事務所 保健福祉課障がい者支援チーム	○	○	○	○				
21	佐藤 千尋	福島県浜児童相談所南相馬相談室	○							
22	渡部 智子	福島県相双保健福祉事務所 保健福祉課児童家庭支援チーム	○					○		
23	石垣 真樹子	福島県教育庁 相双教育事務所学校教育課	○					○		○
24	菅原 直子	福島県立相馬支援学校	○				○			
25	宮城 錠児	ハローワーク相双	○							
26	高橋 美代子	飯舘村教育委員会	○							
27	新妻 直恵	(特非) きぼう じゅにあサポートかのん	○	○				○		○
28	郡 信子	(特非) さぼーとセンターぴあ 相談支援事業所 そらまめ		○		○			○	

	氏名	団体機関名	全 体	事 務	権 利	地 域	就 労	発 達	災 害	児 福
29	菅野 勝也	(特非) あさがお 相談支援事業所 ともに		○		○				○
30	山田 晴彦	(特非) ぼーんず ぼーんずB		○			○			
31	嵯峨 圭子	(特非) ほっと悠 相談支援センター ほっと悠			○					
32	石田 宏之	(特非) さぼーとセンターぴあ 相談支援事業所 そらまめ			○					
33	佐藤 金雄	福島県司法書士会			○					
34	清水 浩行	太陽の会			○					
35	大野 比呂子	おひさまクラブ			○					
36	佐藤 美智子	手話サークル「耳通口」			○					
37	八巻 江津子	手話サークル「耳通口」			○					
38	高澤 孝夫	福島県視覚障害者福祉協会 相双方部			○					
39	武内 松代	南相馬市手をつなぐ親の会			○	○				
40	長谷川あづさ	福島県相双保健福祉事務所 保健福祉課児童家庭支援チーム			○					
41	門馬 こずえ	(特非) さぼーとセンターぴあ デイさぼーとぴーなっつ				○				
42	小島 令子	(特非) あさがお 共同生活援助いやしの家				○				
43	高橋 万貴	(特非) はらまちひばり はらまちひばりワークセンター				○				
44	荒川 雄久	(福) 福島県福祉事業協会 原町共生授産園				○			○	
45	伏見 香代	相馬広域こころのケアセンターなごみ				○				
46	福島 祐子	(福) 南相馬市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所				○				
47	中川 正勝	(特非) はらまちひばり はらまちひばりワークセンター					○			
48	國分 麻美	(特非) はらまちひばり はらまちひばりワークセンター					○			
49	長澤 正幸	(福) 福島県福祉事業協会 ワークスペース・アシスト					○			
50	佐藤 敬子	(特非) J i n サラダ農園					○			
51	高野 由紀子	(特非) さぼーとセンターぴあ 自立研修所えんどう豆					○			
52	三条 美雪	(福) 福島県福祉事業協会 相双地域障害者総合 支援センター相双障害者就業・生活支援センター					○			
53	森 桂子	(特非) あさがお きぼうのあさがお					○			
54	木幡 昌博	飯舘村商工会					○			
55	青田 邦彦	小高商工会					○			
56	但野 裕	鹿島商工会					○			

	氏名	団体機関名	全 体	事 務	権 利	地 域	就 労	発 達	災 害	児 福
57	酒井 聖美	原町商工会議所					○			
58	荒木 栄夫	ハローワーク相双					○			
59	遠藤 敦	福島県立テクノアカデミー浜					○			
60	齋藤 順子	福島県立テクノアカデミー浜					○			
61	佐藤 光男	福島県授産事業振興会					○			
62	大竹 美佳	(福)福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所						○		
63	竹中 芳子	障がい児者ひまわりの会						○		
64	小澤 なな	(福)福島県福祉事業協会 のびっこらんど愛愛						○		○
65	田村 文子	(学)青葉 青葉幼稚園						○		
66	足立 知子	相馬広域こころのケアセンターなごみ						○		
67	佐藤 千尋	福島県浜児童相談所南相馬相談室						○		
68	荒井 郁絵	福島県立相馬支援学校						○		
69	渡邊 幹夫	福島県立相馬農業高校						○		
70	大河原 愛美	飯舘村健康福祉課						○		
71	高橋 美代子	飯舘村教育委員会						○		
72	稻葉 真二	南相馬市教育委員会学校教育課						○		○
73	加賀 八重子	南相馬市教育委員会学校教育課						○		
74	松本 充博	南相馬市教育委員会幼児教育課						○		
75	高田 律子	南相馬市教育委員会幼児教育課 かしま保育園						○		
76	丸山 香織	南相馬市健康福祉部健康づくり課						○		○
77	伊賀 マリ子	(特非)きぼう きっずサポートかのん								○
78	石川 保夫	(特非)自然環境応援団 放課後等デイサービス あーす								○
79	志賀 早苗	(医)伸裕会 訪問看護ステーション ゆうゆう								○
80	佐藤 弘康	相双保健福祉事務所保健福祉課 保健福祉課児童家庭支援チーム								○
81	佐藤 玉枝	南相馬市教育委員会幼児教育課								○

※表中、「全体」は「全体会」、「事務」は「事務局会議」、「権利」は「権利擁護部会」、「生活」は「地域生活支援部会」、「就労」は「就労支援部会」、「発達」は「発達障がい者支援部会」、「災害」は「災害対策検討会」、「児福」は「障がい児福祉計画検討会」の略である。

3 計画策定の経緯

平成 29 年 6 月 7 日	第 2 回災害対策検討会
平成 29 年 7 月 24 日	第 1 回南相馬市・飯舘村自立支援協議会 全体会議
平成 29 年 9 月 19 日	第 5 回地域生活支援部会
平成 29 年 9 月 22 日	第 4 回就労支援部会
平成 29 年 10 月 13 日	第 6 回権利擁護部会
平成 29 年 10 月 17 日	第 6 回地域生活支援部会
平成 29 年 10 月 18 日	第 1 回南相馬市・飯舘村自立支援協議会 事務局会議
平成 29 年 11 月 6 日	第 2 回南相馬市・飯舘村自立支援協議会 全体会議
平成 29 年 11 月 7 日	第 1 回障がい児福祉計画等検討会
平成 29 年 11 月 10 日	第 5 回就労支援部会
平成 29 年 11 月 22 日	第 2 回障がい児福祉計画等検討会
平成 29 年 11 月 23 日	第 8 回発達障がい者支援部会
平成 29 年 11 月 28 日	第 7 回地域生活支援部会
平成 29 年 11 月 30 日	第 7 回権利擁護部会
平成 29 年 12 月 11 日	第 2 回南相馬市・飯舘村自立支援協議会 事務局会議
平成 29 年 12 月 26 日	第 3 回南相馬市・飯舘村自立支援協議会 全体会議
平成 30 年 2 月 9 日	第 3 回南相馬市・飯舘村自立支援協議会 事務局会議
平成 30 年 2 月 13 日	企画調整会議
平成 30 年 2 月 19 日	序議
平成 30 年 2 月 22 日	議会全員協議会（報告）

第5期障がい者計画

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

平成 30 年 3 月

南相馬市 健康福祉部 社会福祉課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

TEL:0244-24-5241



表紙・裏表紙の絵は、
児童発達支援・放課後等ディサービス事業所に
通所する子どもたちの作品です。

表紙

のびっこらんど愛愛（左上）
きっずサポートかのん（左下）
じゅにあサポートかのん（右上）
ちゃいるどサポートかのん（右下）

裏表紙

あーす